

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
確定拠出年金法	運営管理機関の登録および登録事項の変更の際は、役員の本又はこれに代わる意見を提出することになっており、登録事項の変更届出は、1週間以内に行う。	c		運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項の簡素化(非常勤役員)及び変更届出期間の延長等については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認めることはできない。						z07001	金融庁・厚生労働省	確定拠出年金制度の改善	5005	5005011		G05	(社)全国地方銀行協会	11	A	確定拠出年金制度の改善	運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならないとの期間制限を緩和する。	変更時より2週間以内に届け出ることとは時間的にタイトな場合もあるため、本期間制限を緩和すべきである(例えば、変更の都度届出を行うのではなく、定期的に年1-2回の基準日時点における情報を届け出れば可とする等)。現状、役員の本及び住所など、届出に変更が生じ得る事項については、とりわけ登録事項を管理する事務負担が大きくなっている。	確定拠出年金法 第89条第1項、第92条 命令 第2条、第3条		
確定拠出年金法	運営管理機関の登録および登録事項の変更の際は、役員の本又はこれに代わる意見を提出することになっており、登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。	c		運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項の簡素化(非常勤役員)及び変更届出期間の延長等については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認めることはできない。						z07001	金融庁・厚生労働省	確定拠出年金運用管理機関の登録事項の変更に関する届出事項の簡素化等	5083	5083005		G05	全国農協中央会・農林中金連	5	A	確定拠出年金運用管理機関の登録事項の変更に関する届出事項の簡素化等	確定拠出年金運用管理機関の登録事項の変更に係る主務大臣への届出について、軽微な事項の簡素化(年1回等の届出)及び2週間以上の届出期間制限を緩和する。	役員が変更となった場合については登記事項証明書・住民票・履歴書・給与簿等が、出資の総額が変更となった場合には登記事項証明書を添付書類として期限内に提出する必要があるが、取得が困難な場合、前項が短いことから事務負担が大きいとされている。 企業又は加入者等の運営管理機関の定款等及び影響が小さいと認められる事項(非常勤役員の変更、出資金額の小額変更等)については、加入者保護の観点からも、変更の都度届出する必要は低いと考える。	確定拠出年金法第89条、第92条第1項 命令 第2条、第3条		
銀行法第15条第1項、同施行規則第16条、第35条第1項第7号	銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の所在地又は設置場所等の特殊事情により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	a		当座預金を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所に係る営業時間の規制について緩和する法令改正の準備を行っていること。	実施時期を明示して頂きたい。	a				z07001	金融庁	店舗の営業時間規制および営業日規制の緩和	5005	5005012		G06	(注)全国地方銀行協会	12	A	店舗の営業時間規制および営業日規制の緩和	午前中のみ、あるいは夕刻以降のみ営業する店舗など、当該地域の顧客ニーズにきめ細かく対応した営業形態も可能な場合、例えば、小規模・少人数の店舗においては、昼の休憩時間帯に営業、防犯面で支障が生じない、昼食休憩時間帯に窓口を閉鎖できれば、交代要員の確保が不要となり、最小限の人員による窓口営業が可能となる。これにより、従来は人員確保が難しい無人化機動的な設定が可能となるようにすべきである。 店舗の営業時間については、その所在地または設置場所の特殊事情により異なる営業時間を設定することができるものとされているが(銀行法施行規則第16条第3項)、これについては特殊事情など、資金決済に係る顧客利便の維持には十分配慮するものとする。	現行規制によれば、銀行は平日の午前9時から午後3時までとは別に窓口を開けておかなければならない。しかし、銀行の各店舗における時間帯ごとの来店客数が各店舗の立地条件や顧客の属性により異なるものとなっている中、顧客利便の維持・向上および業務、防犯面で支障が生じない、昼食休憩時間帯に窓口を閉鎖できれば、交代要員の確保が不要となり、最小限の人員による窓口営業が可能となる。これにより、従来は人員確保が難しい無人化機動的な設定が可能となるようにすべきである。 店舗の営業時間については、その所在地または設置場所の特殊事情により異なる営業時間を設定することができるものとされているが(銀行法施行規則第16条第3項)、これについては特殊事情など、資金決済に係る顧客利便の維持には十分配慮するものとする。	銀行法 第15条第2項 同施行規則 第16条、第35条第1項第7号		
銀行法第15条第1項	銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の所在地又は設置場所等の特殊事情により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	a		当座預金を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所に係る営業時間の規制については平成17年度中に内閣府令を公布予定。	実施時期を明示して頂きたい。	a				z07001	金融庁	店舗の営業時間規制の廃止若しくは緩和および届出の廃止若しくは簡素化	5116	5116017		G06	社団法人第二地方銀行協会	17	A	店舗の営業時間規制の廃止若しくは緩和および届出の廃止若しくは簡素化	店舗の営業時間の規制(午前9時から午後3時まで)を廃止若しくは緩和するとともに、営業時間を変更する場合の届出を廃止若しくは事後届出とする。	以下のような現状を踏まえ、現行の画一的な営業時間規制を行っていないか、今後はいずれかの自己責任において、顧客のニーズ、利便性の確保を踏まえた店舗運営を行うことで特に問題ないものと考えられる。 銀行の店舗の営業時間の規制は、窓口業務を想定したものであり、銀行業務の多様化や機能化、インターネットバンキング、コマースATMの登場により、従来の窓口業務を想定した営業時間の概念は陳腐化している。 インターネットバンキングなどでは、出先でアクセスするサービス等が普及している。最小限の人員による小規模店舗の場合、営業時間を地域特性に合わせた時間帯に絞り込むことで、防犯上、労務管理上の負担が軽減される。 また、個別事情を考慮し営業所毎の規制緩和とした場合、顧客への周知等の措置を徹底したうえで、届出を事後とすることで事務負担の軽減と店舗運営の機動的な確保を図っていただきたい。	銀行法施行規則第16条、第35条第1項		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
銀行法第15条第1項同法施行令第5条	銀行の休日に関する法律に規定する休日、2月31日(日)から1月3日までの日と定めるほか、営業所の所在地における一般の休日と異なる日である当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日及び営業所の特殊事情により、当該営業所の休日とすることがやむを得ない日として当該営業所につき金融庁長官が承認した日となっている。	b		店舗の営業日規制の緩和については、決済システムへの影響や顧客の利便性等を勘案しつつ、検討を行う。		検討のスケジュール(結請時期)につき具体的に明示して頂きたい。	a	店舗の営業日規制の緩和については、規制改革・民間開放の推進に関する第2次審申を踏まえ、措置する方向で平成17年度中に結請を得る。		z07002	金融庁	店舗の営業時間規制および営業日規制の緩和	5005	5005013		G07	(社)全国地方銀行協会	13	A	店舗の営業時間規制および営業日規制の緩和	店舗の営業日規制を緩和する。	例えば、休日のみ営業する店舗等を設置することが可能となり、顧客利便の向上と銀行経営の効率化の両方が期待できる。	銀行法第16条第1項同法施行令第3条		
銀行法第15条同法施行令第5条	銀行の休日に関する法律に規定する休日、2月31日(日)から1月3日までの日と定めるほか、営業所の所在地における一般の休日と異なる日である当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日及び営業所の特殊事情により、当該営業所の休日とすることがやむを得ない日として当該営業所につき金融庁長官が承認した日となっている。	b		店舗の営業日規制の緩和については、決済システムへの影響や顧客の利便性等を勘案しつつ、検討を行う。		検討のスケジュール(結請時期)につき具体的に明示して頂きたい。	a	店舗の営業日規制の緩和については、規制改革・民間開放の推進に関する第2次審申を踏まえ、措置する方向で平成17年度中に結請を得る。		z07002	金融庁	店舗営業日規制の緩和	5021	5021026		G07	都銀懇話会	26	A	店舗営業日規制の緩和	当座預金業務を営まない営業所の休業日の自由化	銀行休業日に係る規制は、手形法第72条に「満期が法定の休日に当る為替手形はこれを次く第一取引日に当るまで支払いを請求することを得ず」と規定されるなど、一定の銀行取引が行えないとの法的効果をもたらすことから厳格に運用されてきた。 店舗休業については、ATM機能の飛躍的向上やコンビニATMを含む新たなチャネルの拡充により、従来比で顧客利便性の低下に対する懸念は少なくなっている。 今後、各銀行の店舗戦略が多様化する共に、様々な店舗形態が出現し、ますます各銀行の独自性が問われていく(なか、当座預金業務を営まない営業所においては、銀行休業日を規制する必要性は低下している。	銀行法施行令第5条		
銀行法第15条同法施行令第5条	銀行の休日に関する法律に規定する休日、2月31日(日)から1月3日までの日と定めるほか、営業所の所在地における一般の休日と異なる日である当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日及び営業所の特殊事情により、当該営業所の休日とすることがやむを得ない日として当該営業所につき金融庁長官が承認した日となっている。	b		店舗の営業日規制の緩和については、決済システムへの影響や顧客の利便性等を勘案しつつ、検討を行う。		検討のスケジュール(結請時期)につき具体的に明示して頂きたい。	a	店舗の営業日規制の緩和については、規制改革・民間開放の推進に関する第2次審申を踏まえ、措置する方向で平成17年度中に結請を得る。		z07002	金融庁	店舗営業日規制の緩和	5116	5116016		G07	社団法人第二地方銀行協会	16	A	店舗営業日規制の緩和	銀行が、顧客利便性に反しない範囲で、店舗の立地や顧客層の特性等により休業日を定められるよう、営業日規制を緩和する。	銀行店舗への来店客数は、立地条件や顧客層により異なることから、営業日規制の緩和により、顧客利便性の向上、銀行経営の効率化が期待できる。	銀行法第15条同法施行令第5条		
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。		検討のスケジュール(結請時期)につき具体的に明示して頂きたい。	a			z07003	金融庁	信託業法の全般的な見直し	5010	5010002		G09	社団法人日本ゴルフ場事業協会	2	A	信託業法の全般的な見直し	信託制度をビジネスツールとしての活用可能性を拡大するため、信託法の改正動向も踏まえつつ、信託業法について全般的に見直しを行うべきである。	信託業法は、従来、信託銀行などの金融機関のみが信託業の担い手であったことも由来し、金融業の関連法制と同様の厳しい規制を設けている。平成16年12月に施行された改正信託業法によって、一般事業会社による信託業への参入は解禁されたものの、依然として厳しい参入基準や業規制により、その参入は事実上困難となっている。改正信託法で事業信託が実現したとしても、これらに信託業法が適用されれば一般事業会社が信託に付された事業を展開することも難しい。 このため、信託制度のビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、金融業を前提とした信託業法のあり方について全般的に見直しを図るべきである。	信託業法全般		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分科番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。						z07003	金融庁	信託業法の全面的見直し		5062	5062002	G09	社団法人電子情報技術産業協会	2	A	信託業法の全面的見直し	信託制度をビジネスツールとしての活用可能性を拡大するため、信託法の改正動向を踏まえつつ、信託法について全般的に見直しを行うべきである。	信託業法は、従来、信託銀行などの金融機関のみが信託業の担い手であったことも由来し、金融業の間接法制と同様の厳しい規制を設けている。平成16年7月に施行された改正信託法によって、一般事業会社による信託業への参入は解禁されたものの、依然として厳しい参入基準や業務規制により、その参入は事実上困難となっている。改正信託法で事業信託が実現したとしても、これらに信託業法が適用されるのは一般事業会社が信託に付けた事業を展開することも難しい。このため、信託制度のビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、金融業を前提とした信託業法のあり方について全般的に見直しを図るべきである。	信託業法全般		
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。						z07003	金融庁	信託業の内容の多様化(従来の信託制度に加え、事業信託、制度を創設し、信託業の内容を多様化する。)		5068	5068001	G09	新日本石油株式会社	1	A	信託業の内容の多様化(従来の信託制度に加え、事業信託、制度を創設し、信託業の内容を多様化する。)	信託業の内容を、現行の信託制度を承継する「財産信託」と新規に創設する「事業信託」に区別して従来設けられていた規制を大幅に緩和することで、信託の商業利用とわら経済活動の多様化を促し、もって日本経済の活性化につなげるべきである。	信託業法に定める各種規制のうち以下のものについては、信託法の改正に準じて緩和し、一般企業が信託制度を利用しやすいよう形態の「事業信託」を制度化すべきである。 国からの免許不要とする。 信託業者の株式会社要件(要件を会社法上の「会社」とする。商号に「信託」を含める規制しないこととする。 信託の引受対象(債務を解除し、もって「事業」を信託対象とする。 資金運用対象(規制しないこととする。 専断金の積立て(不要または軽減する。 貸借対照表の半年毎の公告(不要とする。 合併または会社分割にかかる内閣総理大臣の認可(不要とする。 定款変更にかかる国の認可(不要とする。 国の業務報告請求権・財産状況検査権(適用除外とする。	1. 信託制度には、民法、商法等に基づく各制度には以下の特典があり、これを事業活動に利用する企業の事業戦略の選択肢を増やすことと、日本企業の効率化、競争力強化に資すると考えられること。 -事業活動に利用できる信託制度の特徴。 -信託財産の運用方法、受益権の内容等について、当事者間の契約で自由に定めることができる点。 -信託制度は成立・分別管理されるため、委託者・受益者・受益者の側面リスクを回避できる点。 2. 日本では、ビジネスのさまざまな局面において事業提携や業務受託が頻繁に行われ、系列制度等の強固な情報基も発達している。そのため、他企業との関係構築は、事業戦略上の重要なポイントであり、これを実現するためのビジネスツールは多様・多様であることが望ましいこと。	信託業法全般 (左記「実施内容」に対応する条文) 第1条 第2条 第3条 第4条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条	
信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。						z07003	金融庁	信託法の見直しと併せて信託法の全面的見直しを行うこと		5076	5076001	G09	社団法人信託協会	1	A	信託法の全面的見直しを行うこと	昨年12月30日に信託業法が改正されたところであるが、信託法については、現在法制審議会での改正の検討が進められている。 -先般の信託業法の改正は喫緊の信託法改正のニーズに応えるため、信託法の改正に先駆け行われたものである。 -現在、法制審議会において、社会・経済情勢の変化に対応するため、委託者の負担業務等の内容的な適切な要件下での緩和等を柱とした信託法の現代化に向けた検討が行われており、かかる信託法の改正に伴い、実務態も踏まえ信託業法の2次改正が行なわれることを要望するもの。	平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告」(含む)において、今後、信託法の見直しと併せて信託業法を見直すことにより、大正11年以來の信託業法の根本的改正が実現し、その結果、これまで以上に信託制度が国民の多くに利用され国民経済の活性化に資することを期待する。とされている。 信託法の改正については、忠実義務、自己執行義務、多数決による意思決定方法等が任意規定化を含み見直し、創設される方向あり。信託業においてこれ等を踏まえた見直しが必要とされることは、更なる信託スキームの活用を促進し、経済の活性化、市場間競争金融といふ新たな金融の流れの構築に資するものである。	信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律		
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。						z07003	金融庁	信託業法の全面的見直し		5078	5078002	G09	社団法人全国信託協会	2	A	信託業法の全面的見直し	信託法制の見直しが行われている現在、旧来の銀行兼営を前提とした監督では、柔軟な信託制度への改革を行う現在の法制審議会での議論を妨げることが困難になる恐れがある。事業会社が、その営業、資産・債権、ノウハウ等を有効活用し、資金調達を促し、企業間競争の活性化に資するビジネスツールとして、信託制度の活用可能性を拡大するため、これらの活用を前提とした信託業法の規制の内容を見直すべきである。具体的には、 -信託業法では、改正信託法下で解禁が予定されている信託法による信託に引き付け「事業信託」については、信託業法による免許・登録の範囲外であることを明確にすべきである。 -信託業者を委任する場合は、引受けや事業信託を信託業法の対象とする場合には、最低資本要件、信託経験者の配置などは、除外し、事業の属性に合った規制内容とし、金融業的信託会社とは、信託の番号使用強制、兼業規制等を明確に区別すべきである。 -信託業務を委任する場合は、引受けの選任と監督責任、履行管理等の監督義務について軽減を可能とするなど柔軟な規定とすべきである。 -現行「委託者の行為の範囲」につ	もともと、信託業法は、兼営法により、金融機関のみが信託業の担い手であり、銀行を公認において、金融システムと信用の維持のため、厳しい規制を設けている。昨年の改正信託業法によって、一般事業会社による信託業への参入が解禁されたものの、その規制内容は、信託の番号中の使用強制、業務委託の規制と責任、行為準則、兼業規制等により、その参入障壁は、一般事業会社から見て極めて高くなっている。現在検討が行われている信託法の改正では、柔軟な信託の実現の観点で議論されているが、これを実現したとしても、信託業法の適用スタンスで、その努力が阻害する可能性もある。したがって、信託法改正により実現可能な信託ビジネスツールとして活用する観点から、信託会社が金融業を兼営することを前提とした信託業法のあり方を全般的に見直しを図るべきである。	信託業法第2条(定義)、第3条(免許)、第5条(免状の基準)、第7条(登録、別)、第22条(信託事務の委託)、第23条(信託事務の委託にかかる信託会社の責任)、第24条(信託の引受けに係る行為準則)、第28条(信託会社の忠実義務等)、第29条(信託財産にかかる行為準則)等		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。						z07003	金融庁	信託業法の全面的見直し	5106	5106002		G09	日本ベンチャーキャピタル協会	1	A	信託業法の全面的見直し	信託制度をビジネスツールとしての活用可能性を拡大するため、信託法の改正動向を踏まえつつ、信託業法について全般的に見直しを行うべきである。		信託業法は、従来、信託銀行などの金融機関のみが信託業の担い手であったことにも由来し、金融業の間接法制と同様の厳しい規制を設けている。平成16年12月に施行された改正信託業法によって、一般事業会社による信託業への参入は解禁されたものの、依然として厳しい参入基準や業規制により、その参入は事実上困難となっている。改正信託法で事業信託が実現したとしても、これらに信託業法が適用されれば、一般事業会社が信託に付された事業を展開することも難しい。	信託業法全般	
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。						z07003	金融庁	信託業法の全面的見直し	5117	5117001		G09	森・濱田松本法律事務所	1	A	信託業法の全面的見直し	信託法の改正に平仄を合わせ、信託業法についても、全般的に規制を見直すべきである。		信託業法は、家計可能性の制限の撤廃や、新規参入の解禁など、規制緩和の側面も確かに有するものの、既存の受託者に対する行為規制として捉えれば、明らかに規制強化立法となっている。今般、信託法につき、従来までの規制急の強い体系を全般的に見直し、任意規定化を原則とする改正が検討されているところであるが、受託者の行為規制、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務、利益相反引規制等に関しては、信託業法が信託法と同様の規律を既に定めており、これらは強行規定であるとして維持される。信託法改正による信託法との関係が、信託に対する社会的ニーズや期待の高まりの中で、信託一般についてのあるべき法規制として検討されているものである。かかる検討に際して、現在のわが国信託業務の大部分を占める営業信託が最も急ぐ念頭に置かれることは容易に推察される。信託法改正によって緩和された受託者に対する行為規制が、信託業法によってなお現行どおり規制強化されたままの内容に留まるならば、それは信託法改正に際して費やされた多大な労苦を無にするに等しい。	信託業法全般	
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。						z07003	金融庁	信託業法の全面的見直し	5125	5125001		G09	(株)日本貿易	1	A	信託業法の全面的見直し	信託制度をビジネスツールとしての活用可能性を拡大するため、信託法の改正動向を踏まえ、信託業法について全般的に見直しを行うべきである。		現行の信託業法は、信託を金融業と捉えて厳しい規制を設けている。しかしながら、改正信託法により、信託は金融に縛られない幅広い分野で創造的に利用されることが期待され、予想されている。信託制度をビジネスツールとして活用する観点から、金融業を前提とした信託業法のあり方を全般的に見直すべきである。	信託業法全般	
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。						z07003	金融庁	信託業法の全面的見直し	5128	5128002		G09	株式会社インスパイア	2	A	信託業法の全面的見直し	信託制度をビジネスツールとしての活用可能性を拡大するため、信託法の改正動向を踏まえつつ、信託業法について全般的に見直しを行うべきだと考えられます。		信託業法は、従来、信託銀行などの金融機関のみが信託業の担い手であったことにも由来し、金融業の間接法制と同様の厳しい規制を設けています。平成16年12月に施行された改正信託業法によって、一般事業会社による信託業への参入は解禁されたものの、依然として厳しい参入基準や業規制により、その参入は事実上困難となっています。改正信託法で事業信託が実現したとしても、これらに信託業法が適用されれば、一般事業会社が信託に付された事業を展開することも難しいと考えられます。	信託業法全般	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示された。	b		信託制度もビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。	207003	金融庁	信託業法の一般的な見直し	5131	5131002	G09	(社)日本レジット産業協会 産産流動化研究推進委員会WG	2	A	信託業法全般の見直し	現在、柔軟な信託制度への見直し法制審議会で行われている。事業会社が、その富貴、資産・債権、ノウハウ等を用いて、資金調達をはじめ、営業関係の効率的・有効的な活用をビジネスツールとして信託制度を利用する可能性を拡大するため、旧来の銀行業を前提とした監督ではなく、これらの活用を前提とした信託業法の規制内容に見直すべきである。 具体的に、以下を実現すべきである。 ・信託法で解禁が予定されている信託宣言による信託の引き受けや事業信託については、信託業法による免許・登録の範囲外であることを明確にする。 ・特に、信託宣言による信託の引き受けや事業信託を信託業法の対象とする場合には、株式会社要件、最低資本金要件、信託登録等の配置などの規制を撤廃し、事業の形態に合った規制内容にする。金融的信用保証とは、信託の高等使用強制、業規制等を明確に区分する。 (「字数制限のため、「その他(特記事項)」に続く。)		元来、信託業の扱いは兼営法による金融機関のみであり、信託業法は銀行を念頭に置いて、金融システムと信用の維持のための厳しい規制を設けている。近年の改正信託業法によって、一般事業会社による信託業への参入が解禁されたものの、その規制内容には、信託の高等使用強制、業務委託の規制と責任、行為制、業規制等があり、一般事業会社にとっては、極めて高い参入障壁がある。現在検討が行われている信託法の改正では、柔軟な信託の実現の観点で議論されているが、それが実現したとしても、信託業法の適用スタンダード、その努力が能く発揮する可能性もある。 したがって、信託法改正より実施が可能になる信託をビジネスツールとして活用する観点から、金融機関が信託業を兼営することを前提とした信託業法あり方について全般的に見直しを図るべきである。	信託業法第2条(定義)、第3条(免許)、第5条(免許の基準)、第7条(登録)、第22条(信託事務の委託)、第23条(信託業務の委託)にかかると信託会社の責任、第24条(行為等の禁止規定の見直し(例外規定を含む))や、信託会社の行為の実態に合わせ、見直しを行う。 信託会社の影響範囲について、信託法の見直しに基づき、信託会社の取引の類型に応じて柔軟な設計が可能な方向で見直す。	
信託業法		b		信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、現在法務省において検討が進められている信託法改正の動向や金融審議会での議論を踏まえ、必要に応じて信託業法等の見直しを行うことについて検討することとした。						207003	金融庁	信託業法全般の見直し	5136	5136010	G09	(社)日本ユービネス協議会連合会	10	A	信託業法全般の見直し	信託制度をビジネスツールとしての活用を拡大するため、信託法の改正動向を踏まえつつ、信託業法について全般的に見直しを行うべきである。	中小・ベンチャー企業による新事業創出の促進	信託業法全般	信託業法は、従来、信託銀行などの金融機関のみが信託の扱いであったことにも由来し、金融業の関連法規と同様の厳しい規制を設けている。平成16年12月に施行された改正信託業法によって、一般事業会社による信託業への参入が解禁されたものの、依然として高い参入障壁や業規制により、その参入は事実上困難となっている。改正信託法で事業信託が実現したとしても、これらに信託業法が適用されれば、私事業会社が信託に付された事業を展開することになる。 このため、信託制度のビジネスツールとしての活用を拡大する観点から、金融業を前提とした信託業法のあり方について全般的に見直しを図るべきである。	信託業法全般
信託業法	信託宣言、事業信託は認められていない。	c		信託は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せけるものである。このような特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信託の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示された。	c		信託は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このような特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信託の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。	207004	金融庁	信託業法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	5013	5013002	G10	石油連盟	2	A	信託業法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	信託業法は金融的信用保証業のみならず、信託業法第1条で規定されている事業信託や信託宣言による信託の引受けについては、信託業法による免許・登録の範囲外であることを明確化された。		信託業法の執行規制は、金融規制法としてのものであり、改正信託法で解禁が認められる事業信託を場合には信託業法の規制がかかることは過剰規制といえる。 特に、信託宣言により自らの事業部門を信託して分離した上で、自分が受託者となって当該部門の事業を営む行為に似ていても、改正信託法下で規制する必要はない。受益証券等の形で多数の投資家を受ける場合であっても、証券引当法等の投資家保護規制によって利益確保を実現すれば十分である。 したがって、信託業法の規制の対象範囲を金融業に限定するとともに、改正信託法下で解禁される事業信託や信託宣言による一般事業に関する信託については、信託法による免許・登録の範囲外であることを明確にする方向で、規制の見直しを図るべきである。	信託業法全般	
信託業法	信託宣言、事業信託は認められていない。	c		信託は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せけるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信託の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。						207004	金融庁	信託業法の適用範囲の明確化	5041	5041004	G10	鈴木健治	4	A	信託業法の適用範囲の明確化	一般事業会社が、信託業法の規制を受けずに、事業信託の受託者となることが出来る範囲を明確にすべきである。一般事業会社は、事業信託の受託者となることができないのか、信託業法第1条がグループ・内であれば許容されるのか、そのような規制は必要なのか、等の観点での議論を促すべきである。 信託業法との関係では、一般事業会社が事業信託を受託する場合、信託業と一般事業との業規制は論理矛盾となるから適用除外とすべきである。		他者の事業遂行に必要な財産を一般事業会社が受託することが、信託業法の適用範囲内となるのであれば、すべてから一般事業会社による他社の事業財産の受託が禁止されているのか、明確化をすべきである。 知的財産権の信託・事業信託とは共通点が多く、信託業法第1条ではグループ・信託が許容されている。このような資金調達に結びついたり管理目的の事業信託であれば許容されるのかの明確化をすべきである。 上記と類似性があれば、特許明細に係る物を独占的に生産し、使用し、譲渡することが権限となるが、製造・生産や譲渡は事業であると把握することができる。 なお、金融行政は我が国産業の発達の高齢であり重要であることから、金融行政上必要な規制についての緩和を求めるものではない。	信託業法	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望番号	要望事項管理番号	分類番号	グループ化番号	要望主体名	要望番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託法	信託宣言、事業信託は認められていない。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受益者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信託の確保は不可欠であることから、信託法適用の必要はあるのではないかと考えている。	委託者は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このような特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信託の確保は不可欠であることから、それ、それぞれの信託の特性に応じて、信託法適用の必要はあると考える。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示された。	c			z07004	金融庁	信託法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	信託業法	5062	5062003		G10	社団法人電子情報技術産業協会	3	A	信託法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	信託業法は金融的な信託業にのみ適用されるときとし、改正信託法で解禁が予定されている事業信託や信託宣言については、信託業法による規制の対象外・免許・登録の範囲外であることを明確にすべきである。	信託業法の厳格な規制は、正確な規程法としてのみ説明可能なものである。改正信託法下での解禁が促される事業信託については、会社法に引き継ぎして言えば、信託の設定が新会社の設立に、受益証券の発行が新株発行に、事業の第三者への信託が事業譲渡等にそれぞれ該当する通常の業務行為であり、会社法の下で行えば何らの規制に抵触することはないにもかかわらず、信託というツールを併用するために信託法の規制をかけることは、明らかに過剰な規制となる。特に、信託宣言により自らの事業部門を信託として分離した上で、自らが受益者となって当該部門の事業を行う行為については、信託法として規制する必要はない。受益証券等の形で多数の投資家を募る場合であっても、証券取引法等の投資家保護規制によって受益権保護を実現すれば十分である。したがって、信託業法による信託の対象範囲を信託の引渡により金融業を含む者に限定するとともに、改正信託法下で解禁される事業信託や信託宣言による一般事業に関する信託の引き受けについては、信託業法による規制の対象外・免許・登録の範囲外であることを明確にする方向で、規制の見直しを図るべきである。	信託業法第2条(定義)等	添付書類：事業信託(信託宣言)の活用例	
信託法	信託宣言、事業信託は認められていない。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受益者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信託の確保は不可欠であることから、信託法適用の必要はあるのではないかと考えている。			c			z07004	金融庁	信託法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	日本ベンチャー・アドバイザー協会	1	5106	5106003	G10		A	信託法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	改正信託法下で解禁が予定されている信託宣言による信託の引き受けについては、信託業法による免許・登録の範囲外であることを明確にすべきである。		信託業法第2条(定義)等	添付資料：事業信託(信託宣言)の活用例		
信託法	信託宣言、事業信託は認められていない。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受益者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信託の確保は不可欠であることから、信託法適用の必要はあるのではないかと考えている。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。	c			z07004	金融庁	信託宣言により「事業の信託」の受益者となる事業会社に対する信託法適用除外の特例措置の整備	森田法律事務所	10	5117	5117010	G10		A	信託宣言により「事業の信託」の受益者となる事業会社については、信託業法の規制が適用されないよう特例措置を設けるべきである。	事業会社が信託宣言によって特定の事業を切り離し、その受益権を投資家に譲渡する行為は、当該事業会社が子会社を設立してその新株を投資家向けに発行する行為とパレレルに考えることが出来るので、信託という方式を選択したこの一事をもって、信託法の規制に加え、信託法の規制を受けると合理的理由を欠くように思われる。また、改正信託法により事業の信託が認められると、信託会社と似たようなツールとして利用される受益者保護の要請については、信託法及び証券取引法、又は投資サービス法の規制により十分果たしうると考えられる。	信託業法全般				
信託法	信託宣言、事業信託は認められていない。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受益者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信託の確保は不可欠であることから、信託法適用の必要はあるのではないかと考えている。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示された。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示された。	c			z07004	金融庁	信託法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	(社)日本貿易会	2	5125	5125002	G10		A	信託法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	改正信託法により信託宣言が認められたとしても、事業に際して信託宣言を行うことが信託業に該当するとされ信託法の免許を有する者が利用できることとなる。改正信託法が想定している一般の事業会社が日常的に利用すること不可となる。信託宣言により事業の信託が認められると、信託会社と似たようなツールとして利用される受益者保護の要請については、信託法及び証券取引法、又は投資サービス法の規制により十分果たしうると考えられる。	信託業法第2条(定義)				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託業法	信託宣言、事業信託は認められていない。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係ないと考えられるところであり、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信譽の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。	委託者は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このように特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信譽の確保は不可欠であることから、それの信託の特性に即して、信託業法適用の必要はあると考える。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示された。	c			z07004	金融庁	信託業法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	5128	5128003		G10	株式会社インスパイア	3	A	信託業法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	信託業法は金融的な信託業にのみ適用されるとき、改正信託法下で解禁が予定されている事業信託や信託宣言による信託の引き受けについては、信託業法による免許・登録の範囲外であることを明確にすべきです。	信託業法の厳格な規制は、実務規程法としてのみ説明可能なものです。改正信託法下での解禁が見込まれる事業信託については、会社法に引継ぎして言えば、信託の設定が新会社の設立、受益証券の発行が新株発行に、事業の第三者への信託や営業譲渡等にそれぞれ該当する通常の業務行為であり、会社法の下で行えば何らの規制に抵触することはないにもかかわらず、信託というツールを僅かにために信託業法の規制をかけることは、明かに過剰規制となります。特に、信託宣言により自らの事業部門を信託として分離した上で、自らが受託者となって当該部門の事業を営む行為については、信託業法として規制する必要はありません。受益証券等の形で多数の投資家を募る場合であっても、証券取引法等の投資家保護規制によって受益権保護を実現すれば十分です。したがって、信託業法の規制の対象範囲を信託の引受により金融業を営む者に限定するとともに、改正信託法下で解禁される事業信託や信託宣言による一般事業に関する信託の引き受けについては、信託業法による免許・登録の範囲外であることを明確にする一方で、規制の見直しを図るべきであり、見直しの場合において、自らの事業部門を信託として分離した上で、自らが受託者となって当該事業部門の運営を行うことが可能となり、会社の再興や資金調達ツールとしての活用が期待されることである。	信託業法第2条(定義)等	添付資料：事業信託の活用例	
信託業法	信託宣言、事業信託は認められていない。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このように特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係ないと考えられるところであり、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信譽の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。	委託者は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このように特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信譽の確保は不可欠であることから、それの信託の特性に即して、信託業法適用の必要はあると考える。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示された。	c			z07004	金融庁	信託業法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	5136	5136011		G10	(社)日本ニュービジネス協議会連合会	11	A	信託業法の免許・登録が必要とされる範囲の明確化	改正信託法下で解禁が予定されている事業信託による信託の引き受けについては、信託業法による免許・登録の範囲外であることを明確にすべきである。	特定事業について信託宣言による自己信託の活用による事業経営リスクの軽減	信託業法第2条(定義)等	添付資料：事業信託(信託宣言)の活用例	
信託業法	信託宣言、事業信託は認められていない。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このように特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係ないと考えられるところであり、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信譽の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。	委託者は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このように特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信譽の確保は不可欠であることから、それの信託の特性に即して、信託業法適用の必要はあると考える。	要望者からの以下の要する意見を踏まえ、改めて検討したい。	c			z07004	金融庁	ベンチャービジネスのための信託活用に係る信託業法の適用除外(新規)	5144	5144092		G10	(社)日本経済団体連合会	92	A	ベンチャービジネスのための信託活用に係る信託業法の適用除外(新規)	ベンチャービジネス推進のために、事業そのものを信託財産として設定し、事業譲渡を行うことによる、新たなベンチャーを擁護することとが容認される。このような場合は、反復継続性を伴う「営業」には当たらないため、信託業法の適用対象とされないと考えられる。信託業法の適用対象となる、各種の参入規制、行為規制が設けられるため、信託スキームを活用するメリットが失われる。	現在、次期通常国会において信託法並びに信託業法の見直しが進められており、信託法見直しにおいては、事業信託(信託設定当初から信託を企画して受託すること)、信託宣言(委託者自らが受託者として信託財産を管理・運用すること)などの新たなスキームに対応した規定の整備が検討されている。いかな			
信託業法	原則、一般事業会社が信託業を営業出来ないが、信託業務に関連する業務に限定して、営業を認めているところ。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このように特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係ないと考えられるところであり、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信譽の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。	委託者は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このように特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係なく、信託宣言や事業信託においても、委託者が営業を行うことで利益相反行為や他業のリスクが信託業の経営を危うくする事態を招くことは避けなければならない。営業規制が必要であると考える。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示された。	c			z07005	金融庁	信託業法における営業規制の見直し・撤廃	5013	5013003		G11	石油連盟	3	A	信託業法における営業規制の見直し・撤廃	改正信託法下において事業信託の創設が認められるのは信託業に限定する業務に限られ、金融庁の個別承認を受けなければならない。改正信託法の下で事業信託が解禁される場合においては、信託法、業務譲渡の形態として、ある会社の一つの事業部門を商売物として信託に出すと同時に、行為規制が設けられるため、可能となるが、営業規制があると事業会社が信託の引受けを行うことは不可能となる。				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託業法	原則、一般事業会社が信託業を業として営むことができないが、信託業務に限定して、業を認めているところ。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性を考えると、信託会社が他業を行うことで利益相反行為や他業のリスクが信託業の経営を危うくする事態を招くことは避けなければならない。業規制は必要であると考えている。						z07005	金融庁	信託業法による業規制の明確化	5041	5041003		G11	鈴木健治	3	A	信託業法による業規制の適用範囲の明確化	信託銀行や信託会社が事業遂行に必要な財産を受託する場合、金融以外の事業が「業」となってしまうと、信託業法上事業信託をするには内閣府大臣の許可を要することになってしまう。		信託業法第21条(業規制)		
信託業法	原則、一般事業会社が信託業を業として営むことができないが、信託業務に限定して、業を認めているところ。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性を考えると、信託会社が他業を行うことで利益相反行為や他業のリスクが信託業の経営を危うくする事態を招くことは避けなければならない。業規制は必要であると考えている。						z07005	金融庁	信託業法における業規制の見直し・撤廃	5062	5062005		G11	社団法人電子情報技術産業協会	5	A	信託業法における業規制の見直し・撤廃	改正信託法下において事業信託の創設が促されるが、一般事業会社による事業信託の可能性を阻害することがないよう、一般事業会社には業規制を適用しない方向で、その見直し・撤廃を図るべきである。		信託業法第21条(業務の範囲)		
信託業法	原則、一般事業会社が信託業を業として営むことができないが、信託業務に限定して、業を認めているところ。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性を考えると、信託会社が他業を行うことで利益相反行為や他業のリスクが信託業の経営を危うくする事態を招くことは避けなければならない。業規制は必要であると考えている。						z07005	金融庁	信託業法における業規制の見直し・撤廃	5078	5078003		G11	社団法人全国信託協会	3	A	信託業法における業規制の見直し・撤廃	現在法制審議会信託部会の検討状況から、今後改正信託法において事業信託の創設が見込まれる。認められた場合、一般事業会社による事業信託の活用が考えられるが、信託業法における認可要件の規制により、実質的には活用できないという事態が起きないよう、一般事業会社には認可要件・業規制等を適用しない方向で、その見直し・撤廃を図るべきである。		信託業法第2条(定義)、第3条(免許)、第5条(免許の基準)、第7条(登録等)		
信託業法	原則、一般事業会社が信託業を業として営むことができないが、信託業務に限定して、業を認めているところ。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性を考えると、信託会社が他業を行うことで利益相反行為や他業のリスクが信託業の経営を危うくする事態を招くことは避けなければならない。業規制は必要であると考えている。						z07005	金融庁	信託業法における業規制の見直し・撤廃	5106	5106005		G11	日本ベンチャーキビブツ協会	1	A	信託業法における業規制の見直し・撤廃	改正信託法下において事業信託の創設が見込まれるが、一般事業会社による事業信託の可能性を阻害することがないよう、業規制の見直し・撤廃を図るべきである。		信託業法第21条(業務の範囲)		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分科番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望類別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	C		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。		検討のスケジュールにつき具体的に明示して頂きたい。	C		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。	207006	金融庁	普通銀行本体および信託代理店における不動産関連業務の取扱いの取組	5005	5005002		G12	(社)全国地方銀行協会	2	A	普通銀行本体および信託代理店における不動産関連業務の取扱いの取組	普通銀行本体および信託代理店における不動産関連業務(信託併営業)の取扱いを解禁する。	不動産関連業務の取扱いが認められれば、リースモーゲージや連帯保証業務等において不動産の処分等を実施することで、個人資産に占める割合の高くない不動産から所得資金や借入返済金等を捻出することが可能となり、地域における個人顧客のニーズに応えられるほか、法人取引においても不動産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供等が可能となる。	普通銀行本体での信託業務の取扱いが認められているにもかかわらず、併営業である不動産関連業務等専ら信託銀行のみを認めるとする特段の理屈はないと考えられる。また、大都市圏を核(地方では、専業信託銀行の店舗数が非常に少ない)信託サービスの提供に際し地域限検査が生じていることから、地方における顧客ニーズに対応する観点からも規制が望まれる。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(第1条第1項、同施行令第2条の2)	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	C		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。		要望者からの下記の要する意見を踏まえて、改めて検討したい。		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。	207006	金融庁	都銀等による信託業務に係る規制緩和	5021	5021005		G12	都銀懇話会	5	A	都銀等による信託業務に係る規制緩和	不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁する。	都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業の一部を制限することの法的根拠は不明確。顧客財産の適切な再管理サービスの充実を通じた顧客利便性の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条第1項			
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	C		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。		海外では不動産関連業務が金融機関の付随業務として認められ、我が国においては専業信託銀行のみに不動産関連業務が認められている。不動産売買や不動産開発については手数料ビジネスであるからリスクはほとんどないと考えられる。また、銀行等は、顧客から不動産物件の紹介を依頼されるなど、不動産取引の仲介を無償の顧客サービスとして日常的に行っているという事実があり、また、顧客からの紹介を依頼されること、不動産の仲介・管理に関する知識・経験を持つているため、金融機関の本業との相補性も相応しい。不動産関連業務の規制を緩和することにより、顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあるという点に、信託銀行を通じて不動産取引を希望する銀行顧客を紹介するなどによりグループ一体となって不動産ビジネスを展開している。既にそのような状況になっているにもかかわらず、今さら利益相反の可能性を気にしてみてもあまり意味がないのではないかと、要望者の実務的なニーズを踏まえ、改めて対応を検討したい。	C	銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。	207006	金融庁	信託代理店における不動産関連業務の取扱いの取組	5083	5083001		G12	全国農協中央会、農協中央会	1	A	信託代理店における不動産関連業務の取扱いの取組	信託代理店の取扱業務に不動産関連業務(信託併営業)の取扱いを認める。	兼営業改正(平成14年2月1日施行)により、普通銀行本体での信託業務の取扱いが認められた際、信託代理店取扱業務についても拡大され、更に昨年、連帯保証業務が解禁されたが不動産関連業務が認められていない。場合によっては、金融利益の多様化に対応し、組合等の買収相補に総合的に対応する必要がある。区分制、不動産関連業務(信託併営業)について制限を設けることは正当でない。信託代理店において不動産の売買・買付の媒介・代理等の不動産関連業務(連帯保証を含む)を含めた資産に関する総合的な相談機能を発揮できることにつながる。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(第1条第1項、同施行令第3条)			
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	C		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。		海外では不動産関連業務が金融機関の付随業務として認められ、我が国においては専業信託銀行のみに不動産関連業務が認められている。不動産売買や不動産開発については手数料ビジネスであるからリスクはほとんどないと考えられる。また、銀行等は、顧客から不動産物件の紹介を依頼されるなど、不動産取引の仲介を無償の顧客サービスとして日常的に行っているという事実があり、また、顧客からの紹介を依頼されること、不動産の仲介・管理に関する知識・経験を持つているため、金融機関の本業との相補性も相応しい。不動産関連業務の規制を緩和することにより、顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあるという点に、信託銀行を通じて不動産取引を希望する銀行顧客を紹介するなどによりグループ一体となって不動産ビジネスを展開している。既にそのような状況になっているにもかかわらず、今さら利益相反の可能性を気にしてみてもあまり意味がないのではないかと、要望者の実務的なニーズを踏まえ、改めて対応を検討したい。	C	銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等と不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。	207006	金融庁	信託業務に係る規制緩和	5104	5104002		G12	農林中央金庫	2	A	信託業務に係る規制緩和	農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店における信託業務にかからる規制の撤廃。	農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店においては、不動産関連の併営業業務(媒介業務、鑑定業務、投資助言業務)区分制、不動産信託	系統組合員においては、個人の資産は農地をはじめとする土地が主体であることから、既に土地有効活用が相継ぎ進められていく中で、しかしながら農林中央金庫本体、信託銀行子会社および信託代理店においては、不動産関連の併営業業務(媒介業務)を営むことができず、組合員のニーズに応えられないという大きな制約となっている。不動産の流動化については、併営業のニーズが拡大し、顧客や取引手法が多様化しているにもかかわらず、「区分制、不動産信託以外の信託業務が認められていない」という法的根拠がある点に差を設けることは法的根拠がなく合理性に欠けており、利用客利便の観点から緩和を要する。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、同施行令、同施行規則		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	主要行等向けの総合的監督指針 3-3-2	b		自己競落による競落に仕組みの検討(競落対象物件の拡大)について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において、銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは競落銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落が他に見出せない場合に限定されること等の規制の趣旨を踏まえつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を競落会社に相当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に相当の見込まれるものに拡大することを検討する。(平成17年度結論)とされたところであり、現在、検討を行っているところ。		検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)を踏まえ、平成17年度中に結論を得るべく検討中であり、現時点でこれ以上の時期及び内容等を明示することは困難である。	207008	金融庁	自己競落会社の対象物件に係る規制緩和	5021	5021023		G14	都銀懇話会	23	A	自己競落会社の対象物件に係る規制緩和	競落対象物件を拡大し、親会社に配当のあるものだけでなく、子会社・関係会社に相当のあるものも可とする。		・不良債権の処理は、銀行本体のみならず、グループ全体にとって喫緊の課題。本規制緩和は、関係会社の不良債権処理を促進する上で極めて有効。 ・その実効性を確保するためには、競落対象物件の拡大を実現することが不可欠。	主要行等向けの総合的な監督指針 3-3-2	
	銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-1	b		自己競落による競落に仕組みの検討(競落対象物件の拡大)について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは競落銀行が債権を回収するために必要な場合であって競落が他に見出せない場合に限定されること等の規制の趣旨を踏まえつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を競落会社に相当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に相当の見込まれるものに拡大することを検討する。(平成17年度結論)とされたところであり、現在、検討を行っているところ。		検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。			「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)を踏まえ、平成17年度中に結論を得るべく検討中であり、現時点でこれ以上の時期及び内容等を明示することは困難である。	207008	金融庁	自己競落会社の対象物件に、子会社・関連会社の担保物件の追加	5116	5116023		G14	社団法人第二地方銀行協会	23	A	自己競落会社の対象物件に、子会社・関連会社の担保物件の追加	親銀行の貸出金等に係る担保物件だけではなく、子会社・関連会社の担保物件の取扱いも可とする。		銀行グループとしての債権回収の円滑化に資すると考えられる。	銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-1	
	銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 主要行等向けの総合的監督指針 3-3-1(4) 金融庁告示第34号、36号、38号	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配企業等に係る収入依存度規制の廃止等を認める可否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば特である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」とされているところであり、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえ、慎重に検討を行う。		検討のスケジュール(結論時期)、内容につき具体的に明示して頂きたい。	a		従属業務会社の収入依存度規制の緩和については、銀行法等の一部を改正する法律(平成17年11月2日)に伴う、政省令改正において措置する予定。	207009	金融庁	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	5021	5021029		G15	都銀懇話会	29	A	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～第21号に定める集配・現金・小切手等輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務(銀行)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃し、銀行法施行規則第17条の3第1項第22号～第26号と同等の取扱。		集配企業業務は、銀行業務の遂行に必要な業務であるが、アウソースニーズが高い業務である。また、金融機関によっては、既存ITインフラの余剰能力を活用し、コスト削減としての展開が図れる業務であり、積極的にインソースするコースがある。 当該銀行及びその子会社からの収入に頼らることなく、集配企業業務を教に委託・受託できることにより、顧客利便性の向上を図りつつ銀行経営の効率化を図ることができる。	銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 主要行等向けの総合的な監督指針 3-3-1(4) 金融庁告示第34号、36号、38号	
	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制撤廃)	a		銀行法等の一部を改正する法律(平成17年11月2日)において、従属業務会社の共同設立を認めたとする。		検討のスケジュール(結論時期)、内容につき具体的に明示して頂きたい。	a		従属業務会社の収入依存度規制の緩和については、銀行法等の一部を改正する法律(平成17年11月2日)に伴う、政省令改正において措置する予定。	207009	金融庁	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	5116	5116024		G15	社団法人第二地方銀行協会	24	A	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	従属業務を営む子会社の収入依存度規制を早急に緩和する。		銀行法の改正(17.11.2公布)により、従属業務会社の共同設立が解禁されたことに加え、収入依存度規制の緩和し、親銀行による従属業務の共同設立を可能とする。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制撤廃)	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項管理番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
金融庁告示第34号	従業業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の五十を下回らないこととされている。	a		銀行法等の一部を改正する法律(平成17年1月2日)において、従業業務会社の共同設立を認めたとする。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。	a		従業業務会社の収入依存度規制の緩和については、銀行法等の一部を改正する法律(平成17年11月2日)に伴う、取組方針において措置する予定。しかしながら、銀行からの収入を全受けないことについては、銀行の他業禁止に係る子会社の業務範囲の指定を適度とする必要がある。措置することは困難である。	z07009	金融庁	従業業務を営む子会社の収入依存度規制の撤廃	従業業務を営む子会社	5118	5180009		G15	社団法人リース協議会	9	A	従業業務を営む子会社の収入依存度規制の撤廃	銀行持株会社又はその子会社等の従業業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従業業務につき当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められているが、銀行からの収入を全受けないことにより、業務の自由化を高めるもの。	銀行持株会社の子会社等の事務受託業務、福利厚生業務本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れる。又、同種業務を他社から受託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。	銀行持株会社の子会社等にとっても、子会社を活用した業務効率化及び経営効率化が求められている。金融間競争激化に伴って認められた業務を分擔するに留まらず、銀行持株会社の子銀行からの収入を確保付されていることから、経営効率化が阻害されている。子会社として認められている業務のうち、グループとして種別別に開業することを検討している。については、検討期間、信託期待等を明確にした上で、検討を行うと強く希望する。また、銀行業務からの距離感が問題となるのであれば、グループ会社からの収入割合を、一定の割合から30%の引上げに対応することにより、弊害は出ないものと考えられる。	金融庁告示第34号	
信託業法	免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置、商号規制を定めている。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せものである。他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とするのが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財務的基礎を有する必要性から資本等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考えられており、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることと防止する観点から必要なものと考えられている。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。	c		信託は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とするのが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財務的基礎を有する必要性から資本等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考えられており、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることと防止する観点から必要なものと考えられている。	z07010	金融庁	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	5062	5062004		G20	社団法人電子情報技術者協会	4	A	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	信託業法については、免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置などが必要とされているが、信託制度の効率化を図るため、このうち免許・登録制の見直し・撤廃を認めるべきである。	信託制度の効率化を図るため、免許・登録要件について、以下のような見直しが必要である。株式会社要件については、改正信託法下で事業信託が解禁されれば、受託者の法人格の格別により事業信託の可否が左右されることと合理的理由を見出しがたい。近年施行予定の会社法において株式会社等の設立要件や組織形態が大幅に緩和又は自由化されることを見越せば、株式会社要件は見直し・撤廃されるべきである。運用型信託会社では最低(億円)信託経験者などが必要とされているが、信託制度の効率化を図るため、このうち免許・登録制の見直し・撤廃を認めるべきである。	信託業法第2条(定義)、第5条(免許の基準)、第11条(営業保証金)、第14条(商法) 信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-2(4) 等		
信託業法	免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置、商号規制を定めている。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せものである。他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とするのが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財務的基礎を有する必要性から資本等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考えられており、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることと防止する観点から必要なものと考えられている。		要望者からの下記の意見を踏まえ、最低資本金や入件に関する参入規制等を緩和することについて、改めて検討し、見解を示されたい。	c		信託は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とするのが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財務的基礎を有する必要性から資本等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考えられており、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることと防止する観点から必要なものと考えられている。	z07010	金融庁	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	5106	5106004		G20	日本ベンチャーキャピタル協会	1	A	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	信託会社については免許・登録制となっており、その要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置などが定められているが、このうち免許・登録制の見直し・撤廃を認めるべきである。	改正信託業法の施行からまもなく1年を経ようとしているが、信託業への新規参入は活発化していない状況にある。原因は種々考えられるが、とりわけ「運用型の最低資本金が500万円という高い」「営業保証金の200万円や1000万円は高い」という指摘や「人的構成の要件が厳しすぎ、とても受け付けの人員は確保できない」という指摘(「新参入企業」)の指摘が、新規参入を阻害する要因と見られる。このうち(1)資本金や営業保証金の受益者は、その信託の信託の保証として機能するために規定されていること。(2)信託業務の経験者は、現状信託銀行出身者には限られることなどを勘案すれば、の厳格な規制や、「種別」の業務経験者などを求める必要は厳格に過ぎるまいとあり、緩和が望まれる。	信託業法第2条(定義)、第5条(免許の基準)、第11条(営業保証金)、第14条(商法) 信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-2(4) 等		
信託業法	免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置、商号規制を定めている。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せものである。他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とするのが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財務的基礎を有する必要性から資本等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考えられており、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることと防止する観点から必要なものと考えられている。		要望者からの下記の意見を踏まえ、最低資本金や入件に関する参入規制等を緩和することについて、改めて検討し、見解を示されたい。	c		信託は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とするのが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財務的基礎を有する必要性から資本等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考えられており、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることと防止する観点から必要なものと考えられている。	z07010	金融庁	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	5117	517002		G20	森・濱田松本法律事務所	2	A	信託業法における参入規制の見直し	参入規制のうち、最低資本金、営業保証金に関する規制、人的要件に関する規制を、それぞれ緩和する方向で検討されたい。	改正信託業法の施行からまもなく1年を経ようとしているが、信託業への新規参入は活発化していない状況にある。原因は種々考えられるが、とりわけ「運用型の最低資本金が500万円という高い」「営業保証金の200万円や1000万円は高い」という指摘や「人的構成の要件が厳しすぎ、とても受け付けの人員は確保できない」という指摘(「新参入企業」)の指摘が、新規参入を阻害する要因と見られる。このうち(1)資本金や営業保証金の受益者は、その信託の信託の保証として機能するために規定されていること。(2)信託業務の経験者は、現状信託銀行出身者には限られることなどを勘案すれば、の厳格な規制や、「種別」の業務経験者などを求める必要は厳格に過ぎるまいとあり、緩和が望まれる。	信託業法第2条(定義)、第5条(免許の基準)、第11条(営業保証金)、第14条(商法) 信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-2(4) 等		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分科番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託業法	免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置、商号規制を定めている。	c		信託業は、委託者の信頼に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財産的基礎を有する必要性から資本金等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考え、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることを防止する観点から必要なものと考えられている。	要望者からの以下の再意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 信託宣言については、これを複数行うことを「信託宣言」として、信託法の参入要件として株式会社であることと維持すると、個人は生涯に一度しか信託宣言をできないことになる。また、株式会社が信託宣言を行う場合にも、「信託業」に当たる限りは商号規制や業法規制が及ぶこととなる。「信託会社」以外の株式会社は、それぞれ一回しか信託宣言ができないこととなる。これらの結果、事実上信託宣言が禁止された状態が維持されることになり、それ以外の信託に応じた、信託法の適用も必要であると考えられている。			信託は、他人の信頼に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このように特化し、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財産的基礎を有する必要性から資本金等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考え、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることを防止する観点から必要なものと考えられている。	207010	金融庁	信託宣言による受託者となる者に対する信託業法の参入規制適用除外の特例措置の整備	5117	517009	G20	森・濱田松本法律事務所	9	A	信託宣言により受託者となる事業会社については、信託業法の規制(少なくとも参入規制)の除外としないよう特例措置を設けるべきである。	信託宣言においては、委託者・受託者であるため、信託業法の規制目的のうち、委託者保護の要請は特に働かない。また、受益者保護の要請については、受益者取得時、証券取引法の規制及び取得後の保護(行為規制)で十分なはずであり、少なくとも参入規制の対象とする必要は働かない。 さらには、取得後の保護については、信託法及び証券取引法又は投資サービス法の規制が一定の保護を確保し、信託業法に規定している受託者の義務が過度に緩和され、受益者保護にもとる受益権であれば、投資家向け規制が確保されるべきである。であり、信託業法の規制を及ぼす必要性自体が乏しいものと考えられる。	信託業法全般				
信託業法	免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置、商号規制を定めている。	c		信託業は、委託者の信頼に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財産的基礎を有する必要性から資本金等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考え、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることを防止する観点から必要なものと考えられている。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。			信託は、他人の信頼に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このように特化し、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財産的基礎を有する必要性から資本金等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考え、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることを防止する観点から必要なものと考えられている。	207010	金融庁	信託会社規制の抜本的見直し	5118	518012	G20	社団法人リース事業協会	4	A	信託会社規制の抜本的見直し	受託者の担い手を実質的に拡大させる規制緩和 資産流動化のためのSPCが受託者となり、対象資産を受託する。資産保有者が自己の資産について信託宣言し、受託者となり、資産を流動化させる。	信託法の改正により、実務面における信託制度が整備されること。さらに信託宣言、事業信託などの容認により、信託取引は取引としての自由度が格段に向上することが見込まれる。信託取引の自由度の向上により、投資家のリスクと権利保護の様々な設計が可能とし、プレーヤーの創出・拡大による投資資金を誘引し、経済成長を支える役割を果たすようになることが大いに期待される。一方、本年施行の改正信託業法により、受託者への新規参入が容易化され、受託者参入規制が大幅に緩和され、受託者への新規参入は極めて容易な状態にあり、また、既存の受託者(信託取引)も、競争システムなどの体制の現況が大きく異なる状況の競争環境が創出され、また、銀行業との業法や伝統的体面などの要因から受託の柔軟性に欠ける面がある。こうした状況の中で、上記のような信託法が改正されると、結局のところ受託者となる担い手の不在により、信託の利用の促進は限定されたものとなり、本来期待されるべき経済効果は発揮しえないことになりかねない。信託は、信託財産の独立性により、受益	信託業法			
信託業法	免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置、商号規制を定めている。	c		信託業は、委託者の信頼に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財産的基礎を有する必要性から資本金等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考え、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることを防止する観点から必要なものと考えられている。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。			信託は、他人の信頼に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このように特化し、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財産的基礎を有する必要性から資本金等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考え、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることを防止する観点から必要なものと考えられている。	207010	金融庁	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	5128	512804	G20	株式会社イオン/イア	4	A	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	信託業法については、免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置などが求められている。信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	信託業法については、免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置などが求められている。こうした免許・登録制の見直し・撤廃を図るべきであります。	信託制度の改革により、受益者への活用可能性を拡大する観点から、免許・登録制については、以下のような見直しが必要である。 株式会社要件については、改正信託法で事業信託が解禁されたれば、受託者の法人格の種別により事業信託の可否が左右されることに合理的な理由を見出しがたい。昨年施行予定の会社法において株式会社の特立要件や組織形態が大幅に緩和し自由化されたこととを併せて考え、株式会社要件は見直し・撤廃されるべきである。 昨年施行が予定されている改正会社法において制度が見込まれる合同会社等へも対象を広げべきである。また、信託業法に規定されている最低・償還型信託会社では最低500万円の資本金、運用型信託会社では100万円の営業保証金が求められ、改正信託法下で事業信託が解禁されたとしても、このような規制が維持されると、知的財産権や一工場やそれに伴う事業について、大規模な会社を受託できず、多様な信託利用を阻害する。特に、管理型信託の業務は、保存・利用・改良行為に限定されていることから、基準を引き上げない限り、標準を下げて見直しをすべきであると考えます。 信託会社等に関する監査指針(案)の見直しが必要である。 株式会社要件については、改正信託法下で事業信託が解禁されたれば、受託者の法人格の種別により事業信託の可否が左右されることに合理的な理由を見出しがたい。昨年施行予定の会社法において株式会社の特立要件や組織形態が大幅に緩和し自由化されたこととを併せて考え、株式会社要件は見直し・撤廃されるべきである。 昨年施行が予定されている改正会社法において制度が見込まれる合同会社等へも対象を広げべきである。また、信託業法に規定されている最低・償還型信託会社では最低500万円の資本金、運用型信託会社では100万円の営業保証金が求められ、改正信託法下で事業信託が解禁されたとしても、このような規制が維持されると、知的財産権や一工場やそれに伴う事業について、大規模な会社を受託できず、多様な信託利用を阻害する。このため、中小・ベンチャー企業等の事情への参入が阻害されることとなる。特に、管理型信託の業務は、保存・利用・改良行為に限定されていることから、基準を引き	信託業法第2条(定義)、第5条(免許の基準)、第11条(営業保証金)、第14条(商法) 信託会社等に関する総合的な監査指針3-2-2(4)等		
信託業法	免許・登録要件として、株式会社要件、最低資本金、信託経験者の配置、商号規制を定めている。	c		信託業は、委託者の信頼に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性から、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社要件については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財産的基礎を有する必要性から資本金等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考え、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることを防止する観点から必要なものと考えられている。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。			信託は、他人の信頼に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このように特化し、信託の委託者・受益者の保護を図り、信託業務等を営む者に対する信頼の確保が図られる必要があることから、信託業法において各種の参入要件を設けていること、株式会社については、業務の安定性・継続性や機関間の監視機能に優れた組織形態である株式会社を基本とすることが適当と考えられることによるものであり、損害賠償等にも耐えうるだけの確固たる財産的基礎を有する必要性から資本金等の規制を定めている。また、信託業務の経験者を求めることについては、信託業務の適正な遂行を確保する観点から必要なものと考え、商号規制についても、委託者及び受益者が信託会社として不適格な者を信託会社と誤認し、不測の損害が生じることを防止する観点から必要なものと考えられている。	207010	金融庁	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	5136	5136012	G20	(社)日本協同組合連合会	12	A	信託業法における免許・登録制の見直し・撤廃	信託会社については免許・登録制となっており、その要件として、株式会社、最低資本金、信託経験者の配置などが求められている。こうした免許・登録制の見直しを図るべきである。	事業信託のスキームを活用した中小・ベンチャー企業による特定分野の専門信託事業の事業化	信託業法第2条(定義)、第5条(免許の基準)、第11条(営業保証金)、第14条(商法) 信託会社等に関する総合的な監査指針3-2-2(4)等			

「特区 規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

2006/1/191425

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
保険業法第98条第1項、銀行法第8条第1項、銀行法施行規則第51条第1項、銀行法第8条第1項、銀行法施行規則第8条第1項、金融庁告示第20号	平成11年金融監督庁告示(平成11年4月1日)第1号(平成11年4月1日)において「銀行代理店は当該代理店店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を行うことが禁止されている。」	b	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めらる。かつ、代理店制度の見直しを踏まえ、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについて、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う内容の改正の中で代理店規制の見直しの内容を踏まえ措置する方向で結論を得る。	当該要望については、保険業法第98条第1項第1号及び銀行法施行規則第51条第1項第3号に基づき業務の代理が認められているにも関わらず、現状では、代理行為を行う場合は事実上営業店舗に限定されており、現実の生命保険業態に即したものでないこと。すなわち、包括的かつ総合的な規制緩和の一環として改定されるであろう当該法令および法令が、必ずしも完全に即した状態であること。また、事業促進はもとより、顧客利便性向上の観点からも極めて有効であること。その具体的な対応時期について回答いただきたい。	a	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについては、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う内容の改正の中で代理店規制の見直しの内容を踏まえ措置する方向で結論を得る。	207011	金融庁	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	5071	5071005	G21	ゾニー(株)	5	A	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を認める(渉外業務を行うことを認める)。	保険会社が行うことのできる業務として、その他金融業を行う者の資金の貸付の業務の代理が認められたが、契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うためには、銀行法に基づき(代理店となり)金融庁告示第11号で定められた代理店契約書に従って実施することとなる。その中で代理業務は定められた施設以外の場所で行うことはできないと規定されていることから、契約締結の媒介(勧誘行為を含む)に係る渉外業務が認められていない。	保険業法第98条第1項第1号、銀行法第8条第1項、銀行法施行規則第8条第1項、金融庁告示第20号				
金融庁告示第20号	平成11年金融監督庁告示(平成11年4月1日)第1号(平成11年4月1日)において「銀行代理店は当該代理店店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を行うことが禁止されている。」	b	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めらる。かつ、代理店制度の見直しを踏まえ、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについては、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う内容の改正の中で代理店規制の見直しの内容を踏まえ措置する方向で結論を得る。	当該要望については、以下を踏まえ、改めて検討したい。	a	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについては、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う内容の改正の中で代理店規制の見直しの内容を踏まえ措置する方向で結論を得る。	207011	金融庁	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	5132	5132010	G21	生命保険協会	10	A	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を認める。(渉外業務を行うことを認める)。	保険会社が行うことのできる業務として、その他金融業を行う者の資金の貸付の業務の代理が認められたが、契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うためには、銀行法に基づき(代理店となり)金融庁告示第20号で定められた代理店契約書に従って実施することとなる。その中で代理業務は定められた施設以外の場所で行うことはできないと規定されていることから、契約締結の媒介(勧誘行為を含む)に係る渉外業務が認められていない。	金融庁告示第20号	保険会社が行うことのできる業務として、その他金融業を行う者の資金の貸付の業務の代理が認められたが、契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うためには、銀行法に基づき(代理店となり)金融庁告示第20号で定められた代理店契約書に従って実施することとなる。その中で代理業務は定められた施設以外の場所で行うことはできないと規定されていることから、契約締結の媒介(勧誘行為を含む)に係る渉外業務が認められていない。			
銀行法第10条、銀行法施行規則第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営業務(兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務)の代理業務を行うことができない。	b	業務によっては銀行の他業禁止の趣旨の緩和を認るが業務が含まれるおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。	伊営業務自体の業務範囲がかなり広い。伊営業務を委託する契約締結の代理、媒介を銀行の本体の付随業務として認めらるが、伊営業務の範囲の具体的な業務内容も他業禁止の趣旨に照して検討を行う。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。	b	信託兼営金融機関が営むことができる伊営業務子会社が営む、これについて信託兼営金融機関が代理業務を行うことは、「他業禁止」における他業に該当しないこととされる。また、信託兼営金融機関が営む伊営業務のうち、証券代行業務、相続関連業務については業務上特に強いニーズがあることから、平成17年度中の銀行法施行規則等における手当てを要望する。	伊営業務自体の業務範囲がかなり広い。伊営業務を委託する契約締結の代理、媒介を銀行の本体の付随業務として認めらるが、伊営業務の範囲の具体的な業務内容も他業禁止の趣旨に照して検討を行う。	207012	金融庁	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるもの)の代理業務の解禁	5076	5076030	G22	社団法人信託協会	3	A	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるもの)の代理業務の解禁	平成16年12月の信託業法の改正に伴う銀行法及び銀行法施行規則の一部改正により、金融機関/信託業務/兼営等二間入ル法律(兼営法:第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務が信託専門関連業務として規定され、信託兼営金融機関等は当該業務を営むことを子会社とする)が可能となった。しかしながら当該信託兼営金融機関等は、当該子会社が営む当該業務の代理業務を行うことができない。	銀行法施行規則第13条第3項					
銀行法第10条、銀行法施行規則第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営業務(兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務)の代理業務を行うことができない。	b	業務によっては銀行の他業禁止の趣旨の緩和を認るが業務が含まれるおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。	伊営業務自体の業務範囲がかなり広い。伊営業務を委託する契約締結の代理、媒介を銀行の本体の付随業務として認めらるが、伊営業務の範囲の具体的な業務内容も他業禁止の趣旨に照して検討を行う。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。	b	信託兼営金融機関が営むことができる伊営業務子会社が営む、これについて信託兼営金融機関が代理業務を行うことは、「他業禁止」における他業に該当しないこととされる。また、信託兼営金融機関が営む伊営業務のうち、証券代行業務、相続関連業務については業務上特に強いニーズがあることから、平成17年度中の銀行法施行規則等において所要の措置を講じらるべきである。	伊営業務自体の業務範囲がかなり広い。伊営業務を委託する契約締結の代理、媒介を銀行の本体の付随業務として認めらるが、伊営業務の範囲の具体的な業務内容も他業禁止の趣旨に照して検討を行う。	207012	金融庁	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるもの)の代理業務の解禁	5144	5144067	G22	(社)日本経済団体連合会	67	A	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるもの)の代理業務の解禁	平成16年12月の信託業法改正等により、信託兼営金融機関等が兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務を営むことを子会社とすることが可能となったが、更に本要望が実現できれば、更に業務の効率化等を目的とした組織再編等の対応が図れることが、顧客利便性の向上に期待できる。例えば、当該子会社の営む当該業務の代理業務を当該信託兼営金融機関等が取り扱い、取立業務を当該信託兼営金融機関等が担うことなど、極めて強いニーズが顕著のものとして存在する。なお、兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務は、兼営法により信託兼営金融機関に取扱いが認められているものであり、斯かる業務の代理を営むことは、「他業禁止」における他業に該当しないこととされる。	銀行法第10条、銀行法施行規則第13条第2項	信託兼営金融機関等は、当該信託専門関連業務子会社の代理業務を行うことができない。				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	金融機関/信託業務/兼営等二間スル法律第11項各号、銀行法第16条の2、同法施行規則第17条の3	b	銀行の金融関連業務子会社が、併営業業務を受託する契約の代理業務を行うことができない。	業務によっては銀行の他業禁止の趣旨の緩和を図るが業務が含まれるおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の掛り手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を幅広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる」とされている。 更に、併営業業務の代理業務を銀行本体が営むことは既に認められていることを踏まえ、銀行の金融関連業務子会社に信託兼営金融機関が営む併営業業務の代理業務を認めることは「他業禁止」の趣旨には反しないといえる。 よって、上記報告書の趣旨も踏まえ、平成17年度中の銀行法施行規則等における手当てを要望する。		b	信託兼営金融機関が営む併営業業務を受託する契約の締結の代理又は媒介を行うこと、子会社業務範囲に含まれることを検討する。	207013	金融庁	銀行子会社に対する信託兼営金融機関が営む併営業業務の契約締結代理業務の解禁	5076	5076004	G23	社団法人信託協会	4	A	銀行子会社に対する信託兼営金融機関が営む併営業業務の契約締結代理業務の解禁	銀行子会社に対する信託兼営金融機関が営む併営業業務の契約締結代理業務の解禁 ・平成16年12月の信託業法の改正に伴う銀行法及び銀行法施行規則の一部改正により、銀行の金融関連業務子会社が営むことのできる業務として、信託契約の代理業務は認められたものの、併営業業務(金融機関/信託業務/兼営等二間スル法律第11項各号)に掲げる業務を受託する契約の締結の代理業務は認められていない。 銀行の金融関連業務子会社が営むことのできる業務に、併営業業務を受託する契約の締結の代理業務を加えること。	平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」においては、「信託契約の取次ぎのみを行なう者の範囲を幅広く認める方向で検討を行う」(P21)と共に、特に遺言関連業務について「国民の金融ニーズに応えるとの観点から、当該業務を取り扱う者の範囲を拡大するとともに、当該業務に係る取次業務を認めるとどうかとの見解があった。この点については、信託業に係るサービスの提供チャネルを拡大し利用者のアクセスの向上に資するとともに、本業との接近性等をも十分留意し、検討が進められるべきである」(P22)とされている。 ここで併営業業務を受託する契約の締結の代理業務については、銀行本体で営むことは認められており(銀行法第10条第2項第8号及び銀行法施行規則第13条第1項第2号ロ)、上記金融審議会の報告書の趣旨も踏まえて、信託兼営金融機関の併営業業務を受託する契約の締結の代理業務についても、金融関連業務子会社が取り扱えるようにすることが適当である。	金融機関/信託業務/兼営等二間スル法律第11項各号、銀行法第16条の2、同法施行規則第17条の3				
	左欄より広く併営業業務を受託する契約の締結については、銀行本体で営むことと認められ、銀行法第10条第2項第8号及び銀行法施行規則第13条第1項第2号ロ、上記金融審議会の報告書の趣旨も踏まえるべきである。	b	銀行の金融関連業務子会社が、併営業業務を受託する契約の代理業務を行うことができない。	業務によっては銀行の他業禁止の趣旨の緩和を図るが業務が含まれるおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の掛り手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を幅広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる」とされている。 更に、併営業業務の代理業務を銀行本体が営むことは既に認められていることを踏まえ、銀行の金融関連業務子会社に信託兼営金融機関が営む併営業業務の代理業務を認めることは「他業禁止」の趣旨には反しないといえる。 よって、上記報告書の趣旨も踏まえ、平成17年度中の銀行法施行規則等における所要の措置を講ずるべきである。		b	信託兼営金融機関が営む併営業業務を受託する契約の締結の代理又は媒介を行うこと、子会社業務範囲に含まれることを検討する。	207013	金融庁	銀行子会社による、信託兼営金融機関の併営業業務を受託する契約の締結の代理の解禁	5144	5144068	G23	(社)日本経済団体連合会	68	A	銀行子会社による、信託兼営金融機関の併営業業務を受託する契約の締結の代理の解禁	銀行の金融関連業務子会社が、信託兼営金融機関の併営業業務を受託する契約の締結の代理業務を行えるようにすべきである。	金融審議会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成15年7月)においては、「信託契約の取次ぎのみを行なう者の範囲を幅広く認める方向で検討を行う」とともに、特に遺言関連業務について「国民の金融ニーズに応えるとの観点から、当該業務を取り扱う者の範囲を拡大するとともに、当該業務に係る取次業務を認めるかどうかの意見があった。この点については、信託業に係るサービスの提供チャネルを拡大し利用者のアクセスの向上に資することから、本業との接近性等をも十分留意し、検討が進められるべきである」とされている。(右欄へ参照)	左欄より(左欄より)併営業業務を受託する契約の締結の代理業務については、銀行本体で営むことと認められており(銀行法第10条第2項第8号及び銀行法施行規則第13条第1項第2号ロ)、上記金融審議会の報告書の趣旨も踏まえて、信託兼営金融機関の併営業業務を受託する契約の締結の代理業務についても、金融関連業務子会社が取り扱えるようにすることが適当である。	銀行の金融関連業務子会社の業務として、併営業業務(金融機関/信託業務/兼営等二間スル法律第11項各号)に掲げる業務を受託する契約の締結の代理業務は認められていない。			
	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険法第97条)のほか、当該業務に付随する業務(法第98条第1項各号)に掲げる業務を行うことができる。	b	保険会社が、併営業業務を受託する契約の代理業務を行うことができない。	保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、保険会社の関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかという点を検証のうえ、平成17年度中に検討を行い結論を得る。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 保険会社が、営業を通じて得た企業間士の事業戦略上のニーズをマッチングさせることにより、顧客向けのサービス向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用の観点からも有効であり、早急の実現に向けて、検討をお願いしたい。		b	保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、平成17年度中に検討を行い結論を得る。	207014	金融庁	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	5132	5132002	G29	生命保険協会	2	A	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	保険会社の他の付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務を行うことを認める。	保険会社が、営業を通じて得た企業間士の事業戦略上のニーズをマッチングさせることにより、顧客向けのサービス向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用の観点からも有効である。	保険会社向けの総合的な監督指針(2-15)(3)	保険会社の他の付随業務として、ビジネスマッチング業務が認められていない。			
	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険法第97条)のほか、当該業務に付随する業務(法第98条第1項各号)に掲げる業務を行うことができる。	b	保険会社が、併営業業務を受託する契約の代理業務を行うことができない。	保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかという点を検証のうえ、平成17年度中に検討を行い結論を得る。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 保険会社が、営業を通じて得た企業間士の事業戦略上のニーズをマッチングさせることにより、顧客向けのサービス向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用の観点からも有効であり、早急の実現に向けて、検討をお願いしたい。		b	保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、平成17年度中に検討を行い結論を得る。	207014	金融庁	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	5141	5141009	G29	(社)日本損害保険協会	9	A	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	保険会社の他の付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務を行うことを認めていただきたい。	保険会社の顧客情報ネットワークを活用し、顧客同士の需要と供給をマッチングさせることにより、双方の利便性を向上させる。 [例] 物流合理化を図るメーカー、商社等への物流業との紹介・アポイントメントへの車両管理ソフトウェアの紹介 ・株式会社公開希望企業へのベンチャーキャピタルの紹介	保険会社の顧客情報ネットワークの活用は、固有業務に付随するものであり、かつ、顧客ニーズに資するとともに、経済活動の円滑化・活性化に資するものである。	保険法第98条1項 銀行法第16条の2 同法施行規則第17条の3			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項管理番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第37条)のほか、総合的な監督指針(第15(3))に規定する法第8条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	b		保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかという点を検証する。平成17年度中に検討を行い結論を得る。					保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかという点を検証する。平成17年度中に検討を行い結論を得る。	207014	金融庁	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	5144	5144071		G29	(社)日本経済団体連合会	71	A	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	保険会社以外の付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務を認めるべきである。	保険会社の顧客情報ネットワークを活用し、顧客同士のシーズとニーズをマッチングさせることにより、双方の利便性を向上させる。 物産合理化を図るメーカーや商社等への物流業者の紹介・フリーエージェントへの単両管理アウトソーシングの紹介 株式公開希望企業へのベンチャーキャピタルの紹介	保険会社が行う営業を通じて得た企業同士の事業戦略上のシーズをマッチングさせることができ、顧客の既存の経営資源の活用も有効である。保険会社の顧客情報ネットワークの活用は、固有業務に付随するものであり、かつ、顧客サービスに資するとともに、経済活動の円滑化・活性化に資するものである。	保険業法第98条第1項保険会社向けの総合的な監督指針(第2-15(3))	保険会社以外の付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務が認められていない。
		b		保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行う業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかという点を検証する。平成17年度中に検討を行い結論を得る。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討したい。 顧客の幅広い資産運用ニーズに対して、証券会社を紹介することは、顧客サービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用も有効である。早期の実現に向けた検討をお願いしたい。			保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行う業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかという点を検証する。平成17年度中に検討を行い結論を得る。	207015	金融庁	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化	5132	5132003		G36	生命保険協会	3	A	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化	保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行うことが可能であることを明確化する。	顧客の幅広い資産運用ニーズに対して、証券会社を紹介することは、顧客向けサービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用も有効である。	保険会社向けの総合的な監督指針(第2-15(3))	証券会社向けの総合的な監督指針では、銀行・保険会社等が行う単なる顧客紹介業務は証券会社に該当しないと整理されている。銀行等では、顧客紹介業務がその他付随業務として認められているが、保険会社の監督指針に同様の記載がないため、保険会社による当該業務の実施可否が明確にされていない。		
		b		保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行う業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかという点を検証する。平成17年度中に検討を行い結論を得る。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討したい。 顧客の幅広い資産運用ニーズに対して、証券会社を紹介することは、顧客サービスの向上につながるが、保険会社の既存の経営資源の活用も有効である。早期の実現に向けた検討が求められる。			保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行う業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務」に付随する業務その他の付随業務に該当するかについては、保険会社の他業禁止の観点に留意し、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかという点を検証する。平成17年度中に検討を行い結論を得る。	207015	金融庁	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化	5144	5144074		G36	(社)日本経済団体連合会	74	A	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化	保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行うことが可能であることを明確化するべきである。	顧客の幅広い資産運用ニーズに対して、証券会社を紹介することは、顧客向けサービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用も有効である。	保険会社向けの総合的な監督指針(第2-15(3))	既に銀行等では、証券会社への顧客紹介業務がその他付随業務として認められている。証券会社による当該業務の実施可否が明確にされていない。		
協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第1条、協同組合による金融事業に関する法律第12条第2号の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条第6条	協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第1条、協同組合による金融事業に関する法律第12条第2号の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条第6条	c		リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類される債権ベースでの開示であり、比較的高い期間把握可能となるものである。他方、金融再生法開示債権は金融再生法直接基準(債権ベース)の開示であり、また、「金融再生プログラム」における不良債権比率の半目目標の基準となっており、今後不良債権比率の悪化を懸念する観点から、金融再生法開示債権は債権の客観的な状況に示す必要が認められる。このように、両者は開示の性質・対象資産の範囲等が異なるため、それぞれについて並行して開示を行うことは、ディスクロージャーの充実に資するものと考えられる。こうしたことを踏まえ、現段階では両者の開示を一本化することは適当でないと考えられる。	ディスクロージャーは、顧客等に対して分かり易く開示するの前提であるのに対し、リスク管理債権は、米国のSEC基準を踏まえて規定されており、国際比較上厳格である。金融再生法開示債権は債権者の状況による区分であるのに対し、リスク管理債権は債権の客観的な状況による区分であるなど、両者はその性質・対象資産の範囲等が異なり、片方をもう一方の内訳であるといったような関係にはないことを踏まえ、現段階では両者を一本化することは適当でないと考えられる。			金融再生法開示債権は、リスク管理債権のみで開示が不十分であるという点で導入された経緯があるが、一方で、リスク管理債権は、米国のSEC基準を踏まえて規定されており、国際比較上厳格である。金融再生法開示債権は債権者の状況による区分であるのに対し、リスク管理債権は債権の客観的な状況による区分であるなど、両者はその性質・対象資産の範囲等が異なり、片方をもう一方の内訳であるといったような関係にはないことを踏まえ、現段階では両者を一本化することは適当でないと考えられる。	207016	金融庁	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	5070	5070013		G37	社団法人全国信用組合中央協会	13	A	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化する。	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権と、金融再生法第6条で準用する銀行法第12条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2-第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条第6条	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権と、金融再生法第6条で準用する銀行法第12条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2-第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条第6条			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体(管理番号)	要望事項(管理番号)	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託法第9条、銀行法第1条、信託法施行規則第21条から第24条の4	信託法に基づくリスク管理債権(貸出金)の買出金のため、金融再生法に基づく資産査定の対象債権(給与債)の両者を当局宛報告・開示している。	c		リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類される債権ベースでの開示であり、時系列でも比較的長い期間把握可能なものである。他方、金融再生法開示債権は金融再生法に直接基づく(債権ベースでの開示)であり、また、「金融再生プログラム」における不良債権比率の半減目標の基準となっており、今後は不良債権比率の悪化を抑制する観点から、両者を不良債権に関する最も重要な指標であると考えられる。このように、両者はその計数の性質、対象資産の範囲等が異なるため、それぞれについて並行して開示を行うことは、ディスクロージャーの充実に資するものと考えられる。こうしたことを踏まえ、現段階では両者の開示を一本化することは適当でないと考えられる。		ディスクロージャーは、顧客等に対して分かり易く開示するのが前提であるのに対し、上記の異なる基準が存在するのでは、顧客が混乱するのではないか。米国基準の比較性や同等性の維持が必要という点では、金融再生法開示債権に注し、リスク管理債権となるものの開示を示すことで対応すればよいのではないかと、この点について、見解を示すとともに、業務上のニーズを踏まえ、改めて対応を検討された。	c		金融再生法開示債権は、リスク管理債権のみでは開示が不十分であるという点で導入された経緯があるが、一方で、リスク管理債権は、米国のSEC基準を踏まえて規定されており国際比較上意義があること。金融再生法開示債権は債権の種類や状況による区分であるのに対し、リスク管理債権は債権の種類や状況による区分であるなど、両者それぞれ異なる債権の範囲等があり、片方を一方の内訳で記したような関係ではないことを踏まえ、現段階では両者を一本化することは適当でないと考えられる。	207016	金融庁	信託法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定開示の一本化	5115	5115019		G37	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	19	A	信託法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定開示の一本化	(各法で定められている情報開示の一体化)情報開示を一本化する。	信託法に基づくリスク管理債権の開示を廃止し、金融再生法に基づく資産査定開示に一本化する。	信託法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっている。さらに、リスク管理債権と金融再生法開示債権の差異は縮小しており、両者を併存させても必要性がないため、早急に一本化していただきたい。	信託法第9条で準用する銀行法第21条、信託法施行規則第21条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条から第6条	継続
金融再生法第9条、第7条	リスク管理債権(貸出金)のみと、金融再生法に基づく資産査定の対象債権(給与債)の両者を当局宛報告・開示している。	c		リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類される債権ベースでの開示であり、時系列でも比較的長い期間把握可能なものである。他方、金融再生法開示債権は金融再生法に直接基づく(債権ベースでの開示)であり、また、「金融再生プログラム」における不良債権比率の半減目標の基準となっており、今後は不良債権比率の悪化を抑制する観点から、両者を不良債権に関する最も重要な指標であると考えられる。このように、両者はその計数の性質、対象資産の範囲等が異なるため、それぞれについて並行して開示を行うことは、ディスクロージャーの充実に資するものと考えられる。こうしたことを踏まえ、現段階では両者の開示を一本化することは適当でないと考えられる。		要望者の負担軽減の観点から再検討したい。	c		金融再生法開示債権は、リスク管理債権のみでは開示が不十分であるという点で導入された経緯があるが、一方で、リスク管理債権は、米国のSEC基準を踏まえて規定されており国際比較上意義があることなどを踏まえ、現段階では両者を一本化することは適当でないと考えられる。	207016	金融庁	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	5116	5116013		G37	社団法人第二地方銀行協会	13	A	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	銀行に開示が義務付けられている「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」について、一元化を図る。	リスク管理債権と金融再生法開示債権は、開示の根拠や対象が異なるものであるが、一般預金者にとっては両者の違いを理解することは難しい面もある。また、「金融再生プログラム」(平17.12)において、わが国金融システムを巡る局面は、不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の健全な金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつあるとされている。こうした状況を踏まえ、公表不良債権を一元化することにより、一般預金の理解促進はもとより、銀行の事務負担軽減につながる。	銀行法施行規則第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第4条、第5条		
金融再生委員会規則第2条から第4条	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」- 2 - 2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合は要件の明確化を図っている。	d		「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」- 2 - 2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合は要件の明確化を図っている。更に、平成17年6月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い、金融機関が営業用不動産の賃貸を行う際の具体的な判断基準を明確化している。		具体的な判断基準を明確しているとの回答であるが、依然として、要望より基準が不明確であるとの指摘があることから、営業用不動産の有効活用を図る観点から、判断基準について周知徹底を図るべきである。先程公表された「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」の内容を踏まえ、改めて対応を検討され、示された。	d		平成17年6月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い、金融機関が営業用不動産の賃貸を行う際の具体的な判断基準を明確化している。しかしながら、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日公表)を踏まえ、地域金融機関による営業用不動産の有効活用を図る観点から、平成17年6月の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正内容について、平成18年度中に担当部局へ更なる周知徹底を図ることとする。	207017	金融庁	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	5070	5070004		G38	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	A	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	営業用不動産の有効活用については、原則自由であるが、運用上徹底する。	店舗の廃止等により生じた遊休不動産を賃貸することが営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の観点から、営業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の観点から活用できない事例を明示する。	店舗の廃止等により生じた遊休不動産を賃貸することが営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の観点から、営業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の観点から活用できない事例を明示する。	監督指針 - 2 - 2	継続
監督指針 - 2	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」- 2 - 2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合は要件の明確化を図っている。	d		「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」- 2 - 2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合は要件の明確化を図っている。更に、平成17年6月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い、金融機関が営業用不動産の賃貸を行う際の具体的な判断基準を明確化している。		具体的な判断基準を明確しているとの回答であるが、依然として、要望より基準が不明確であるとの指摘があることから、営業用不動産の有効活用を図る観点から、判断基準について周知徹底を図るべきである。先程公表された「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」の内容を踏まえ、改めて対応を検討され、示された。	d		平成17年6月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い、金融機関が営業用不動産の賃貸を行う際の具体的な判断基準を明確化している。しかしながら、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日公表)を踏まえ、地域金融機関による営業用不動産の有効活用を図る観点から、平成17年6月の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正内容について、平成18年度中に担当部局へ更なる周知徹底を図ることとする。	207017	金融庁	営業用不動産の有効活用	5115	5115013		G38	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	営業用不動産の有効活用	営業用不動産の有効活用に関する規制を徹底する。	営業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の観点から活用できない事例を明示する。	店舗の廃止等により生じた遊休不動産を賃貸することが営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の観点から、営業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の観点から活用できない事例を明示する。	監督指針 - 2 - 2	継続

「特区 規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

2006/1/191425

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
労働金庫法第16条第1項第2号	会員の脱退(自由脱退)に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合は、金庫は一時的にその出資金債権を受け取る。譲り受けた持分は連帯的な処分(会員等への譲渡)しなければならない。	b		労働金庫における出資持分の消却制度の導入については、労働金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性について慎重な検討が必要である。		要望者より次のとおり意見が提出されている。実務的なニーズを勘案し、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b	労働金庫における出資持分の消却制度の導入については、預金者保護の観点から信用金庫の資本の維持が求められることから慎重な検討が必要であり、スケジュールを示すことは困難である。		207018	金融庁・厚生労働省	普通出資の消却	労働金庫協会	5003	5003001		社団法人全国労働金庫協会	1	A	普通出資の消却	普通出資の消却制度は、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされたが、組織再編成に限らず、普通出資金の消却ができるよう、労働金庫法に手当てを行う。	労働金庫は、会員による相互扶助を基本とした協同組織金融機関である。したがって労働金庫の資本政策は、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼することとなる。しかしその後、資本が充実し剰余金がある場合には、それを増口以外に会員に返却する(消却)ことは、会員の利益を害するものではない。また協同組織の運営上あらゆる選択である。また、会費は返却にかかわらず、個人の利益を有していることから、上記ケース以外の場合においても、剰余金の範囲内でかつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で、普通出資の消却が可能となれば、労働金庫の資本政策の自由度も向上することとなる。なお、少額個人出資者の脱退においても消却が可能となれば、譲受人を探す必要がなくなり、金庫の事務処理上も円滑な対応が可能となる。	労働金庫法第16条第1項第2号	
保険業法第300条第1項第9号、同法第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分科)「保険会社間(保険会社間)関係」(6)	企業が、生保第1項と募集代理店契約を締結し、生命保険商品の募集を行う場合、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分科)「保険会社間(保険会社間)関係」(6)	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等は鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革(在期間前3年計画(改定)に示されたスケジュール(変更)1年毎に検討を行う。		構成員契約規制は、顧客ニーズに係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。今年3月の規制改革・民間開放推進計画の中で「平成17年度検討」となったことを踏まえ、検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b	本規制は、生命保険契約の長期性、再加入困難性に鑑み認められている規制を踏まえ、幅広い顧客層に検討を行う必要があることから、結論時期を示すことは困難である。		207019	金融庁	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険協会	5005	5005001		(社)全国地方銀行協会	1	A	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。	現状、生命保険募集人(銀行等)と密接な関係、を有する人の役員に対しては、当該役員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明をできないことになっている。本規制は顧客利便を著しく損ない、銀行等における生命保険販売の実質的な壁障ともなっている。 加えて、本規制により、銀行等が顧客に対して生命保険の募集を行う際に、高い容認リスク等の説明を行う前に、まず顧客の勤務先を確認しなければならぬが、個人情報(取扱い)に関する関心が高まる中、このような不自然な確認を行うことは、顧客の間に無用な混乱と不信感を惹起する結果となりかねない。 このような過度な規制を廃止することにより、顧客利便の向上、銀行等の収益機会拡大、事務負担(特定関係法人の権限に係る事務)の軽減等を図ることができると考えられる。	保険業法第300条第1項第9号 同法第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号	
特定金融債権の担保に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定金融債権)に係る手数料が別荘制法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、債主が、資本金が1億円以上又は負債総額が10億円以上の株式会社(株式会社)の監査等に関する法律第1条の2第1項、債権者が、債権者となる株式会社、特定金融債権等譲渡業者(特定債権者)	b		現時点においても、定額保証は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を確保し、その資金需要に応ずることが法的に十分可能である。その上、平成16年に実施した借り手側(借主)による、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用しないというニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の適用拡大も認められたため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料などに設定される従来の当座貸越取引等の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用しないという現実的なニーズが、その変化化したか情勢に見極めてい(必要)とする点で検討のスケジュールを具体的に示すことと困難である。 法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲拡大の是非については、関係省庁とも連携をとりながら、今後引き続き検討を行う。		検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b	平成16年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用しないというニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の適用拡大も認められたため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯があり、中小企業等の借主にコミットメントライン契約を利用しないという現実的なニーズが、その変化化したか情勢に見極めてい(必要)とする点で検討のスケジュールを具体的に示すことと困難である。 法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲拡大の是非については、関係省庁とも連携をとりながら、今後引き続き検討を行う。		207020	金融庁・法務省	コミットメントライン契約の適用除外の拡大	金融庁	5005	5005003		(社)全国地方銀行協会	3	A	コミットメントライン契約(特定金融債権)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、地方公団、独立行政法人等をその範囲に含める。	平成13年6月の法改正より、これまで商法特例法との大会社に限定されていた対象企業等、資本の額が1億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、特定債権等譲渡業者、特定目的会社および登録済法人等が加えられた。より幅広い中小企業への金融の円滑化を図り、中小企業経営の安定と銀行の収益機会拡大を図る上で、さらなる適用対象の拡大が必要である。 また、地方公共団体等の資金需要に対し、安定した融資に対応していくためには、こうした先適用対象に含めるべきである。	特定金融債権に関する法律第2条		
運用管理業務の業務の業務が禁止されている。	営業職員による運用管理業務(運用管理)の方法に係る情報提供の運用商品の販売の業務が禁止されている。	c		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売の業務については、運用管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認められない。		中立性確保の必要性は理解できるが、例えば、確定拠出年金における運用商品が確定拠出年金専用のものであり、通常に販売される金融商品とは異なる場合など、差別して中立性の維持が図れないとされる場合もある。中立性の維持のために禁止すべき業務上の具体的な行為を明確化したうえで、原則として業務を容認するよう再検討されたい。	c	当規制は、加入者の保護、確定拠出年金運用管理業務の公正、又は確定拠出年金運用管理業務の信用の失墜を防止することを目的として、運用担当者(販売)と加入者の分離を求めているものであり、再検討要請に係る前提として業務を容認するといふ考えはこれに相反しないものと考えられる。	207021	金融庁・厚生労働省	確定拠出年金制度の改善	金融庁	5005	5005006		(社)全国地方銀行協会	6	A	確定拠出年金制度の改善	運用管理業務(運用)の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の業務の業務禁止ルールを廃止する。	本規制が醸成されれば、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売業務まで、一担当者が一貫して行うことが可能となり、顧客利便の向上にも資する。加えて、大手金融機関に比して人的余力に乏しい地域金融機関においては、より柔軟な組織運営・業務展開が可能となり、確定拠出年金制度のさらなる普及に寄与できると考えられる。 自行が運用管理機関である場合、提示商品の内容に関する加入者からの問い合わせ、加入者不信感を招かせることになりかねない。	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運用管理機関に関する命令(第10条第1号) 事務ガイドライン(第三分科)11-3-4		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分類番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
貸金業法等に関する法律第18条	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業の書面交付義務を、第18条第1項では債権弁済時における債務者・保証人に対する貸金業の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b	(措置の概要参照)	平成16年1月1日に施行された貸金業規制法及び出資法の一部改正法では、貸金業制度の在り方については、この法律の施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	要望者から下記の要なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。	本規制の見直しによって、極度貸付契約に基づいた個別の貸付・返済にATMを利用する取引が円滑に実施され、利用者の利便性向上に資する。また、IT技術の発展により、インターネット、電子メール等の電子的手法の活用は一般的となっている。本要望は債権者と債務者の双方が電子的手法の活用を自覚した場合の取引に思い切り、債務者保護の観点での問題も発生しない、利用者ニーズを踏まえた検討、結論をお願いする。	b	(措置の概要参照)	平成16年1月1日に施行された貸金業規制法及び出資法の一部改正法では、貸金業制度の在り方については、この法律の施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	207034	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付義務に係る規制緩和	5021	5021019			都銀懇話会	19	A	貸金業規制法に基づく書面交付義務に係る規制緩和	・貸金業規制法に基づき、適正に成立した極度貸付契約の趣旨趣内の個別の貸付取引について、17条、18条に係る記載内容の簡略化を許容。または、書面交付方法について、債権者と債務者の双方が合意する場合に限り、キャッシング契約等の繰上貸付・返済時において、書面交付に加えて、「インターネット」などの情報通信を用いた電子的方法による通知を認める。	・わが国の個人向け金融市場が大きく変化の中で、消費者金融市場に対するニーズは拡大しており、平成12年出資法の上乗金利の引下げ等、開通規制の見直しが進められてきている。こうした中、銀行においても、消費者金融市場の健全な発展に取組むべく、新たな消費者金融商品の提供や既存の消費者金融会社への出資等の対応を進めている。 現在、消費者金融市場においては、極度貸付契約に基づいた個別の貸付・返済にATMを利用する取引が、利便性の観点から、利用者の高い支持を得ている。しかしながら、ATM取引においては、例えば、外部のATMネットワークを利用する場合、貸金業規制法第17条、18条で規定される書面交付の要件のみならず併せて、完全を満たすことは困難。 近時の目覚ましいIT技術の発展で、インターネット、電子メールなどの電子的手法の活用は一般的になっている。こうした中、貸金業規制法に基づき適正に成立した極度貸付取引に際し、趣旨趣内の個別取引をATMを利用して行うものについては、17条、18条に規定する書面の記載内容の要件を緩和し、または、債権者と債務者の双方の合意がなされ	貸金業規制法第17条、第18条、第43条	
貸金業法等に関する法律第24条第1項	貸金業規制法第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条第1項の規定は、貸金業の貸付に際しては、契約に基づいた債権者があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。	b	(措置の概要参照)	平成16年1月1日に施行された貸金業規制法及び出資法の一部改正法では、貸金業制度の在り方については、この法律の施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	要望者から下記の要なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。	本要望は貸金市場の流動性を促進し、金融市場の活性化に資するが、譲渡人を限定することで債務者保護の観点での問題も発生しない、利用者ニーズを踏まえた検討、結論をお願いしたい。	b	(措置の概要参照)	平成16年1月1日に施行された貸金業規制法及び出資法の一部改正法では、貸金業制度の在り方については、この法律の施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	207035	金融庁	銀行等が貸金業者から譲り受けた貸付債権に係る貸金業規制法の適用除外	5021	5021020			都銀懇話会	20	A	銀行等が貸金業者から譲り受けた貸付債権に係る貸金業規制法の適用除外	・貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。	銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督を受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ、銀行が保有する貸付債権について、貸金業規制法の規制が重複して適用されることは過剰であり、実務的な負担も大きい。 また、債権者は同じ銀行であるにもかかわらず、一部の貸付債権についてはのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者・保証人への説明を困難にしている。業態を超えて再帰、譲渡が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受するケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。 また、貸付債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護と適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、譲渡人が預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。	貸金業規制法第17条、第18条、第24条	
銀行法施行規則第13条の6、第13条の9、第13条の10	異業種ATMによる預金の取扱いには認められていないが、貸付は取扱いの対象外となっている。	b	(措置の概要参照)	異業種ATMについては現在、預金の払出し及び預入れを委託できているとしている。当該委託業務に貸付業務を含めるか否かについては、顧客に対する誤認防止や情報に関する情報の漏洩防止の措置、他業態の状況等を勘案しつつ、検討を行っているところであり、措置する方向で平成17年度中に結論を得る。	検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。		a		異業種(ノンバンク等)ATMにおける貸付業務の解禁	207036	金融庁	異業種(ノンバンク等)ATMにおける貸付業務の解禁	5021	5021021			都銀懇話会	21	A	異業種(ノンバンク等)ATMにおける貸付業務の解禁	・ノンバンクATMにおける貸付業務の取扱い解禁。	・本件により、キャッシング等の利用が可能なアクセスポイントが拡大すれば、顧客利便性の向上に資する。 また、郵便貯金・ノンバンクとのサービス内容の不公平も解消する。	銀行法施行規則第13条604	
銀行法第16条の3、銀行法施行規則第17条の9、第17条の11	銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、その標準議決権(当該国内の会社の総株主の議決権に百分の五を算じて得た議決権の数)を認める議決権を取得し、又は保有してはならないとしている。例外として、保有する優先株の譲渡株への転換については、銀行による請求を除いて普通株転換後の議決権の保有が認められる。	b	(措置の概要参照)	企業再建を目的とする優先株の普通株への転換については、議決権取得制限の趣旨を踏まえ、検討を行う。	要望者から下記の要なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。	企業再生に関連して銀行による優先株の保有は拡大しており、そのexitをどう考えるかは喫緊の課題。検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	a		銀行による優先株の保有規制の緩和	207037	金融庁	銀行による優先株の保有規制の緩和	5021	5021022			都銀懇話会	22	A	銀行による優先株の保有規制の緩和	・銀行法の5%ルールの特例として規定されている「優先株の普通株への転換」については「銀行による請求による場合」、銀行が「転換後の処分計画」を決定し、それについて事前の承認・認可を受けた場合は、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有が可能とする。	銀行の保有する優先株のEPR01として、転換可能期間中に普通株に転換し、市場売却等を行うことが考えられる。この間に、銀行の請求により普通株に転換しようとしても、現行規制では5%を超えて普通株への転換ができない(既に当該企業の普通株を5%保有している場合、その株式を売却し、銀行が優先株の転換が行えない)。 その結果、優先株のExitに関する機動的な運営が難しくなり、優先株を用いた事業再生への制約となる可能性もある。 また、既に銀行が引き受けている優先株のEPRについても、現時点では、銀行が5%以内で転換・売却し、会社が優先株の任意消却を行わざるを得ない。 この場合、転換価格が1年ごとに見直しされるものもあり、転換価格見直し時までに優先株を転換できない部分は、見直し後に、従来よりも不利な転換価格での転換を余儀なくされる可能性も考えられる。 この場合、買入消却を行うと、会社の自己資本が減少してしまう。会社としては、再建計画完了後しばらくは、自己資本の厚みが十分でなく、買入消却を行いたくないと考えるところ。	銀行法第16条の3、銀行法施行規則第17条の9、第17条の11	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体名	要望事項管理番号	分科番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項管理番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対して直接対面して行うことに鑑み、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の態勢、取締役会の責任において、全行的に徹底し、行内に徹底を図ることを求めている。	b		通常の第三者割当増資は、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に直接に對面して行うことから、「資本充実の原則の遵守」や「優先的な地位の乱用の防止」等の観点から、増資の態勢、法令等遵守に係る内部管理体制を確立する必要があるとの規制の趣旨を踏まえたうえで、このような法令等遵守の問題が生じるおそれのない増資形態について、公募増資と同様の取り扱いを行うことを検討する。	検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b			規制改革・民間開放の推進に関する第2次審判(平成17年12月21日公表)を踏まえ、平成18年度中に結論を得るべく(検討中であり)、現時点でこれ以上の時期を明示することは困難である。	207038	金融庁	第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外	都銀懇話会	27	A			第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外	・米国証券法Rule 144Aに基づく適格機関投資家向け私募等、実質的に公募に近い実行形態で、機関投資家を対象として増資を行う場合、公募増資の場合と同様、第三者割当増資に係る内部管理体制の構築を免除。 ・銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合も、第三者割当増資に係る内部管理体制の構築を免除。	銀行法第53条 「銀行等向けの総合的な監督指針」(3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス)。				
	永久劣後特約付借入金を受け入れる場合及び永久劣後特約付社債を発行する場合、増資の届出前に契約内容のパーゼル合意適合性及び我が国における民法上の有効性を確保するための添付を求めている。	b		永久劣後債の発行等に係るパーゼル合意適合性等を弁護士意見により担保するなどの規制の趣旨を踏まえつつ、事務の簡素化の観点から運用面の見直しを図る。	検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b			平成18年度中に結論を得るべく(検討中であるが、現時点でこれ以上の時期を明示することは困難である。	207039	金融庁	永久劣後債調達に係る届出簡素化	都銀懇話会	28	A			永久劣後債調達に係る届出簡素化	・永久劣後債調達に係る届出を行う際、当該永久劣後債調達のパーゼル合意適合性を担保するための契約文言が、過去に弁護士意見を取得している永久劣後債調達の契約文言と同一の場合は、新たな弁護士意見に代えて、当該永久劣後債調達のパーゼル合意適合性に関する銀行又は銀行持株会社による確認結果を添付することを許す。	銀行法第53条、銀行法施行規則第35条 「主要等向けの総合的な監督指針」様式(参考資料編 別紙様式4-26-2)注記。				
証券取引法第26条第2項、第32条第5項、第33条第1項、第34条第1項、証券会社に関する内閣府令第16条、第19条	証券取引法における「親法人等」の範囲は、密接な関係を持つ一定の者と合算したときに議決権を過半数保有しているかどうか、又は役員を半数以上占めているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規程における「親会社」「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配	最初、次に		証券取引法及び他法令における規制の趣旨を踏まえ、平成17年度を目途に結論を得る。 証券会社の「主要株主」については、銀行とは異なる規制的内容に則して、その対象として必要な者を定めて、その対象として必要な者を定めて、その対象として必要な者を完全に一致させることは困難。	(主要株主の定義について)金融機関の管理、業務上の負担は大きく、主要株主の負担を軽減する方向で、改めて検討し、見解を示されたい。	c		証券会社の「主要株主」については、銀行とは異なる規制的内容に則して、その対象として必要な者を定めて、その対象として必要な者を完全に一致させることは困難。	207040	金融庁	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	都銀懇話会	30	A			証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規程、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同様にする。 主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする。	証券取引法第46条第4項第4号及び証券会社に関する内閣府令第46条に基づく「届出事務が大きな負担となっている」。 また、証券会社に関する内閣府令第33条第1号により、証券会社は「関係会社(親法人等、子法人等)に関する報告書」を営業年度経過後4月1日以内に金融庁長官等に提出しなければならない。その事務負担も大きなものとなっている。	証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の4第1項第1号、同条第2項第1号				
証券会社や登録金融機関は、取引の勧誘等を行う役員及び利用人について外務員登録を行うこととなっている。		c		外務員登録は当該外務員の行為の効果が顕著する法的主体(使用者)を明確化する観点から必要制度であり、使用者変更の際の手続きを不要とする。その内容は措置困難。 なお、日本証券業協会においては、特別会員の外務員登録手続きについて、平成15年10月にシステム対応し、さらに可能な限り手続き日数の短縮に努めており、最短期間で対応しているものと承知。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 要望者の負担を軽減する方向での検討を再度お願いする。併せて、検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	c		外務員登録は当該外務員の行為の効果が顕著する法的主体(使用者)を明確化する観点から必要制度であり、使用者変更の際の手続きを不要とする。その対象として必要な者を定めて、その対象として必要な者を完全に一致させることは困難。	207041	金融庁	証券外務員登録の簡素化	都銀懇話会	31	A			証券外務員登録の簡素化	銀行持株会社の子会社である銀行間興動においては、出向・転勤を問わず、外務員登録の維持を可能とする(取消及び新規登録申請手続を不要とする)。	金融グループ内で機動的な人材配置を行っている中で、銀行持株会社の子会社である銀行間興動は、今後ますます増加している(見込あり)、日数に係らず証券業務従事と支障が生じる(証券外務員としての業務を行ない期間発生する)状況は、早期に改善されるべきである。	証券取引法第44条の3第3項(「証券外務員登録等事務マニュアル(特別会員用)」(平成15年5月1日改訂))				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
投資信託及び投資法人に関する法律第140条	投資法人の規約を変更するには、投資主総会の決議を必要とする。	c		規約は、投資法人の基本規則であり投資法人の基本的事項が定められたものであることから、規約の変更は、投資主の意思を反映させる手段である投資法人の最高意思決定機関たる投資主総会の決議により行われるべきと考え、						207046	金融庁	投資法人の規約変更手続の緩和	5028	5028003			(社)不動産証券化協会	3	A	投資法人の規約変更手続の緩和	租税特別措置法等において、軽減措置を受ける条件として、投資法人の規約への記載が求められる改正があり規約の変更が必要となった場合にでも、投資法人が当初へ記載しなくてはならない租税特別措置法等で定められている要件を既を満たしている場合についても、暫定措置として次期投資主総会までの間は特例へその旨を記載すること、投資主への通知を行う事により、本軽減措置の適用が可能となるよう要望する。	投資法人の規約変更は、投資主総会の承認を要し、租税法等の改正が行われた場合に自動的に効力的な変更が出来ない。租税特別措置法等において定められている要件を既を満たしている場合に、規約へその旨を記載するためだけに、投資主総会を開催することは、投資主総会開催の手間・コスト等を考えた場合、かえって投資主の利益を損なう可能性について否定できない。投資家の方(パナンス)に伝えない租税法上の改正に伴い投資家の利益につながる事が明らかである。官報等へその旨を掲載するか、投資主への通知をする事等の措置を講じる。以上2つの要件を満たす場合には、次期投資主総会での決議事項とする事で、本軽減措置の適用が可能となるよう要望する。	投資信託及び投資法人に関する法律第140条	
証券取引法第27条の23	上場株券等の保有者でその保有割合が100分の5を超えるものは保有することから5日以内閣総理大臣に大量保有報告書を提出しなければならない。	a	1	投資証券を大量保有報告制度の対象とすることについて、17年度中に検討し、18年度に結論を得る。					207047	金融庁	大量保有報告制度の導入	5028	5028004			(社)不動産証券化協会	4	A	大量保有報告制度の導入	一般の株式等と同様に、証券取引法に規定する大量保有報告制度(5%ルール)を投資法人の投資証券にも適用されるよう要望する。	証券取引法で大量保有の5%保有者は大量保有報告書を提出しなければならない(証券取引法第27条の23)、と規定されており、その会社は比較的単(大量保有者の保有割合を把握することが可能。しかし、対象となる有価証券の範囲に投資法人の投資証券が含まれていないために、現状では投資法人の投資証券の大量保有者は期末まで判別し、制度の趣旨・目的・株価に影響を及ぼしやすい株券等の大量保有の情報を公開する事により、市場の公正・透明性を確保し、投資家保護を図る)からすると、また株券等と比較し流動性の低い投資証券において、大量保有報告制度(5%ルール)が投資家保護に資する貢献度は高いことより、早期導入を要望する。	証券取引法第27条の23		
信託業法	事業信託については認められていない。	b		信託法改正に伴い可能となる事業信託の信託業法における取扱いについては、法制審における信託法改正の動向や金融審等における議論を踏まえて検討することとした。					207048	金融庁・法務省	事業信託に対する規制を新会社法等の規制と整合させる。	5032	5032002			日本弁理士会	2	A	事業信託に対する規制を新会社法等の規制と整合させる。	事業信託の規制を会社法等の規制と整合させるべきである。信託法では、事業信託についての特例法の存在を許容する立法として、事業信託法(仮称)を特別法として立法し、事業信託の詳細については、新会社法等による規制と整合させることが望ましい。信託会社等が知的財産権を受託することは、知的財産権の効力(知的財産に係る物の製造販売や複製の頒布等であることから、事業の信託と共通した課題を有する。そして、事業信託の効率的確保するためには、信託業法の規制対象の明確化、事業信託を信託業法の適用対象とするが旨かと、信託会社等が事業を受託する際の規制緩和(兼業規制、忠実義務の任意法規制)との必要性は幅広く議論されるべきと見られる。なお、議論が進行しているように、信託制度の担い手を事業法組合等に拡大する方向での信託業法の規制緩和への引き続きの取り組みを期待する。	事業信託については、信託財産に自然人である従業員が含まれないと考えられ、事業利益が信託財産に帰属すること、事業遂行上のガバナンスに関する規定がないことなどから、何らかの規制が必要となる。しかし、信託法や信託業法にて事業信託に特有な規律を定めることは現実的ではない。このため、事業信託に特有な規律とともに、会社法等を多く準用する事業信託法(仮称)の制定が望ましい。例えば、事業信託を遂行する従業員との関係で、事業信託の事業の遂行において発生する職務発明をいかに取り扱うべきか、検討の必要な事項が多い。このため、事業信託法(仮称)等の研究及び審議により、予見可能性の高い制度の構築及び必要な規制緩和が望まれる。	信託業法第21条(兼業規制)、信託業法第28条、29条(忠実義務等)、信託法(正式審議試案1)忠実義務の任意法規制		
信託業法	原則、一般事業会社が信託業を兼業出来ないが、信託業務に関連する業務に限定し、兼業を認めているところ。	c		信託業は、委託者の信頼に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性を考えると、信託会社が他業を行うことで利益相反行為や他業のリスクが信託業務の経営を危うくする事態を招くことは避けられるべきであり、兼業規制は必要であると考えている。					207049	金融庁・法務省	事業信託に関する信託宣言の解禁	5041	5041005			鈴木健治	5	A	事業信託に関する信託宣言の解禁	事業信託については、信託宣言を解禁すべきである。	事業提携、合併、共同研究開発など企業間の様々な交渉に際して、交渉開始後、合同した事業の本格開始までの間の契約関係についての紛争が生じている。この中、信託宣言による事業信託が容れられれば、交渉の中間的段階で受益権を相互に持ちあわせて結合関係を強め又は調整することが可能となり、種々の企業間の協働による産業の発達を促すことができる。	信託法1条、信託業法第21条(兼業規制)		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
中小企業等協同組合法第3条	定款において、主たる事務所だけでなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と同一協同組向けに基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとするについては、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。		会員がサービスを受けるのは店舗ばかりでなく、インターネットやATM、コールセンターなど、店舗以外のチャネルが拡大する傾向にあり、店舗への影響はもとより、従来よりも緩和されつつある。金融機関によって機動的な店舗展開ができるかどうかは他社の競争上重要なポイントである。 新法案、主たる事務所のみを定款の絶対的記載事項とするについては、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と同一協同組向けに基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとするについては、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。	z07054	金融庁	定款への従たる事務所の記載の廃止	社団法人全国信用組合中央協会	5070	5070003		3	A	定款への従たる事務所の記載の廃止	商法第166条第1項第2号と同様に主たる事務所のみ記載とすること。	中小企業等協同組合法第3条では、事務所の所在地について定款の絶対的記載事項として規定されているが、商法第166条第1項第2号では主たる事務所のみ記載とされている。	中小企業等協同組合法第3条		
中小企業等協同組合法第27条の2第2項、協同組合法による金融事業に関する法律第3条第1項第8号	信用組合は、内閣総理大臣の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を定める法律は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	c		業務方法書は、信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めるものであり、監督の手段として必要となるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について検討する。		銀行には業務方法書がないが、銀行との対比において業務方法書の具体的な必要性は何か。 業務方法書の廃止(業務の種類または方法の変更)は認可事項であり、新たに業務を開始したり、既存業務を廃止するは一部の業務を除いて認可が必要となる。そもそも認可が必要なのか疑問に思われるようなことも認可を受けなければならない。 業務方法書のあり方について検討する必要があるが、措置の分類が(対応不可)となっている。 新法案、業務方法書の廃止の可否も含めて検討するか否か明確に示されたい。	c		業務方法書は、協同組織金融機関が実際に行う業務についての基本的な内容を定めるものであり、協同組織金融機関の経営の健全性の確保の観点から、個別の業務形態を把握する必要性があることから、廃止することは困難である。	z07055	金融庁	業務方法書の廃止	社団法人全国信用組合中央協会	5070	5070005		5	A	業務方法書の廃止	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、事前調整型から事後監視型に移行した現状にあって、業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止すること。	中小企業等協同組合法第27条の2第2項、協同組合法による金融事業に関する法律第3条第1項第8号			
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が割増制及び出資法上のみなし利息の適用除外となるものは、借主が、資本金が1億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(株式会社以外の会社の監査に関する法律第1条の2第1項、株式会社以外の会社を指す)であるときは、特定融資枠等特受業者指定廃止業務	b		現時点においても、定額制は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を確保し、その資金需要に応えることが法的に十分可能である。その上、平成16年に実施した借り手側への拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に限ってはコミットメントライン契約を利用しないのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えた中堅企業の利用状況も考慮されたため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される従来の当座貸越取引等の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側どの程度あるのかについては慎重に見極めてい必要であると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が抱えるコミットメントライン契約に係る手数料に利息制及び出資法上の上限利率による制限が及ぶことになる。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		平成16年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に限ってはコミットメントライン契約を利用したいのニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えた中堅企業の利用状況も考慮されたため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。中小企業等の借主側にコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが、その数倍化したか慎重に見極めてい必要があるが、措置の分類が(対応不可)となっている。 新法案、資本金1億円以上又は負債総額が20億円以上の会社を指す(株式会社以外の会社の監査に関する法律第1条の2第1項、株式会社以外の会社を指す)であるときは、特定融資枠等特受業者指定廃止業務	z07056	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	社団法人全国信用組合中央協会	5070	5070007		7	A	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)など、地方公共団体や特別法で定められた地方会社等をもその範囲に含めること。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、資本金3億円以下の地方公共団体や特別法で定められた地方会社等をもその範囲に含めること。	特定融資枠契約に関する法律第2条			
中小企業等協同組合法第9条の3、中小企業等協同組合法施行令第8条	信用協同組合連合会は、他の協同組織金融機関の連合会である信金中央金庫及び全国労働金庫連合会は、それぞれその根拠法令である信用金庫法施行令及び労働金庫法施行令では規定されていないが、業務方法書の業	b		信用協同組合連合会は、他の協同組織金融機関の連合会である信金中央金庫及び全国労働金庫連合会は、それぞれその根拠法令である信用金庫法施行令及び労働金庫法施行令では規定されていないが、業務方法書の業		貸付限度の定めを他の連合会と同様にできない具体的な理由を示すとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		信用協同組合連合会は、中小企業等協同組合連合会、信用協同組合で構成される連合会という意味ではなく、種類にかかわらず組合の連合会が事業として信用事業を行っているものという。これに対し、信用金庫連合会は、信用金庫法上、信用金庫を会員として組織する連合会であり、金庫の剰余利益金の運用や業務を担担する役割を持っている。各連合会の貸付限度額については、こうした性格の相違を踏まえて検討を行う必要があることから、慎重な検討が必要であり、スケジュールを示すことは困難である。	z07057	金融庁	全国信用協同組合連合会員の貸付限度額の変更	社団法人全国信用組合中央協会	5070	5070008		8	A	全国信用協同組合連合会員の貸付限度額の変更	全国信用協同組合連合会の会員以外の方に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法施行令第8条から削除する。	全国信用協同組合連合会における会員以外の方に対する貸付限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規定されていないものの、他の系統中央金融機関である信金中央金庫および労働金庫連合会は、それぞれその根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されており、業務方法書の業	中小企業等協同組合法第9条の3、中小企業等協同組合法施行令第8条		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分類番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
投資顧問法第31条、第32条、第33条等	認可投資顧問業者は、投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため認められなければならないことについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。また、顧問業者は、兼業に關して事後届出が必要。	d	一	投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受けて兼業とて運用することは可能であると考え。また、商品投資顧問業者に関しては、承認手続は必要なく、事後に届出ることにより、その他の資産を運用することができる。					単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資運用商品の運用解禁	207076	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資運用商品の運用解禁	5099	5099001			オリックス株式会社	1	A	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資運用商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が証券投資顧問業務の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業者との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引・外国為替等先物取引の投資顧問・運用業務について取引が明確化されていない。これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用を可能にすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス法上での運用業者に対して、Managed Futuresの運用を認めることを要望する。	これまででは本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出し海外の業者に運用させることとなっていた。本要望が実現すれば、日本の法制に準じた場合で、海外に資金を持ち出した上で海外の運用業者に委託しなればならず、国内での運用が可能になり、市場の活性化が実現し、投資家のリスク分散も可能となる。			
優先出資法第7条第1項、第210条	協同組織金融機関は、優先出資の消滅のためにする時、協同組織金融機関の権利の履行にあたりその目的を達するために必要な時その他政令で定めるやむを得ない事情があるときを除き、自己の優先出資を取得し、または優先出資の20分の一を超え自己の自己の優先出資を返却することはできない。	b		農林中央金庫を含む協同組織金融機関の優先出資の自己取得に係る規制緩和については、経営の健全性の確保の観点から発行状況や実務面でのニーズを十分に把握した上で慎重に検討する。					協同組織金融機関の優先出資に関する法政(以下優先出資法)第21条第1項に定める自己の優先出資の取得を、平成13年度に改正された商法210条に準じ、一定の範囲内で自由に入行できるよう措置する。	207079	金融庁	優先出資の自己取得の緩和	5104	5104003			農林中央金庫	3	A	優先出資の自己取得の緩和	協同組織金融機関の優先出資に関する法政(以下優先出資法)第21条第1項に定める自己の優先出資の取得を、平成13年度に改正された商法210条に準じ、一定の範囲内で自由に入行できるよう措置する。	優先出資法の施行当時は、協同組織金融機関の優先出資自己取得による協同組織金融機関債権者の利益侵害、ならびに優先出資の債権操作の防止等が目的とされたが、現在では株式会社と同等に協同組織金融機関の資本にかつる流通市場の活性化ならびに協同組織金融機関の資本政策の機動化による経営の自由向上が必要と状況になっているものと考えられる。また、商法210条(会社法施行後は第155条、第156条第1項)では買付け以外の自己株式の取得について「別段の定」により規定しており、合併、営業譲渡、代物弁済取得、買受けなどは定時株主総会決議によらずに自己株式取得ができるものとされている。商法と同様、これらの買受け以外の自己取得が優先出資に比べて自由に行えることとなる。	優先出資法第27条第1項、第31条第20条		
証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の第1項、第2項、証券取引法第16条、第19条	証券取引法における「親法人等」(子法人等)の範囲は、密接な関係を有する一定の者と合算したときに議決権を過半数保有しているかどうか、又は役員を過半数合めているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「親会社」(子会社)は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配	b		証券取引法及び他法令における規制の趣旨を踏まえて検討を行い、平成17年度を目途に結論を得る。					証券取引法における「子法人等」(親法人等)の定義を財務諸表等規則における定義の改正	207080	金融庁	証券取引法における「子法人等」(親法人等)の定義の改正	5104	5104004			農林中央金庫	4	A	証券取引法における「子法人等」(親法人等)の定義を財務諸表等規則における定義の改正	証券取引法上の「子法人等」(親法人等)の定義を財務諸表等規則における定義と同一にする。	財務諸表等規則における「子会社」は、支配力基準に基づいて定義されている一方、証券取引法における「子法人等」は「証券会社が過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者」と規定されているほか、「親法人等」についても政令で10%以上の株式を保有しているもの、主要株主とすると、支配力基準に基づいていない。従って、実質的に支配力・影響力のない会社であっても、証券取引法上は形式的な基準を満たせば「子法人等」(親法人等)に該当することとなり、同法に基づき(事務負担は過大なものとなっている。	証券取引法第32条第5項、第6項		
確定拠出年金法	運営管理機関の登録および登録事項の変更の際は、役員の名簿の更新及び登録事項の変更申請(添付書類)及び変更届出期間の延長等については、適正な運営の軌道及び加入者保護を担保する観点から認められることはできない。	c		運営管理機関の登録申請手続(添付書類)登録事項の簡素化(非労働役員)及び変更届出期間の延長等については、適正な運営の軌道及び加入者保護を担保する観点から認められることはできない。					確定拠出年金制度における規制緩和	207081	金融庁・厚生労働省	確定拠出年金制度における規制緩和	5104	5104005	1		農林中央金庫	5	A	確定拠出年金制度における規制緩和	確定拠出年金運営管理機関登録事務の簡素化	確定拠出年金運営管理機関登録事務の簡素化、確定拠出年金の登録申請書および変更届出があった場合に提出する変更届出書について、提出標準を緩和する。具体的には、登録する役員は労働役員のみとし、兼職先については提出要件の対象外とする。また、届出内容に変更があった場合の届出届出期間である「2週間」を延長する。	確定拠出年金法第99条、同法第92条、同運営管理機関命令第2条		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項管理番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
確定拠出年金法	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の業務の兼務が禁止されている。	c		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の業務の兼務については、運用管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認められない。		中立性確保の必要性は理解できるが例えば、確定拠出年金における運用商品が確定拠出年金専用のものであり、通常販売される金融商品は異なる場合など、兼務しても中立性の維持に支障がないと考えられる場合もある。中立性の維持のために禁止すべき業務上の具体的な行為を明確化したうえで、原則として兼務を容認するよう再検討されたい。	c		当規制は、加入者の保護、確定拠出年金運用管理業務の公正、又は確定拠出年金運用管理業務の信用の失墜を防止することを目的として、運用担当者と販売担当者の分離を求めているものであり、再検討要請にある原則として兼務を容認するといった考えはこれに相反しないものと考えられる。	z07082	金融庁・厚生労働省	確定拠出年金制度における規制緩和	農林中央金庫	5104	5104005	2		5	A	確定拠出年金制度における規制緩和	金融商品営業と運用管理業務の兼務禁止ルールの見直し		金融商品営業と運用管理業務の兼務禁止ルールの見直しを要する。	確定拠出年金法施行規則第10条	
国家公務員法、人事院規則(4-4号)	国家公務員法上、国家公務員は、離職後2年以上、再就職前5年間に在職していた期間に必要となる資格を有する資格企業に再就職する場合には、人事院の承認が必要となっている。	d	-	国家公務員の再就職については、いわゆる「天下り」問題として議論があることを背景に受け止め、今後とも国家公務員法等の枠内で適正に対応していく。		要請者から以下のような再検討が寄せられていますので再検討をお願いします。(1)国家公務員法第103条第1項第2号「職員は、離職後2年を超えて、その離職した後に在職していた人事院規則で定める種の機関、特定独立行政法人又は公益財団法人に再就職し、その職務に就くことを承諾し又は就いてはならない。」とありますが、2年であることの機能が果たされていない。また、再就職による職務の異動の利益誘導が先般日本道路公団を例にあげたように、必死の努力で再就職に成功する必要がある事例です。例えば、財務省の税関が「税」の職種の職として天下っています。前記の一人は再就職先であるが、行政機関が職務を有する企業に再就職していることは、普通をみれば、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわないため、天下りによる職務の異動の利益誘導が絶対にならないような保証制度が設けられるべきです。(2)行政の幹部職員が、定年前に退任、退職金給付を受ける企業や関連機関に再就職する可能性がある場合があり、それが普通や利益誘導を有する可能性が否定できないケースがあることが懸念されます。このような問題は制度的に止めるべきではないでしょうか。	d	-	国家公務員の再就職問題は、制度官庁等を中心に検討されるべき事項である。なお、金融庁職員の再就職は、国家公務員法等に照り適正に対処している。	z07083	全庁庁	行政機関の役員退職金等に関する規制緩和	特定非常勤活動法人「子ども無償増進会」	5110	5110014		14	A		行政機関の役員退職金等に関する規制緩和	行政機関(例えば財務省)の退職者(役員)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して着る事例が多くなるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	人事院等の法令		
信金法	普通銀行、保険会社、ノンバンクにおいても社債(劣後債を含む)の発行は時法の枠内で行われているが、信用金庫においては、業法に規定がない。発行することができない。	b		協同組織金融機関は会員からの自己資本出資が原則であること、すでに外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていること、及び協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ、そのニーズも踏まえ、慎重に検討する必要がある。		協同組織金融機関では、エクイティ性資本である優先出資が制度化されているだけでなく、負債性資本である劣後ローンの借入も認められている。内債、劣後債のみ規制するのではなく、協同組織金融機関は会員からの資本調達を原則とする。すでに自己資本比率算定上基本的項目に購入可能な優先出資が制度化されていること、協同組織金融機関であるため、相互扶助が原則であり、当該協同組織の経営安定に負債性資本を外部調達することは、会員に不利な結果をもたらすものではない。劣後ローンについては、資金の出し手である投資家等が流動性の観点から投資に応じなくなってきた。これについて見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール、結論及び実施時期を示されたい。	b		劣後債を含む債券の発行については、相互扶助を基本とした協同組織金融機関は会員からの資本調達を原則とする。すでに自己資本比率算定上基本的項目に購入可能な優先出資が制度化されていること、協同組織金融機関であるため、相互扶助が原則であり、当該協同組織の経営安定に負債性資本を外部調達することは、会員に不利な結果をもたらすものではない。劣後ローンについては、資金の出し手である投資家等が流動性の観点から投資に応じなくなってきた。これについて見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール、結論及び実施時期を示されたい。	z07084	金融庁	劣後債の発行	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5115	5115001		1	A		劣後債の発行	(信用金庫法による規制の撤廃)自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。	信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類となっているが、このうち劣後ローンについては、資金の出し手である投資家が流動性の点から投資を抑制する傾向が高まっている。また、発行の15規制のみならず、2006年度未だ適用を予定している新BIS規制においては、スラフアップとしての自己資本を起点としたマネジメントが課せられる関係にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けて政策支援を認める必要がある。これにより、信用金庫の資本政策がより柔軟になり、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	信金法に社債発行の規定もしくは商法の社債に関する規定の準用がない。	継続	
信金法(第16条、第15条、第12条、第11条、第9条、第213条)	会員の脱退(自由脱退)に際し当該会員の出資特許を譲り受ける者がいない場合は、金庫は出資額口数の100分の5に相当する特許を譲渡する。一時、一時にその出資額を譲り受けることができない。譲り受けた特許は速やかに処分(会員等への譲渡)しなければならぬ。	b		信用金庫における出資特許の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び特許の消却の必要性等について慎重な検討が必要である。		要望者より次のとおり意見が提出されている。実務的なニーズを勘案し、具体的な検討のスケジュール、結論及び実施時期)を示されたい。	b		信用金庫における出資特許の消却制度の導入については、現金を保有の観点から信用金庫の資本の維持が求められることから慎重な検討が必要であり、スケジュールを示すことは困難である。	z07085	金融庁	普通出資の消却	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5115	5115002		2	A		普通出資の消却	(信用金庫法による規制の撤廃)普通出資の消却制度は、協同組織の互恵互助の機能をより高めたいものである。	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされているが、組織再編成に限らず、商法第213条、第213条の趣旨を準用し、普通出資の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。	信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増強を依頼することとなる。しかしその後、資本が充実に剰余金がある場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自己権を尊重するものではなく、また協同組織の運営上もあつちの選択である。また、会員は口数にかかわらず、個人の利益権を有する(消却)を行っても、協同組織性を阻害することになるとは考えられず、かえって協同組織性を高めることになると考えられる。	信金法第16条、第21条、第51条、第52条、(参考条文)商法第48条、第212条、第213条	継続

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信金法第57条(参考条文)信金法第55条の2商法第23条/2	信用金庫における剰余金の配当は金銭に限られている。	b	信用金庫等の協同組織の会員・組合員は中小・零細事業者や個人であり、その剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えられる。	原則として配当の金銭分配請求権を会員に付与することにより、中小・零細事業者や個人への金銭分配は確保されることになる。そのための措置も含めて、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。			b	協同組織金融機関は、非営利協同組織であり、その剰余金は会員の事業の利益分額に応じて現金で返還することを原則としていることから、配当を出資により行い内部留保することについては、慎重に検討する必要がある。スケジュールを示すことは困難である。	207086	金融庁	出資による配当の導入	5115	5115003				社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	A	出資による配当の導入	(信用金庫法の規制の緩和) 現金配当のほか、出資による配当も選択できるようにする。	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。	信用金庫法57条(参考条文)信金法第55条の2、商法第23条/2	継続
信金法第17条(参考条文)商法第35条第1号	信用金庫法上の「会員たる資格の喪失、死亡又は解散」を除き、「持分の全部の喪失」など、法定脱退事由は個別に列挙されている。	b	法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず(法律上当然に脱退の効果が発生するもの)であり、その事由の拡大については、会員の権利保護等の観点からも慎重に検討する必要がある。	信用金庫は、所在が不明となってしまう会員が年々増加しているにもかかわらず、引き続き会員として管理していかねばならないため、その管理費用を膨らみ続けている。地方、株式会社については、商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)により、会社が所在不明株主の株式を売却することが認められたことにより、信用金庫についても、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能。前向きに検討すべきである。具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。			b	法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず(信用金庫法上当然に脱退の効果が発生するもの)であり、その事由の拡大については、規制改革、民間開放の推進に関する第2次答申(平成17年12月21日)を踏まえ十分に検討を行う必要があることから、スケジュールを示すことは困難である。	207087	金融庁	会員の法定脱退事由の拡大	5115	5115004				社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	A	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和) 協同組織のみを規定していることから、民事再生法等再建型債権法制を活用して再建を図る場合、引を廃止し会員として残ることとなる。この場合でも法定脱退とすれば借入金返済が滞りができるようにする。また、民事再生法決定後は、改めて会員になることで資金調達に支障が生じない。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に、例えば「行方不明会員」などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、現行の法定脱退事由では「破産」のみを規定していることから、民事再生法等再建型債権法制を活用して再建を図る場合、引を廃止し会員として残ることとなる。この場合でも法定脱退とすれば借入金返済が滞りができるようにする。また、民事再生法決定後は、改めて会員になることで資金調達に支障が生じない。	信金法第17条(参考条文)商法第35条第1号	継続
協同組織金融機関が発行する優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、単元優先出資の制度が認められていない。	b	単元株と同様の優先出資の制度を協同組織金融機関に導入することについては、優先出資の分割方法の多様化の必要性など、実務におけるニーズを十分に把握した上で、慎重に検討する必要がある。	優先出資の分割は、投資家への利益還元や投資単位の引下げとして有効な方法であるが、単元優先出資制度が認められなければ、分割により大量の割当が生じることになり、分割の効果がかなり減殺されてしまう。証券市場の活性化の観点から、単元優先出資制度に関する実務上の必要性は相当高いものと考えられる。この点について見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。			b	単元株と同様の優先出資の制度を協同組織金融機関に導入することについては、実務におけるニーズを十分に把握した上で、慎重に検討する必要がある。具体的なスケジュールを示すことは困難である。	207088	金融庁	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る単元優先出資制度の創設	5115	5115005				社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	A	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る単元優先出資制度の創設	協同組織金融機関が発行する優先出資に關して、単元株制度に準じた制度を創設する。	協同組織金融機関が発行する優先出資につき支障を生ずるおそれがある。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	変更
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関の優先出資については、その都度主務大臣の認可を受けなければならない。協同組織金融機関は、払込期日の遡前までに、発行価額等を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。	b	商法と同様の規定を優先出資に關して導入することについては、発行手続の短期化の必要性等、実務におけるニーズを十分に把握した上で、慎重に検討する必要がある。	公募増資における発行手続の短期短縮は、募集に応じた投資家の価格変動リスクを軽減することができるので、投資家保護の観点から、実務上の必要性は相当高いものと考えられる。この点について見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。			b	発行手続の短期化の必要性については、実務におけるニーズを十分に把握した上で、慎重に検討する必要がある。スケジュールを示すことは困難である。	207089	金融庁	商法第280条/2第5項および同法第280条/3/2の優先出資への準用	5115	5115006				社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	A	商法第280条/2第5項および同法第280条/3/2の優先出資への準用	協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式は公正な価格で発行することができる。具体的な発行価額で決定・公告等をする必要はなく、その決定方法を定めれば足りることとした。これにより、発行価額が公正な価格で発行される場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとする。	平成13年10月1日に施行された改正商法により、新株発行に係る取締役会決議事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式は公正な価格で発行することができる。具体的な発行価額で決定・公告等をする必要はなく、その決定方法を定めれば足りることとした。これにより、発行価額が公正な価格で発行される場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとする。現在行われている公募増資の実務では、ブックビルディング方式により発行価額を決定する旨を定める方法で短期化した発行スケジュールを採用することが一般的になっている。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	継続

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体(管理番号)	要望事項(管理番号)	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
協同組織金融機関が発行する優先出資に関する法律		b		株式会社の新株予約権は、ストックオプションの付与、新株予約権付債の発行による会社の資金調達手段を多様化する等の観点から導入されたものである。協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえずつつ普通出資を補充するものとして導入された制度であることから、新たに優先出資予約権の制度を導入することは、実務におけるニーズを十分把握した上で、慎重に検討する必要がある。		新優先出資予約権等の発行を解禁した場合でも、引き続き優先出資の発行制限は維持されるので、普通出資を補充する資本調達手段であるという性質が変更することにはならない。優先出資による資本調達の手続きを多岐化する場合は、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討すべきであるため、現時点でスケジュールを示すことは困難である。			新たに優先出資予約権の制度を導入することは、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討すべきであるため、現時点でスケジュールを示すことは困難である。	z07090	金融庁	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	5115	5115007			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	A	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	(優先出資法の規制の撤廃)右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資予約権および新株予約権付債に相当する制度を導入する。	株式会社については、従来から転換社債および新株引受権付債の発行が認められ、また、平成14年4月からは新株予約権の発行が解禁されている。協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化を図ることができる。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	継続
保険業法第300条第1項、第9号、同法第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第23号、平成10年6月8日、金融庁事務ガイドライン	企業が、生活保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、平成10年大蔵省告示第23号及び平成10年6月8日、金融庁事務ガイドライン	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等が認められている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革(長期性規制)の導入(変更)を示すこととしたスケジュール(変更)に従って検討を行う。		構成契約規制は、顧客ニーズにかかわらず、事前に取壊しを要する強制規制であり、早急に検討すべきである。具体的な検討のスケジュール(結算及び実施時期)を示されたい。			本規制は、生命保険契約の長期性、再加入困難性に認められている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革(長期性規制)の導入(変更)を示すこととしたスケジュール(変更)に従って検討を行う。	z07091	金融庁	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	5115	5115008		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	A	生命保険の構成員契約規制の撤廃	(保険業法の規制の撤廃)生命保険の構成員契約規制を撤廃する。	業務上の地位等を不当に利用するなど、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。	信用金庫における保険募集は、通常、生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、事前に様々な行為規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとれている。また、構成員規制のあり方については、規制改革(民間開放推進)が年計計画(改正)において行政改革委員の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について結論を導く(引き続く検討を行う)ことあり、同規制については、撤廃していただきたい。	大蔵省告示第238号	継続	
信金中央金庫代理店に係る債務保証は、信用金庫法第89条において適用する銀行法第91条により、大口信用供与規制の対象から除外されている。		c		大口信用供与規制は、信用金庫の大口信用集中による危険を防止し、資産内容の健全性を維持を図る観点であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革(大口信用集中による危険を防止)の導入(変更)を示すこととしたスケジュール(変更)に従って検討を行う。		大口信用供与規制の緩和等、強力的措置についてもご検討いただきたい。			大口信用供与規制は、信用金庫の大口信用集中による危険を防止し、資産内容の健全性を維持を図る観点であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革(大口信用集中による危険を防止)の導入(変更)に従って検討を行う。	z07092	金融庁	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	5115	5115009		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	A	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	(信用金庫法の規制の緩和)信金中央金庫代理店に係る信用金庫の債務保証を大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫代理店に係る債務保証については、大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫は信庫の預金機関としての性格を有し、その安全性は個別信用金庫とは比較できないと定めている。信金中央金庫は、系統金融機関特許の制度であり、この特許は、信金中央金庫と信用金庫との間でのリスクの軽減効果が高いものとなっている。	信金法施行規則第16条の2第1項第2号	継続	
コミットメントライン契約(特約融資契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるが、資本金が5億円以上、貸付利率が11%を超える株式会社が、特定融資に関する法律(第1項)「資本金」欄内を超える株式会社(特定債権者調査対象)		b		現時点においても、定期期間は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を設定し、その資金需要に応じて柔軟に利用可能なものである。その上、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見がある。また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用しないというニーズがほとんどないという結果であった。また、実際に平成15年度で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については現時点での結論に達した見地がある。中小企業等の借主にコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが、その後変化した場合に備えて、現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。また、経済の回復である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の適用除外による規制緩和が及ぼす影響		要望者の実務上のニーズを踏まえ、具体的な検討のスケジュール(結算及び実施時期)を示されたい。			平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見がある。また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用しないという現実的なニーズが、その後変化した場合に備えて、現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲拡大の是非については、関係省庁も連携をとりながら、今後も引き続き検討を行う。	z07093	金融庁・法務省	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	5115	5115010		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特約融資契約)の適用対象が拡大し、中小企業(資本金1億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公団等とその範囲に広がる。	コミットメントライン契約(特約融資契約)の適用対象が拡大することにより、地域密着型金融の機能強化の推進に関するスケジュールプログラムでも定められている中小企業の資金調達の多様化が図られることとなるため、規制緩和していただきたい。	特定融資契約に関する法律第2条	継続	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信金法第3条第1項、信金法施行令第3条、告示		b		PF事業は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うものであり、運営事業者は公共性の高い事業を営む者である。信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められる一方、運営事業者が大企業の集合体となる場合もあることと留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討する。		PF事業への融資については、地方公共団体等への融資に準じて考えられるべきものであり、地方公共団体への融資が認められている信用金庫がPF事業資金の融資を行うことは本格的に認められてよいはずであるから、早期に異外貸出先の拡充を図るべきである。「規制改革 民間開放の推進」に関する第2次審判(平成17年12月21日)の内容を踏まえ、具体的な検討を行い、17年度中に結論を得る。	a		PF事業への融資については、規制改革 民間開放の推進に関する第2次審判(平成17年12月21日)の内容を踏まえ、具体的な検討を行い、17年度中に結論を得る。	z0704	金融庁	異外貸出先の拡充	異外貸出先の拡充	5115	5115011			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	A	異外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和) 地方公共団体に準ずるPF事業に係る貸出を異外貸出として認める。	PF法上の「運営事業者」を信金法施行令第3条による異外貸出先のひとつに加える。	民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うため、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(いわゆる「PF法」)が制定された。このように、PF法の枠組みで創設された「運営事業者」は極めて公共性の高い事業を営む者であること、地域経済の活性化に貢献するという地域密着型金融の推進に沿うものであること、さらには会員に対する業務の遂行を妨げるものでないこと、運営事業者が常に大企業の集合体であったとしても、地方公共団体や地方住宅供給公社に準じた扱いとする。	信金法第5条第2項、信金法施行令第3条、告示	継続
信金法第23条第2項(参考条文:商法第166条)	定款において、主たる事務所に定款を定めておらず、従たる事務所も絶対記載事項となっていない。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされているものであり、商法と同様の取扱いとするについては、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。		会員が利用する施設については、現状でも定款のほか、ディスクロージャー誌や業務報告書、インターネット等にも掲載しており、会員側からは定款に記載しないことも問題はないと思われる。また、会員資格、地区等を定めて定めている以上、定款に記載も定める必要性は必ずしも無い。具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされているものであり、商法と同様の取扱いとするについては、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。	z07095	金融庁	定款への従たる事務所の記載の廃止	定款への従たる事務所の記載の廃止	5115	5115012			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	A	定款への従たる事務所の記載の廃止	(信用金庫法の規制の撤廃) 定款の絶対的記載事項を見直す。	信用金庫の本店(主たる事務所)のみを、定款の絶対必要記載事項とする。	事務所を定款の絶対的記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣意である。しかし、市場原理に基づき、経営行が行われるようになった現在では、出店、廃店、統合を迅速にする必要があることによる弊害が生じてきている。また、絶対的記載事項とせずとも、会員をメンバーシップとする協同組織性により、実質的に会員が一定の範囲に限定され、業務はあり得ない。したがって店舗政策は、会員から経営権に委託している範囲内で経営の自由度を高めたほうが、「定款自治」という観点からも、会員のニーズに沿った経営ができるものとする。	信金法第23条第2項(参考条文:商法第166条)	
証券取引法第21条(参考条文:内閣府令第1条)	証券取引法において、先物取引の対象とする株指先物取引のみが認められている。	b		現在、有価証券市場において取引されている株指先物取引は、現物株先物取引の銘柄、流動性、価格の操作可能性等の観点から証券取引所の上場普通株先物取引と同等とされているが、先物株先物取引は、協同組織金融機関の優先出資証券の発行に際しては、協同組織金融機関の自己資本の充実に資するものである点に留意しつつ、「投資サービス法(仮称)」の議論も踏まえ、検討する。		前同、同様の要望に対して公表した回答では、措置の分類が「a」とされていたが、今回は「b」となっている。一度「対応」とある理由を詳細に示していただき、前回の理由が正しい場合は、措置の分類を「a」に戻して頂きたい。また、いずれにせよ、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		証券先物取引等に関する内閣府令第1条を改正することにより、有価証券指先物取引の対象有価証券の範囲に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加えることは可能である。しかしながら、両府令のみを改正しても協同組織金融機関の発行する優先出資証券が株指先物取引の対象有価証券に当然に含まれるものではなく、証券取引法の改正が必要となる。今後「投資サービス法(仮称)」の制定によりデリバティブの定義の見直しを行う予定であり、その中の議論も踏まえ、検討する。	z07096	金融庁	有価証券先物取引の対象有価証券の範囲の拡大	有価証券先物取引の対象有価証券の範囲の拡大	5115	5115014			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	A	有価証券先物取引の対象有価証券の範囲の拡大	右記同様	株指先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。	投資家による有価証券投資の対象は多様化が進んでいることから、株指以外の有価証券についても有価証券指先物取引等に関する内閣府令第1条	証券取引法第2条第2項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	継続
確定拠出年金法	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)の取扱いの事務の業務が禁止されている。	c		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の業務の兼務については、運用管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認められない。		中立性確保の必要性は理解できるが、例えば、確定拠出年金における運用商品が確定拠出年金専用のものであり、通常に販売される金融商品とは異なる場合など、兼務しても中立性の維持に支障がないと考えられる場合もある。中立性の維持のために禁止すべき業務上の具体的な行為を明確化したうえで、原則として兼務を容認するよう再検討されたい。	c		当規制は、加入者の保護、確定拠出年金運用管理の公正、又は確定拠出年金運用管理の信用の失墜を防止することを目的として、運用担当者と販売担当者との兼務を容認しているものであり、再検討要請がある前提として業務を認めるという考えはこれに相反しないものと考えられる。	z07097	金融庁・厚生労働省	確定拠出年金運用管理業務にかかわる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	確定拠出年金運用管理業務にかかわる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	5115	5115017			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	17	A	確定拠出年金運用管理業務にかかわる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和) 右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運用管理業務のうち運用管理業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に関しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用管理業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備において、本業務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金運用管理に関する内閣府令第10条第1号	継続

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項管理番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信金法第31条、信金法施行規則第1条	信用金庫は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	c		業務方法書は、信用金庫が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものである。協同組織金融機関の個別の業務形態を把握する上で、客観上不可欠なものであることから、措置困難である。		銀行には業務方法書がないが、各種モニタリング制度の充実、報告資料の提出などで十分に監督されている。一方、協同組織金融機関には、各種モニタリングから、個別の業務形態を把握する上で、業務方法書が必要不可欠とはいえないと考え、改めて対応検討された。	c		業務方法書は、協同組織金融機関が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、協同組織金融機関の経営の健全性の確保の観点から、個別の業務形態を把握する必要性もあ	207098	金融庁	業務方法書の廃止	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5115	5115020		20	A	業務方法書の廃止	(信金法の規制の増強)信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、信用指導型から事後監視型に移行しているなかになって、現状では業務方法書を存続させる必要はないため、これを廃止する。	信金法第31条、信金法施行規則第4条	継続
信用金庫法第4条の5第8項、告示第16号(平成16年3月1日)	従属業務を行う子会社は親である企業あるいは子会社からの収入の合計額の総収入の額に占める割合が50%以上とならない。	c		金融機関同士の協働事業として、従属子会社による協働事業を認めるとしたところであるが、一般事業者との協働事業による従属業務子会社の収入依存度規制を緩和することは、他業禁止の趣旨を踏まえ、措置困難である。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて対応を検討された。	c		一般事業者との協働事業による従属業務子会社の収入依存度規制を緩和することは、他業禁止の趣旨を踏まえ、措置困難である。	207099	金融庁	従属業務における収入依存度規制の緩和	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5115	5115023		23	A	従属業務における収入依存度規制の緩和	(信用金庫法による規制の緩和)親金庫からの50%収入依存度規制を緩和する。	信用金庫と会員中小企業等との協働事業として、従属業務子会社による協働事業が行えるようになれば、より効率的な地域貢献ができるようになる。また、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(改正)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行子会社が行う配当金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否か」については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来銀行業から外れる他業である従属業務の両方を踏まえつつ検討を行う。」とあるが、信用金庫における収入依存度規制についても、規制を緩和していただきたい。	信用金庫法第4条の5第8項、告示第16号(平成16年3月31日)	継続	
信用金庫法第3条第1項、信金法施行規則第1項第5号	信用金庫の会員外貸付先の対象に独立行政法人及び地方独立行政法人は認められない。	b		独立行政法人・地方独立行政法人は公共上必要な事業効率化を行うために、国・地方公共団体で設立するものである。信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められる一方、独立行政法人は、地方公共団体から設立した存在であることを踏まえつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討する。		独立行政法人への融資については、PFI事業への融資と同様、地方公共団体等への融資に準じて考えられるべきであり、地方公共団体への融資が認められている信用金庫がPFI事業資金の融資を行うことは本来的に認められていはずであるから、早期に員外貸出先の変更を望むべきである。具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示された。	a		独立行政法人・地方独立行政法人への融資については、その公共性を踏まえ、具体的な検討を行い17年度中に結論を得る。	207100	金融庁	信用金庫による独立行政法人への貸付に係る規制緩和	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5115	5115024		24	A	信用金庫による独立行政法人への貸付に係る規制緩和	信用金庫による独立行政法人への貸付に係る規制緩和	信用金庫の会員外貸付先の対象に独立行政法人及び地方独立行政法人を加える。	独立行政法人については、独立行政法人雇用・能力開発機構の創形持家融資制度の場を踏まえ、信用金庫の会員外貸付先として認められない。独立行政法人・地方独立行政法人は、特例法人等改革により従来にも増してコスト意識を持つようになった結果、従来の相対融資からシンジケートローンへと切り替えてきている。銀行や農林系金融機関は、シンジケートローンによる独立行政法人等への貸付対応が可能であり、たとえば農林系金融機関は、農林中金がアンダーとなって、系別金融機関をメンバーに組み入れたシンジケートを組成することが可能である。金融庁のアクションプログラムでは、信用金庫に比べて地域中リスクの軽減等を図ることが要請されており、シンジケートローンはこうしたリスクの分散等に有効な融資形態である。また、独立行政法人等の借入形態が大きく変化しているなか、今後貸出取引の主流となり得るシンジケートローン等による対応ができるように規制緩和されなければ、信用金庫業界は独立行政法人との貸出取引に出遅れ、優良債権獲得のチャンスを通すおそれがある。したがって、できる限り早急に独立行政法人等を信用金庫の会員外貸付先としていただく	信用金庫法第3条第1項、信用金庫法施行令第8条第1項第5号	新規
信用金庫法第4条の5第7項、信金法施行規則第10条の12	理事は営業報告書を通常(代)会に提出し、その承認を求めなければならない。(注)銀行(株式会社)については、同法第23条により、総会の招集通知に決議関係事項の議案を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫、信用組合については、このような規定がなく、これに代えて営業報告書の提出を要する。	b		協同組織としての特性を踏まえ、協同組織金融機関の認可会社の業務状況を周知し、意思反映の機会を確保する必要があることから、認可対象会社の営業報告書の総会への提出を廃止する。また、報告事項の刷新化については、その趣旨を踏まえ、十分検討する必要があることからスケジュールを示すことは困難である。		会員への開示について一定の実効性を確保する必要性については理解できるが、検討にあたっては、協同組織金融機関における貸借対照表(バランス)に十分配慮すべきである。具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示された。	b		協同組織としての特性を踏まえ、協同組織金融機関の会員に対し、当該協同組織金融機関の認可会社の業務状況を周知し、意思反映の機会を確保する必要があることから、認可対象会社の営業報告書の総会への提出を廃止する。また、報告事項の刷新化については、その趣旨を踏まえ、十分検討する必要があることからスケジュールを示すことは困難である。	207101	金融庁	認可対象会社の営業報告書の総会への提出の廃止	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5115	5115025		25	A	認可対象会社の営業報告書の総会への提出の廃止	認可対象会社の営業報告書の総会への提出の廃止	認可対象会社の営業報告書を総会に提出することを不要とし、または営業報告書の提出に代えてその要約を提出すれば足りることとする。	信用金庫法第4条の5第7項、信用金庫法施行規則第10条の12	継続	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分科番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
保険業法第275条第21条第2項	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、貯形保険、年金払積立傷害保険、貯形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信	c		保険商品の全面解禁するためには、銀行等による保険商品の状況等をモニタリングし、保険契約者等の保護の観点から問題がないことを確認する必要がある。前倒しで全面解禁することは困難である。	「前倒しで全面解禁することは困難である。」との回答であるが、金融審議会報告書の趣旨を踏まえ、早期に全面解禁したい。		c	銀行等による保険商品の全面解禁に至るスケジュールについては、内閣府令で規定しているところであり、銀行等による保険商品の状況等をモニタリングし、保険契約者等の保護の観点から問題がないことを確認する必要がある。前倒しで全面解禁は困難である。	銀行およびその子会社等による保険商品の販売の早期全面解禁	207102	金融庁	銀行およびその子会社等による保険商品の販売の早期全面解禁	社団法人第二地方銀行協会	5116	5116001			1	A	銀行およびその子会社等による保険商品の販売の早期全面解禁	保険商品の全面解禁は平成19年12月とされているが、この解禁時期を出来る限り前倒して実施する。	地域の顧客に対する金融サービスの向上の観点から、できる限り早期に全面解禁することを望ましい。	保険業法275条 保険業法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3 銀行法第16条の2 銀行法施行規則第17条の3第2項		
保険業法第275条第21条第3項	銀行等が一定規模以下の小規模事業者に対し、事業に必要な資金の貸付けを行うこと(第1号)している場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該個人代表者(代表者を除く)に対して手数料その他の報酬を得て保険募集を行うことが禁止されている。	c		本件規制は、小規模事業者の場合、従業員が事業主等とほぼ実質共同体のような関係にあり、企業の資金繰りを巡り銀行等の影響が当該従業員に及びおそれが高いことから設けられているものである。モニタリングの結果必要な場合には、事業停止措置の見直しも検討することになる。	銀行窓販の保険商品拡大に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行業務の観点から全面的規制とならば、必要なものに限り、販売状況に応じて見直しを願いたい。		c	本件規制は、モニタリングにより規制の実効性を検証した上で必要に応じ見直しの検討を行う。	新規解禁保険契約の募集における、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制の懸念	207103	金融庁	新規解禁保険契約の募集における、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制の懸念	社団法人第二地方銀行協会	5116	5116002			2	A	新規解禁保険契約の募集における、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制の懸念	平成17年12月22日からの新規保険契約の募集における融資先販売規制のうち、事業資金の融資先である小規模事業者の従業員に対する募集規制を撤廃する。	融資先販売規制は、銀行等による圧力販売を防止する観点から設けられているものであることを踏まえ、法人、法人代表者、個人事業主、法人役員に対する販売を規制することはやむを得ないと考えられる。しかしながら、従業員については、自己の勤務先が融資先を行っている金融機関から融資を受けていることを知らないケースも多く、圧力販売の可能性は極めて低いと考えられる。また、銀行にとっても、保険募集時に、顧客に勤務先を確認し、融資先であるかどうかを確認したうえで、さらに従業員の人数を確認することは、業務上極めて煩雑である。	保険業法275条第1項第1号 保険業法施行規則第211条第3項 保険業法施行規則第211条の3第3項		
保険業法第211条第2項第2号、同条第3項第2号	銀行等がその行為に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前(第2号)に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	c		本件規制は、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場であり、安易な利用による顧客の保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、譲渡されている情報の如何にかかわらず、書面その他の適切な方法による事前の同意を得なければ保険募集業務以外の業務と保険募集業務の間で流用してはならないとするなど、広く銀行等による保険商品の販売との関係において設けられているものであり、ご要望に対応することは困難である。	「ご要望に対応することは困難である。」との回答であるが、要望者の負担を軽減する方向で再検討願いたい。		c	本件規制は、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場であり、安易な流用による顧客の保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、とくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられているものであり、ご要望に対応することは困難である。	保険業法上の非公開情報保護措置の懸念	207104	金融庁	保険業法上の非公開情報保護措置の懸念	社団法人第二地方銀行協会	5116	5116003			3	A	保険業法上の非公開情報保護措置の懸念	保険業法上の非公開(金融・保険)情報保護措置を撤廃する。	銀行が保険以外の金融商品を販売する場合にこのような規制がないことに加え、銀行以外の代理店は対象外であり、公平性を欠く。また、銀行が保険募集を行う際には、非公開(金融・保険)情報の利用に必要事前に同意を得る必要があるが、募集商品説明等を行う前に同意を得ることには応じないことから、顧客にとって分かりづらく(顧客の理解を得ることが難しい)。更に、平成17年4月に施行された「個人情報保護法」において、銀行は個人情報を取り扱うに当たってはその利用目的を特定し(法第16条)、利用目的の達成のために必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には顧客の同意が必要(法第16条)とされていることから、顧客情報の不当な利用は排除できると考えられる。	保険業法第275条第1項第1号 保険業法施行規則第211条第1項第2号、第211条の2第2項第1号		
保険業法第300条第1項第9号、同条第234条第1項第10号	企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を持つ法人、役員、従業員に対する(第2号)一部の保険商品を禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等を踏まけられている規制であり、その趣旨を踏まえて、規制改革(民間開放)3年計画(改定)と示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。	検討のスケジュール(見直し時期)につき具体的な明示は頂きたい。		b	本規制は、生命保険契約の長期性、再加入困難性に鑑み設けられている趣旨を踏まえ、臨に、顧客から検討を行う必要があることから、見直し時期を示すことは困難である。	生命保険の構成員契約規制の廃止	207105	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	社団法人第二地方銀行協会	5116	5116004			4	A	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。	構成員契約規制は、生命保険会社と募集代理店契約を締結した企業が優越的な地位の適用や圧力募集を行うことを防止することを目的として設けられているものであるが、安易に保たず顧客が一律に募集を禁止しているため、顧客の申し出による場合に保険の販売ができず、顧客利便性の観点から見直しが必要である。	保険業法第300条第1項第9号 保険業法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第268号 保険会社向けに総合的な監督指針3-3-2(7)		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
保険業法第27条、保険業法施行規則第11条の1第1項第1号、第11条第1項第1号	銀行等による保険商品の取引(販売)については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。平成14年10月より、個人年金保険、貯形保険、年金払積立傷害保険、貯形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信	c		「銀行等による保険販売規制の見直しについて」(平成16年3月31日金融審議会第二部会において「圧力販売につながるような融資条件に対する保険販売を禁止すること」とされたことであり、全てを事業の用に供する建物の所有者(融資を受けた者)に限る。)は、「圧力販売につながるような融資条件」に該当することから、措置することは困難である。	措置することは困難である。との回答であるが、顧客利便性の観点から再検討願いたい。	c	-	「銀行等による保険販売規制の見直しについて」(平成16年3月31日金融審議会第二部会において「圧力販売につながるような融資条件に対する保険販売を禁止すること」とされたことであり、全てを事業の用に供する建物の所有者(融資を受けた者)に限る。)は、「圧力販売につながるような融資条件」に該当することから、措置することは困難である。		207106	金融庁	銀行が販売費である長期火災保険に全てを事業の用に供する建物の追加	5116	5116005			社団法人第二地方銀行協会	5	A	銀行が販売費である長期火災保険に全てを事業の用に供する建物の追加	銀行が販売することができ長期火災保険の対象に全ての事業の用に供する建物を追加する。	全てを事業の用に供する建物の取得にあっては銀行融資を利用するケースが多いことを踏まえると、全てを事業の用に供する建物が長期火災保険の対象となれば、融資と同時に融資実行行での保険付保が可能となり、顧客利便性が向上する。	保険業法第27条第1項第1号、 保険業法施行規則第211条の2第1項第1号、 保険業法施行規則第211条第1項第1号		
		d		監督指針「2-1-(2)」に記載された「業務の分離や担当職員の明確化」とは、非公開融資等情報の授受の遮断に際して必要な体制整備の例示であり、必ず業務の分離等が行われなければならないというのではない。金融機関は、行おうとする証券仲介業務に応じた、実効性のある非公開融資等情報の遮断措置を取る必要がある。これが「準じた措置」であると考えられる。	一層の明確化につき検討願いたい。	d	-	監督指針「2-1-(2)」に記載された「業務の分離や担当職員の明確化」とは、非公開融資等情報の授受の遮断に際して必要な体制整備の例示であり、必ず業務の分離等が行われなければならないというのではない。金融機関は、行おうとする証券仲介業務に応じた、実効性のある非公開融資等情報の遮断措置を取る必要がある。これが「準じた措置」であると考えられる。 金融機関が行う証券仲介業務は、扱う種別証券の種類や業務を担当する部署等が様々で、特定の遮断措置で全ての金融機関における実効性を担保することは困難であることから、具体的にすぎない特定の措置は記載せず「準じた措置」としているものである。 なお、日本証券業協会において会員通知「特別会員の証券仲介業務に関するQ&A」についてを発出しており、その中で具体的な措置例が示されている。		207107	金融庁	証券仲介業務における実効性の明確化	5116	5116006			社団法人第二地方銀行協会	6	A	証券仲介業務における実効性の明確化	非公開融資等情報の授受を遮断するための措置として挙げられている「業務の分離や担当職員の明確化」に準じた措置について、その内容を明確にする。	非公開融資等情報の授受の遮断に値する措置が明確化されることにより、人員の限られた中小金融機関においても、証券仲介業務の取扱の増加が期待できる。	証券取引法第28条の4第1項第12号、 第44条第4号、第65条の2第1項および第1項、 金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条の2第4号、 証券会社向けの総合的な監督指針「2-1-(2)」		
特定融資枠契約に関する法律第2条	ユミットメントライズ契約(特定枠契約)に係る手数料が利益制限法及び出資法上のみなし利便の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(株式会社以外の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、特定債権等受渡業者(特定債権受渡業者)	b		現時点においても、金融機関は、中小企業等との間で当座貸越取引等によって一定の融資枠を確保し、その資金需要に応ずることが法的に十分可能である。その上、平成16年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に限ってはユミットメントライズ契約の利用しないというニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加入された中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。これらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が手数料なしに提供される従来の融資枠取引等の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手数料の支払が必要となるユミットメントライズ契約を利用したいという現実的なニーズがあると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が融資を受けるユミットメントライズ契約による融資枠取引等の借入方法の上乗れによる範囲拡大が期待される。	検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	b	-	平成16年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲拡大については中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に限ってはユミットメントライズ契約を利用しないというニーズがほとんどないという結果であった。さらに、実際に平成13年改正で借主の範囲に加入された中堅企業の利用状況も低調であったため、その範囲拡大については時期尚早との結論に達した経緯がある。中小企業等への借主の範囲拡大についてはユミットメントライズ契約を利用したいという現実的なニーズがあると思われる。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が融資を受けるユミットメントライズ契約による融資枠取引等の借入方法の上乗れによる範囲拡大が期待される。 法務省及び金融庁としては、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲拡大の是非について、関係庁とも連携をとりながら、今後引き続き検討を行う。		207108	金融庁・法務省	ユミットメントライズ契約の適用対象の拡大	5116	5116009			社団法人第二地方銀行協会	9	A	ユミットメントライズ契約の適用対象の拡大	ユミットメントライズ契約の適用対象を拡大し、中小企業、資本金3億円以下の地方公共団体、特例法に定められた地方会社等を加える。	ユミットメントライズ契約は中小企業等にも有益な資金調達手段であり、中小企業の資金調達手段の多様化を図ることが可能となる。	特定融資枠契約に関する法律第2条		
銀行法第12条第16条の2	銀行は、銀行法第12条に基づき固有業務、その他の付随業務及びその他の法律により従事することができる業務(法定業務)以外の業務を営むことができない。また、銀行法第16条の1に規定されている以外の会社を子会社としてはならないとされている。	c		銀行の経営の健全性確保の観点から他業禁止の趣旨を踏まえ、法定他業として宅地建物取引業に限定する宅地建物取引業を認めるとは、措置困難でない。また、銀行法第16条の1に規定されている以外の会社を子会社としてはならないとされている。	顧客利便性の向上の観点から再検討願いたい。	c	-	銀行の経営の健全性確保の観点から他業禁止の趣旨を踏まえ、法定他業として宅地建物取引業に限定する宅地建物取引業を認めるとは、措置困難である。		207109	金融庁	ビジネスマッチング業務等に係る地域金融機関本体及び子会社への不動産仲介業務の一部解禁	5116	5116011			社団法人第二地方銀行協会	11	A	ビジネスマッチング業務等に係る地域金融機関本体及び子会社への不動産仲介業務の一部解禁	地域銀行に、ビジネスマッチング業務や不動産仲介業務を行うことを解禁する。	地域銀行においては、顧客との長期的な取引関係の中で、ビジネスマッチング業務や不動産仲介業務から派生して、不動産仲介の相談を受ける機会があることから、他業禁止の趣旨に反しない範囲で、不動産仲介業務の取扱いが可能ならば、リーディングバンキングの機能強化に役立ち、顧客に対して総合的な充実したサービスを提供することができる。	銀行法第12条、 銀行法第16条の2		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体(管理番号)	要望事項(管理番号)	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項(管理番号)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
	金融機関等による顧客等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律	C		本人確認の厳格化や実効性を確保する観点から、官公庁以外の者の発行する書類を本人確認書類とすることはできない。		要望者の負担軽減の観点から再検討願いたい。	C		本人確認法はデビットカード、マネーロンダリング等の犯罪を防止するために金融機関等に対して顧客の本人確認を義務付けているものである。に要望については、発行手段が個々の発行体に任じられており、制度的担保がないほか、真偽の確認が困難になること、発行の発行機関(官公庁)に比べて、一般に証明力が低いこと、などから、対応は難しいと考えている。	207114	金融庁	銀行取引における本人確認書類の対象拡大	5116	5116019			社団法人第二地方銀行協会	19	A	銀行取引における本人確認書類の対象拡大	官公庁が発行した書類に加え、国立大学法人や独立行政法人が発行した書類を本人確認書類の対象とする。		本人確認事務の効率化となる。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条第1項 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則第3条第1項1号 同規則第4条第1項第1号のへ	
	金融先物取引業者の役員等の氏名に関する法律	C		取締役会が会社の業務執行の意思決定に責任を負っている機関であり、金融関係の他の法律と同様、役員等の氏名について、登録申請書の記載とその変更があったときの届出を規定しているものである。		要望者の負担軽減の観点から再検討願いたい。	C		取締役会が会社の業務執行の意思決定に責任を負っている機関であり、金融関係の他の法律と同様、役員等の氏名について、登録申請書の記載とその変更があったときの届出を規定しているものである。	207115	金融庁	金融先物取引業者の登録に係る役員等の範囲の見直し	5116	5116027			社団法人第二地方銀行協会	27	A	金融先物取引業者の登録に係る役員等の範囲の見直し	銀行が金融先物取引業者の登録申請を行う際の登録費は、代表者、担当役員、監査役のみに限定し、変更届出も、これらの役員に変更が生じた場合に限る。		役員はそれぞれの担当、権限を付与されていることから、担当役員以外の役員の登録は不要である。	金融先物取引法第57条第1項 金融先物取引法第60条第1項	
	金融先物取引業者の役員等の氏名に関する法律	C		金融先物取引業者の業務の適正な運営を確保するため、公益又は委託者の保護のために必要な事項を規定したものであり、銀行に比べてのみ異なればならないとするのは困難である。なお、現行金融先物取引法においては、役員が成年被後見人等に該当しない旨の「証明書」ではなく「誓約する書面」の添付を規定している。		要望者の負担軽減の観点から再検討願いたい。	C		金融先物取引業者の業務の適正な運営を確保するため、公益又は委託者の保護のために必要な事項を規定したものであり、銀行に比べてのみ異なればならないとするのは困難である。なお、現行金融先物取引法においては、役員が成年被後見人等に該当しない旨の「証明書」ではなく「誓約する書面」の添付を規定している。	207116	金融庁	金融先物取引業者の登録・変更手続の簡素化	5116	5116028			社団法人第二地方銀行協会	28	A	金融先物取引業者における役員等の登録・変更手続の簡素化	銀行については、役員が成年被後見人等に該当しない旨の証明書の添付を廃止する。また、取置き書の本人署名押印を省略する。		銀行法第7条の2において、銀行の常務に就任する取締役等は、銀行の経営管理の確、公かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬとされており、銀行の取締役等に業者不適格者が就任することは考えられない。また、事務手続の簡素化を図ることが可能となる。	金融先物取引法第60条 金融先物取引法施行規則第15条第1項第3号	
	信託法第29条第1項では、受託者と信託財産あるいは信託財産相互間の取引が例外的に許容されるための要件として信託財産に損害を与えないこととしている。	C		信託法は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。自己取引等については、利益相反のリスクが高く、専ら受託者のために取引が行われなければならないことから、当該規定は必要であると考えること。特に、一般投資家と信託会社との間には、情報量や交渉力において格差が存在するケースが十分想定されることから、この要件を厳格に適用することによって、情報量や交渉力の格差の存在を踏まえつつ十分な受託者の保護を実現することが可能と思われる。「信託財産に損害を与えるおそれがない」という現行法の要件は抽象的であることから、実務の障害となっていることから、改めて見直しを行うことについて検討し、見直しを示された。		改正信託法では、受益者の同意を取得するに当たり、重要な事項についての十分な説明がなされることを求めており、この要件を厳格に適用することによって、情報量や交渉力の格差の存在を踏まえつつ十分な受託者の保護を実現することが可能と思われる。「信託財産に損害を与えるおそれがない」という現行法の要件は抽象的であることから、実務の障害となっていることから、改めて見直しを行うことについて検討し、見直しを示された。	C		信託法は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。自己取引等については、利益相反のリスクが高く、専ら受託者のために取引が行われなければならないことから、当該規定は必要であると考えること。特に、一般投資家と信託会社との間には、情報量や交渉力において格差が存在するケースが十分想定されることから、この要件を厳格に適用することによって、情報量や交渉力の格差の存在を踏まえつつ十分な受託者の保護を実現することが可能と思われる。「信託財産に損害を与えるおそれがない」という現行法の要件は抽象的であることから、実務の障害となっていることから、改めて見直しを行うことについて検討し、見直しを示された。	207117	金融庁	信託法第29条第2項の利益相反取引規制の緩和	5117	5117003		森・濱田松本法律事務所	3	A	信託法第29条第2項の利益相反取引規制の緩和	信託法第29条第2項は、受託者と信託財産、あるいは信託財産相互間の取引が例外的に許容されるための要件として、信託財産に損害を与えるおそれがないことを課しているが、かかる要件を厳格に信託法改正の議論で利益相反取引の要件とされている内容と同程度として頂きたい。		実務上、「信託財産に損害を与えるおそれがない」ことが明確な受託者・信託財産間又は信託財産相互間の取引はむしろ稀である。当該取引が信託財産に比べて「プラスの面もマイナスの面があるが総合的に見ればかなりの程度でプラス」といえるような場合のほうがむしろ通常である。しるかに、信託法という規制立法に対する実務の対応としては、「マイナスの面がある以上、「信託財産に損害を与えるおそれがない」とは言いにくいのではないか」と考えざるを得ないという慎重な信託銀行ほかからの対応をしがたである。また、同条項は信託法第22条第2項により、信託業務の委託先にも適用される。また、受託者や委託先の利害関係人にも適用される。これらの利害関係人と信託財産の間で真に必要な取引についても、受託者や委託先等が二の足を踏む場面が生じており、実務に害を及ぼしている。金融庁は、信託法施行時の「ブリックコメント」において、「受益者の同意があっても信託財産に損害を与えるおそれがある」と回答しているが、本条項の改正が実現すれば、本条項	信託法第29条第2項、同法第22条第2項		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体(管理番号)	要望事項(管理番号)	分類番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
投資顧問法第31条、第32条、第33条等	認可投資顧問業者は、投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないことと認められれば、承認を受け、大任の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。また、商品投資顧問業者は、兼業に關して事後届出が必要。	d	—	投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受け、事後に届け出ることにより、その他の資産を運用することができる。						z07130	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	5118	5118027			社団法人リース事業協会	27	A	単一の企業(資産運用業者)によるManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が商品投資顧問業務の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業務との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引(外国為替先物取引の投資顧問・運用業務)について取扱いが明確化されていない。これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用を可能とすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス法上の運用業者に対して、Managed Futuresの運用を認めることを要望する。	これまでは本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出して海外の業者に運用させることとなっていた。本要望が実現すれば、国内でManaged Futuresの運用委託が可能となり、従来の投資商品と異なるManaged Futuresへの投資が容易となり、投資家の分散投資効果を高めることができる。同時に、国内先物市場の拡大、活性化が図れる。また、日本の場合には証券投資顧問を商品投資顧問業者が兼業可能となり、仮に同ライセンスを取得しても、運用対象と指定されていない先物取引で運用できない。米国のような横断的なルールとして現在検討されている「投資サービス法」上でManaged Futuresの運用をみとめていただきたい。			
資金業の規制等に関する法律	資金業規制法は、全の資金業者に対し、資金業者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b	措置の概要参照	平成16年1月1日に施行された資金業規制法及び出資法の一部改正法では、資金業規制法の在り方については、この法案の施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。						z07131	金融庁	資金業規制法の抜本的見直し等	5118	5118032			社団法人リース事業協会	32	A	資金業規制法の抜本的見直し等	資金業規制法について抜本的見直し。例えば、銀行等がサブプライムローン・E・E・Eととなり、資金業者が買付人として参加する場合における、資金業者の資金業規制法の適用除外を要望する(注)を強く要望する。	例えば、銀行等のエージェントに対し、銀行法等の法令により、より厳格な業務に対する監督が行われている場合には、単に参加買付人として参加する資金業者に資金業規制法の規制を課す必要性は認められない。また、参加買付人は原則として個人と接触することは規定されていないため、資金業規制法の規定の一部を遵守することは困難である。	資金業の規制等に関する法律		
国家公務員法、国家公務員法施行法等	金融庁では、金融機関に対する検査、監督部門において、職務の行動規範を策定し、公表している。また、銀行等の未然防止の観点から、職務、倫理に関する研修を年10回程度実施するほか、中途採用者には、その都度、個別に説明会を開催している。さらに、金融庁職員行政上の行為の適法性に係る問題については、法令遵守に互	d	—	すでに、職務の行動規範を定めているほか、年間を通じて研修を実施することにより、法令遵守意識の向上と不正行為の未然防止に努めている。さらに、法律の専門家により構成するコンプライアンス対応室を設置している						z07132	金融庁	コンプライアンス監視システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監視システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監視システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価。コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ごうためには、やはりコンプライアンス意識を高めることにある。事案においては、監督機関による対応ということになるが、このシステムはそもそも未然に不正を防ぐことが目的である。		
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律	「電子政府構築計画」等に則り、引き続き電子政府の実現に向けた行政情報化の推進を図っていく必要がある。引き続き広域連携・関係団体等を通じたオンライン利用可能な手続等とその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及と向上に取り組む必要がある。	c	—	申請、届出の本人確認及び申請・届出の改ざん防止のためには、何らかの認証制度は必要であると考え、						z07133	金融庁	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチポイントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現在の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考え、即ち、現在のように全ての手続きに一層公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味の上、問題とされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願したい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネット上での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したという条件付にはなろうが、これにより多くの利用によりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の進捗を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやバブリアコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く(利用者呼び込むために「簡易」に利用できる手続きへの見直し、仕切り手続の簡便化が必要である。そしてオンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズが高まり、申請・届出受付までの一連の手続きが「トランスポーズ(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キックオフ(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
投資顧問業法第2条	投資顧問業の勧誘の動議を業として行うことは法令上明記されていない。	B		(投資顧問業上の観点) 投資顧問業者が顧客を勧誘する際の行為規制として、損失の全部又は一部を負担することを約すること等が禁止される信託業法において信託的代理業務が認められていることを勘案すれば、投資顧問契約等の締結の勧誘について契約の当事者である投資顧問業者以外にも認めるとが適当であり、金融審議会においても、投資顧問契約等に係る紹介等を業として位置付けることについて検討が行われている。	損失の全部又は一部を負担することを約すること等が禁止される信託業法において信託的代理業務が認められていることを勘案すれば、投資顧問契約等の締結の勧誘について契約の当事者である投資顧問業者以外にも認めるとが適当であり、金融審議会においても、投資顧問契約等に係る紹介等を業として位置付けることについて検討が行われている。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討したい。	B	(投資顧問業上の観点) 投資サービス業者(依頼)の業務規制のあり方についての金融審議会第一分会の議論を踏まえ、検討を行う。		207142	金融庁	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(投資顧問業法上の観点)	5132	5132009	1	生命保険協会	9	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(投資顧問業法上の観点)	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。	投資顧問業法上の観点 金銭市場におけるリスクマネーの必要性が囁かれる中、投資顧問契約等に係る顧客ニーズの高まりを考えれば、顧客と投資顧問業者との間で当該契約の締結を代理・媒介する行為を、新たに独立した業として認めることは意義が大きいと考えられる。保険会社がかかる業務を行う際には、保険会社を当該業者として監督当局の認可又は登録に係らしめ、必要の行為規制、監督規制を適用することとすれば、保険会社が行う当該行為が同法に抵触することはないと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。	
保険業法第98条、同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業務を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		保険業法の観点からは、規制改革・民間開放3(が年計画)改定)を踏まえ、保険会社の事業の在り方等に留意しつつ、今後検討を開始するところである。	生命保険会社の付随業務として、既に投資顧問業者の投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する事務の代行が認められていることから、保険会社が他の金融機関が提供する投資顧問契約等の勧誘を行うことは十分な関連性・ proximity を有しており、本業務により生じ得るリスクも極めて限定的なものと考えられる。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討したい。	b	保険会社の事業の在り方等に留意しつつ幅広い観点から検討を行う必要がある。具体的なスケジュールを示すことは困難である。	207143	金融庁	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点)	5132	5132009	2	生命保険協会	9	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点)	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。	保険業法施行規則第51条	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。			
保険業法第118条、同法施行規則第13条の13	保険料受入れ、及び解約引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行われることは認められていない。	b		規制改革・民間開放3(が年計画)改定)に示されているとおり、平成17年度に検討を行う。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、可能な限り早期の実現に向けた検討をお願いしたい。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討したい。	b	規制改革・民間開放3(が年計画)改定)に示されているとおり、本年度に検討を行っているところ。	207144	金融庁	特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ、移受	5132	5132011		生命保険協会	11	A	特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ、移受	株、債券等の現物資産による保険料受入れ、移受等を可能とすべく法令上措置する。	現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用の場合、現物を売却すること(移受)が可能なこととなる。現金化に伴い、大量の株式の売却が必要となる。信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いしないと利用者利便が著しく阻害される。	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	保険料受入れ、及び解約引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行われることが認められていない。 厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特別措置として、現物資産の取扱いが認められている。		
信託業法		c		信託業は、委託者の信頼に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このよが特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係ないと考えられるところであり、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信頼の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。	信託は、他人の信頼に基づき、財産の管理・運用を行うという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このよが特性は、信託財産の内容や設定の方法に関係ないと考えられるところであり、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信頼の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあると考える。	要望者のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。	c			207145	金融庁	信託業法の見直し	5137	5137002		中島 秀記	2	A	信託業法の見直し	一般事業会社が使いやすい制度構築を	16年12月に改正された信託業法は依然として、一般事業会社の参入の規制は厳しいため、参入要件を緩和してほしい。	信託業法全般		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
信託業法	原則、一般事業会社が信託業を兼業出来ないが、信託業務に関連する業務に限定して、兼業を認めているところ。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性を考えると、信託会社が他業を行うことと利益相反行為や他業のリスクが信託業務の経営を危うくする事態を招くことは避けなければならない。兼業規制は必要であると考					信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性を考えると、信託会社が他業を行うことと利益相反行為や他業のリスクが信託業務の経営を危うくする事態を招くことは避けなければならない。兼業規制は必要であると考	207146	金融庁	信託業法における兼業規制の見直し	5137	5137003			中島 秀紀	3	A	信託業法における兼業規制の見直し	一般事業会社の兼業規制解除してほし		信託業法において、信託に関連する業務以外の業務の兼業が禁止されている。事業信託を行うにあたって、同規制は「ウ」のうちのある種類の事業を行う者の信託利用が禁止されていることになり、実効性に欠けることになるため、	信託法全般	
信託業法		c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性は、信託業務の内容や設定の方法に関係ないと考えられることである。信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信頼の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。	要望者のニーズを踏まえ、改めて検討し、見直しを示されたい。			信託は、他人の信託に基づき、財産の管理・運用を行なうという、他人の財産形成に深く関与する行為である。このような特性は、信託財産の内部や設定の方法に関係ないと考えられ、信託宣言や事業信託においても、委託者、受益者保護、信託会社に対する社会的信頼の確保は不可欠であることから、信託業法適用の必要はあるのではないかと考えている。	207147	金融庁	信託業法の見直し	5138	5138002			山本 崇史	2	A	信託業法の見直し	信託法の改正趣旨を最大限に汲み取り、実効性のある制度改革が行われることが必要。	16年12月施行の改正信託業法によって、信託業への参入は一般事業業にも解禁されたものの、依然、参入規制が厳しく、必ずしも制度が有効に活用されているとはいえない状況がある。改正趣旨に鑑み、規制の妥当性について十分な検証が必要。適度な規制は見直すことが必要であると思われるため。	信託法全般			
信託業法	原則、一般事業会社が信託業を兼業出来ないが、信託業務に関連する業務に限定して、兼業を認めているところ。	c		信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性を考えると、信託会社が他業を行うことと利益相反行為や他業のリスクが信託業務の経営を危うくする事態を招くことは避けなければならない。兼業規制は必要であると考				信託業は、委託者の信託に基づき、委託者が受託者に財産の所有権等の権利を移転し、管理・運用を任せられるものであり、他人の財産形成に深く関与する業務である。このような特性を考えると、信託会社が他業を行うことと利益相反行為や他業のリスクが信託業務の経営を危うくする事態を招くことは避けなければならない。兼業規制は必要であると考	207148	金融庁	信託業法における兼業規制の見直し	5138	5138003			山本 崇史	3	A	信託業法における兼業規制の見直し	一般事業会社の兼業規制解除		信託業法において、信託会社は信託業に専念することが求められており、信託に関連する業務以外の業務を営むことが禁止されている。兼業が認められるには、金融庁の個別承認が必要。普遍的な事業信託が認められる場合、信託業を同業他社に信託することが想定され、兼業規制が廃された場合、実質的に事業信託制度の利用が困難な状態となるため。	信託法全般		
保険業法第106条第1項第3号	保険業に係る業務の代理(保険募集を除く。)又は事務の代行を行う子会社は、所定の金融関連業務に限られる。	c		保険会社の代理代行を行う子会社は、保険料の収納や保険金の支払といった保険業務等と直接関わる業務を行う等、保険会社の重要な業務を親保険会社以外からも委託を受け行うことが可能であることとされている。現在の規制は、こうした観点から、保険業との親近性が強い業務に限定しているものであり、保険会社の代理代行を行う子会社に、業務自体は他業である従業業務を併せ行わせることは適当ではないと考	要望に記載したとおり、子会社等を統合・再編し一定の規模にすることは、経営効率化を進め、本体の総合的なリスク管理を可能とする。こうした観点を含め、改めて子会社業務の兼業業務拡大を検討し、見直しを示されたい。また検討のスケジュールについても具体的に示されたい。			保険会社の代理代行を行う子会社は、保険料の収納や保険金の支払といった保険業務等と直接関わる業務を行う等、保険会社の重要な業務を親保険会社以外からも委託を受け行うことが可能となつていいることから、その兼業可能業務の拡大については十分な検討を行う必要がある。よって現時点において具体的な検討スケジュールを示すことは困難である。	207149	金融庁	代理代行子会社における兼業業務の拡大(その1)	5141	5141001			(社)日本損害保険協会	1	A	代理代行子会社における兼業可能業務の拡大(その1)	代理代行子会社における兼業可能業務の追加をお願いしたい。	代理代行子会社において、施行規則第56条の2第1項の業務全般を兼営する。兼営可能となることで、新法施行前に兼営を実施していた会社につき、10%超の出資が可能となる等、出資政策の自由度も向上し、経営の効率化を図るための選択肢が多様化する。	代理代行子会社については保険会社の業務を行う以上、他業によるリスクの法人を併せても保護と親近性が強い業務にいてのみ兼営することが出来ることと解されている。一方、従業業務は元々保険会社本体が実施していた業務を切り出してアウトソースする業務でありかつ収入依存度規制も課せられていることから、これを代理代行子会社が兼営することは当世であると考えられる。子会社等においても、情報セキュリティはじめ様々なリスク管理が高度に求められてきている。係る中でリスク管理態勢を整備していくためには、子会社等を統合・再編し、一定の規模とすることが求められている。係る観点からも統合・再編がしやすくなるよう兼営を認めていただきたい。	保険業法第106条第1項第9号 保険業法施行規則第56条の2第3項 保険会社向けの総合的な監督指針2-3-1(3)		

「特区 規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項管理番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
保険業法第106条第1項第9号	保険会社の「子会社が行うことのできる業務に、機器等の製造・販売及び保険事故が発生した場合における原状回復、修理及び復旧事業を保険会社の子会社の業務として認めるとについては、保険業との関連性・接近性が認められにくい」と等から、慎重な検討が必要。	c	機器等の製造・販売及び保険事故が発生した場合における原状回復、修理及び復旧事業を保険会社の子会社の業務として認めるとについては、保険業との関連性・接近性が認められにくい」と等から、慎重な検討が必要。	機器等の製造・販売及び保険事故が発生した場合における原状回復、修理及び復旧事業を保険会社の子会社の業務として認めるとについては、保険業との関連性・接近性が認められにくい」と等から、慎重な検討が必要。			c	機器等の製造・販売及び保険事故が発生した場合における原状回復、修理及び復旧事業を保険会社の子会社の業務として認めるとについては、保険業との関連性・接近性が認められにくい」と等から、慎重な検討が必要。		207150	金融庁	子会社対象会社の業務範囲の拡大	(社)日本損害保険協会	5141	5141002			2	A	子会社対象会社の業務範囲の拡大	所謂ロスコントロール・ロスプレベンション業務(保険業法施行規則第56条の2第3項第9号)および「修理、保守又は危険に助言を行う業務(同9号)の一環業務として、コンサルティングに伴い(成果物として)提供を要する機器等の製造・販売を施行規則第56条の2第2項第10号に準じ、明記例(これらの業務実施に伴い必要となる機器等の製造・販売に係る業務を含む。)、と追加する。」「また、第8号については、コンサルティング先発災発生時の、原状回復、修理・復旧業務を追加していただきたい。例)危険の発生に伴う損害に係る現状回復・復旧のための業務。、として追加する。)	左記の通り	所謂ロスコントロール・ロスプレベンション業務を実施する場合、その業務物は一般的には助産や修理・保守である。しかしながら近時機器等の提供を通じて、これらのサービスの提供を実施するケースが生じてきていることから、これらの業務の一環業務として、コンサルティングに伴い(成果物として)提供を要する機器等の製造・販売を業務として明確に実施可能としたい。また、所謂ロスコントロール・ロスプレベンション業務に係るコンサルティングに伴って実際に災害が発生した際、リスク状況を詳細に把握し(助言)して立派な、所謂ロスコントロール・ロスプレベンション業務として(危険)の発生・復旧し得るよう、業務を追加していただきたい。なお、保険が付保されている場合に、係る原状回復や修理・復旧業務を提供することは、保険金給付にも充て、顧客サービスに資することとなり、結果として保険金支払い負担の軽減による損害率の低下にも資することとなり、経営効率の向上にも繋がるものと考え	保険業法第106条第1項第9号および第9号	
保険業法第106条第12号	保険業法第106条、同施行規則第56条の2が、保険会社の子会社の業務範囲等について規定しており、金融機関連業務子会社は金融機関連業務及び従属業務のみを(保険業の代理)代行を行う子会社とするの金融機関連業務(金融機関連業務(保険業の代理)代行を除く。))のみを営むこととされている。	c	一般に、保険監督法制においては、保険会社本体以外の者については必ずしも業務範囲が限定されていないことが多くと考えられることから、仮に現地監査前当局の監督対象となつていてもと言えらるものであつても、保険会社本体でない者については、これを子会社等とすることを当然に認めるには、慎重である必要がある。	要望 当該規制によって、現に我が国保険会社グループにのみ限られておらず、我が国保険会社が海外の保険会社をM&Aの業務の導入に際して行なう場合においても、仮に現地監査前当局の監督対象となつていてもと言えらるものであつても、保険会社本体でない者については、これを子会社等とすることを当然に認めるには、慎重である必要がある。			c	保険会社の子会社の業務範囲については、保険会社本体以外の者については必ずしも業務範囲が限定されていないことが多くと考えられることから、仮に現地監査前当局の監督対象となつていてもと言えらるものであつても、保険会社本体でない者については、これを子会社等とすることを当然に認めるには、慎重である必要がある。		207151	金融庁	保険会社の海外における子会社等の業務範囲規制の緩和	(社)日本損害保険協会	5141	5141003		3	A	保険会社の海外における子会社等の業務範囲規制の緩和	「保険会社向けの総合的な監督指針」2-3-3「保険会社の海外における子会社等の業務範囲(1)の(注)書きにつき、以下の通り緩和していただきたい。」「<現行>「保険業を行なう外国の会社(以下「海外現法」といふ。))が行なう業務については、現地監督当局が容認するものは、保険業法の趣旨に抵触しない限り原則として容認する。」「<要望案>「現地保険監督当局の監督を超える外国の会社およびその子会社等が行なう業務については、現地監督当局が容認するものは、保険業法の趣旨に抵触しない限り原則として容認する。」「	左記の通り	現地保険監督当局が容認している外国の会社(含むその子会社等)については、現地保険監督当局が容認するものであつても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方が適用され、保険会社の海外における経営の自由度を阻害し、国際競争力を低下させている。従って、海外の保険会社をM&Aと実質する、その子会社等の業務範囲が、(現地監督当局が容認しているものであつても)必ずしも国内の子会社等に適用される業務範囲を狭くしない場合であり、円滑なM&Aの推進に資するもの	保険会社向けの総合的な監督指針2-3-1(3) 保険業法第106条第1項第12号		
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融機関を行う者の業務代理等を行うことができるとされているが、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b	規制改革(民間開放)か年計画(改定)に基づいて結論時期を具体的に示されたい。	保険会社は、付随業務として他の金融機関を行う者の業務代理等を行うことができるとされているが、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。			b	保険会社の事業のあり方等に留意しつつ幅広い観点から検討を行う必要があり、現時点で結論時期を示すことは困難である。		207152	金融庁	保険会社による信託契約代理業務等	(社)日本損害保険協会	5141	5141004		4	A	保険会社による信託契約代理業務等	「保険会社による信託契約代理業務を認めたい。」「信託銀行等が信託業務を営む際の信託契約代理業務を認めることにより、信託契約代理業務の業務の提供が促進され、顧客に対する幅広いサービスの提供が可能となる。」「また、信託契約代理業務の業務の提供が促進され、顧客に対する幅広いサービスの提供が可能となる。」「	左記の通り	保険商品に関連する信託サービスを提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。また、保険会社の営業拠点を全国的に展開していることから、高品質な金融サービスの均質的な提供が可能となる。」「信託銀行等が信託業務を営む際の信託契約代理業務を認めることにより、信託契約代理業務の業務の提供が促進され、顧客に対する幅広いサービスの提供が可能となる。」「	保険業法第99条または第98条第1項第1号 同法施行規則第51条		
保険業法第36条第1項第1号	銀行代理店業務の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの対立計算	b	銀行代理店業務の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの対立計算	銀行代理店業務の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの対立計算			b	銀行代理店業務の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの対立計算		207153	金融庁	銀行代理店業務等	(社)日本損害保険協会	5141	5141005		5	A	銀行代理店業務等	「銀行代理店業務の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの対立計算」	銀行代理店業務の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの対立計算	銀行代理店業務の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの対立計算	銀行代理店業務の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの対立計算	銀行代理店業務の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの対立計算	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
保険業法第98条第1項同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができるとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革(民間開放)が年計計画(改正)に示されているとおり、平成17年度中に検討を行う。		保険会社は商品製造元として金融機関代理店に個人年金商品を、また投資信託が主力商品であるDC制度においては、運営管理機関に元本保証型商品を提供している。また、投資信託を商品販売会社として窓口販売を行っている。保険会社は投資信託金融機関(DC運営管理機関)との取引関係をもとに有している。上記両面から投資信託商品に対する顧客ニーズの把握機会を持っている。これらの経営資源を生かして、投資信託金融機関、DC運営管理機関への商品提案等の業務の代理を行うことは、保険会社としての一層の顧客基盤の充ち、投資信託金融機関、DC運営管理機関の商品ラインナップ拡充と窓口・DC顧客の利便性向上、ならびに投資信託の経営の効率性を高める。こうした観点を含め、見直しを検討することを示す。	b	保険会社の事業のあり方等に留意しつつ幅広い観点から検討を行う必要がある。現時点で結論時期を示すことは困難である。	207154	金融庁	保険会社による投資信託委託会社の業務の代理の解禁	5141	5141006	(社)日本損害保険協会	6	A	保険会社による投資信託委託会社の業務の代理の解禁	保険会社の付随業務として、投資信託委託会社(以下委託会社)が行う投資信託の商品提案等の業務の代理を行うことを認めていただきたい。	顧客サービスの充実のため、投資信託を行う金融機関または指定拠出年金(DC)制度上の運営管理機関等に対し、委託会社に代わって商品提案等の業務を行う。	「規制の現状」 保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。 【要望理由】 保険会社は、DC制度において、元本保証型商品を提供している。保険会社が元本保証型商品の新商品開発を行うにあたり、DC制度による主な投資商品である投資信託の提案を委託会社に行わせて行うことは、当該DC制度のラインナップにのみならず、顧客利便性の向上に資するものである。委託会社の商品提案等の業務の代理を行うことは、保険会社の顧客基盤に本業業務に付随して行うものである。本業との関連性、 proximity を有している。 「保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対して投資信託等の投資信託を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社の既存の資産の活用も促進され、有効であり一層の顧客基盤の充ちと当該投資信託の経営効率化が促進される。	保険業法第98条第1項同法施行規則第51条			
保険業法第106条第1項同法施行規則第13号	保険業に係る業務の代理(保険募集を除く)又は事務の代行を行う子会社の兼営可能業務は、所定の金融関連業務に限られており、その中に金銭の貸付は含まれていない。	c		保険業に係る業務の代理(保険募集を除く)又は事務の代行を行う子会社の兼営可能業務が特に限定されている趣旨に鑑み、その兼営可能業務として、単一方向的に信用リスクを課せられることとなる金銭の貸付を認めることについては慎重な検討が必要。		要望理由にもある通り、金銭の貸付業務は保険会社本体にも認められている業務であり、 proximity の高い業務である。また保険会社の事務代行に金銭の貸付業務との間には業務の共通性が認められる。なお、現在の兼営可能業務には、金銭の貸付業務と同じ信用リスクを有する業務である(債権の保証業務)が、保険業法第56条の2第1項に定める「保険業法第98条第1項(号業務)」が含まれている。したがって金銭の貸付業務を兼営することにより新たなリスクの混入があるとは考えにくい。兼営を行うことは保険会社の経営効率化に資するものであり、改めて検討し、見直しを示す。	c	代理代行子会社の兼営可能業務の拡大	207155	金融庁	代理代行子会社の兼営可能業務の拡大	5141	5141007	(社)日本損害保険協会	7	A	代理代行子会社が「金銭の貸付、業務」を兼営できるようにしていただきたい。	出資面における子会社政策の自由度が向上することにより、経営の効率化を図るための選択肢が多様化する。	代理代行子会社については保険会社の業務を行う以上、他業によるリスクの混入を防ぐため保険業との proximity が強い業務についてのみ兼営することが出来ると解されている。金銭の貸付については保険会社本体にも認められている業務である。信用リスクを取る点において同様である。債権の保証が、保険業法施行規則第50条の2第2項第5号により、既に代理代行子会社の兼営可能業務とされていることから、これを規制する合理的理由がない。 保険会社の事務代行(住宅ローン保証、火災保険などの契約)解除、債権確定の裏書承認など)と金銭の貸付業務の間には業務の共通性が認められ、これを併せて行うことが可能となれば保険会社の経営効率化に資する。	保険業法第106条第1項同法施行規則第13号				
保険業法第97条第1項同法施行規則第48条	保険会社の資産運用については、国内株式や外資建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がある。	c		本件規制は保険会社の健全性の確保のために設けられているものである。超長期の保険契約(負債)を有する保険会社には、確率的に予測し得ない将来に亘ってまで財源の健全性を確保する必要があり、自らからの資産運用規制は必要。オプトアウト・モデリガ制度による監督は有効なものであるが併せて本規制についても存置する必要がある。		回答では、本件規制は保険会社の健全性の確保のために設けられているものである。超長期の保険契約(負債)を有する保険会社には、確率的に予測し得ない将来に亘ってまで財源の健全性を確保する必要があり、自らからの資産運用規制は必要。オプトアウト・モデリガ制度による監督は有効なものであるが併せて本規制についても存置する必要がある。	c	保険会社による資産運用規制の撤廃	207156	金融庁	保険会社による資産運用規制の撤廃	5141	5141008	(社)日本損害保険協会	8	A	保険会社による資産運用規制の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる「3・3・3」規制)を撤廃する。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 当該への報告等の事務が軽減される。	現行規制は取得原価での施設資産対比の規制であり、実質的に影響が薄れている。また、監督上はオプトアウト・モデリガが導入・強化されており、同規制の撤廃が望ましいと考えられる。なお、IAISの基本原則では資産別規制が必要とされているが、より実効性の高い規制への移行が望ましい。運用比率規制を存続させる理由はないと考える。	保険業法第97条の2第1項同法施行規則第48条			
保険業法第98条第1項同法施行規則第51条第3号	保険会社は、その付随業務として、資金の貸付の代理又は事務の代行などの、他の保険会社(外国保険業者を含む)、その他金融業を行う者の業務代理等を行うこととされており、その内容は、その取内閣令で定めることができるが、その取内閣令を要する。	c		保険会社は、その付随業務として、資金の貸付の代理又は事務の代行などの、他の保険会社(外国保険業者を含む)、その他金融業を行う者の業務代理等を行うこととされており、その内容は、その取内閣令で定めることができるが、その取内閣令を要する。		要望に記載したとおり、当該規制が、保険会社が個別に融資の代理代行や融資のアレンジメント業務等を機動的に行うことでの阻害要因となっており、認可取得に要する時間等もより、認可申請は申請書面に記載すべき事項が相当程度簡略化していることが事業に求められる。また、申請書面やプロセスをデジタルの組み立てを同時併進で進めたいような案件の場合、認可申請をどういったタイミングで提出し、かつ取得が難しく、結果、機動性が失われることとなる。改めて検討し、見直しを示されたい。また検討スケジュールについても具体的な示されたい。	b	資金の貸付は固有業務として位置付けられているが、必ずしもすべての保険会社において相当程度の業務体制の整備ができていないわけではなから、今後とも、保険会社ごとに業務代理等の運営に係る体制を醸成して、当該業務代理等業務の、公認かつ効率化を行う必要があると考えられる。ただし、当該業務等、定型的なものについては現状でも包括的な認可を行っていることである。今後、具体的な業務等の内容を簡略化した上で、更に包括的な認可が可能となるものについて、個別の認可を不要とする取扱いができないが検討を行う。	207157	金融庁	金融業を行う者の資金の貸付の代理又は事務の代行の認可の撤廃	5141	5141010	(社)日本損害保険協会	10	A	金融業を行う者の資金の貸付の代理又は事務の代行の認可の撤廃	資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行については認可不要とする。	取引を機動的に行うことが可能となり、収益性向上に資する。 銀行とのイコールドレンジングが図られる。	損保各社では、長年にわたり固有業務として貸付業務を実施してきており、既に十分かつ十分な審査と監査整備が行われていることから、貸付の代理代行を行う態勢が整っており、銀行との差異はないものと考えられる。また、貸付サービス向上の観点から、保険会社が銀行の貸付の代理代行を行うケースが出てきている中で、個別認可が必要とされる現行は、機動性が確保される、十分な顧客サービスを提供することができない。	保険業法第98条第1項第3号			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項管理番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
		b		証券会社の業務については、付随業務(法第34条第1項)のほか証券業と関連する業務(そのリスク管理に自己資本規制に反映できる業務を届出業務(同条第2項)として法令上幅広く規定している。また、それ以外の業務についても、個別規制制のもとでリスク算定を確実にし、投資者保護に支障を来さないといえるものについては、幅広く認めていく。						207166	金融庁	証券会社による併業業務の契約代理業務を付随業務に位置づけ	証券会社	5144	5144066		(社)日本経済団体連合会	66	A	証券会社による併業業務の契約代理業務を付随業務に位置づけ	証券会社が、信託業金融機関が併行併業業務について、その代理店として顧客を取り次ぐ業務(媒介業務)については届出によって旨むことを可能とすべきである。	併業業務は信託業務との関連性・親近性があるものとして、信託業金融機関に取扱い認められている業務(あり)・信託業金融機関が旨む業務の契約代理業務について規制を廃止する理由はない。事実、銀行その他の金融機関については、信託契約代理業務と併業業務に係る契約代理業務を同様の規制に置き換えている。	証券取引法第34条 証券会社に関する内閣府令第25条	2004年12月の信託業法等の改正により、証券会社が併業として信託契約代理業務を行なうことが可能となった。しかし、併業業務を実施するには、内閣府の承認が必要である。	
		b		御要望の「併業業務」のうち、「会計の検査」、「遺言執行」等の業務については、業務範囲が法令上明確ではないことと、その契約代理業務についても個々の契約内容を審査した上で、リスク管理上問題がないものについて承認していること。						207167	金融庁・法務省	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外	特定持分信託	5144	5144069		(社)日本経済団体連合会	69	A	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外	資産流動化法の特定持分信託に間接法文とあり、信託法第58条の適用が除外されることを修正信託法において明文化すべきである。	併業業務も信託契約代理業務と同様に、証券会社の取り扱う業務と関連性・親近性があり、既に金融庁長官の承認を得て当該業務を取り扱っている企業が存在する。特に、併業業務の媒介については実務上喫緊かつ強いニーズが存在している。	証券取引法第34条 証券会社に関する内閣府令第25条		
信託法第58条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があると認められるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。	b		現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目標として作業を行っていることであり、信託法第58条の見直しについては、法制審議会に信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題が挙げられて、法務省において具体的な調査審議を行っており、法制審議会に信託法部会における審議の内容を諮問して法務省において上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定であると承知。						207168	金融庁	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託業務	5144	5144070		(社)日本経済団体連合会	70	A	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託銀行等が信託代理店に対し信託代理店とその所属保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して顧客サービスを送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となる。	特定持分信託は、その制度趣旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものと定められているが、信託契約によるような事項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのとは異なる点がない。そのため、信託法第58条の適用を認めるために、受益者を複数にするなど、制度趣旨からすればおよそ本質的でない事項を認めるとともに、別途キームを併用化させること。	信託法第58条 資産の流動化に関する法律第31条の2	特定持分信託の信託契約書に委託者は受益者が、信託期間中に信託契約を解除できない事項を入れたとしても、裁判所による信託の解除命令を規定した信託法第58条の適用があるかどうかは明らかでない。	
保険業法第98条の2	保険会社は、付随業務として他の金融機関が行う者の業務代理者等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革(民間開放)3か年計画(改正)に示されているとおり、平成17年度中に検討を行うこととしている。					207169	金融庁	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託業務	5144	5144072		(社)日本経済団体連合会	72	A	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託銀行等が信託代理店に対し信託代理店とその所属保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して顧客サービスを送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となる。	信託銀行等が信託代理店に対し信託代理店とその所属保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して顧客サービスを送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となる。	(左欄へ続く) 左欄) 銀行等においては信託業務の代理を行う者である一方、保険会社のみが信託業務の代理者を行うことと認められており、信託業務に対する幅広い参入を意図した今後の信託業務の代理者に対する公平性、合理性に欠く。	保険業法第98条の2 信託法第58条	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融機関が行う者の業務代理者等が行っているが、その詳細を定める施行規則がない。信託業務の代理者代行は認められていない。	
保険業法第106条、第271条の22、同法施行規則第56条の2	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資の除外の総合的な監督指針-2-3-(12)	c		これまで保険会社における不動産投資は「インカムゲイン」を得ることを目的としたものが中心であり、不動産投資顧問を保険会社の子会社の業務として認めることについては、保険業との関連性・親近性について慎重な検討が必要。						207169	金融庁	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託業務	5144	5144072		(社)日本経済団体連合会	72	A	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託銀行等が信託代理店に対し信託代理店とその所属保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して顧客サービスを送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となる。	年基金等を中心とする投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に偏り、不動産に係る投資顧問業務が多様化しており、不動産投資の保有不動産について、投資対象としての子会社において不動産投資顧問業務を推進することの期待も高まっている。	(左欄へ続く) また、生命保険会社においては、不動産投資を行うにあたり、社内リスク管理規程に基づいたリスク管理体制を構築しており、収益状況を適切に管理している。その運用方針は長期安定性を重視しているが、ポートフォリオが多様化しており、不動産投資の保有不動産について、投資対象としての子会社において不動産投資顧問業務を推進することの期待も高まっている。	保険業法第106条、第271条の22 信託法第58条の2、第210条の7 保険会社向け総合的な監督指針-2-3-(12)	保険会社の子会社で行うことのできる業務として、不動産投資の除外の総合的な監督指針-2-3-(12)に示されているが、その詳細を定める施行規則がない。
		c		要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討したい。						207169	金融庁	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託業務	5144	5144072		(社)日本経済団体連合会	72	A	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託銀行等が信託代理店に対し信託代理店とその所属保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して顧客サービスを送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となる。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討したい。			
		c		要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討したい。						207169	金融庁	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託業務	5144	5144072		(社)日本経済団体連合会	72	A	信託業務の代理又は事務代行の解除	信託銀行等が信託代理店に対し信託代理店とその所属保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して顧客サービスを送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となる。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討したい。			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
投資顧問業法第5条、第6条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。	B		住所の公衆縦覧については、他の法令との整合性や他の業者の実態に配慮しつつ、投資サービス法(仮称)の議論を踏まえ、検討する。						207178	金融庁	投資顧問業者に関する公衆縦覧に係る規制緩和	5144	5144082			(社)日本経済団体連合会	82	A	投資顧問業者に関する公衆縦覧に係る規制緩和	投資顧問業者について、役員または重要な使用人の住所に関する公衆縦覧を廃止すべきである。また、近年公開されている情報を利用した投毒が発生している。住所を公衆の縦覧に供することは、個人情報保護の観点およびセキュリティ上の問題がある。投資者保護の観点からは、投資顧問業者の役員または重要な使用人の氏名を届け出ていれば足り、更に個人の住所までを開示する必要性は乏しい。	同会 政府の主導により個人情報保護の努力が行われている。また、近年公開されている情報を利用した投毒が発生している。住所を公衆の縦覧に供することは、個人情報保護の観点およびセキュリティ上の問題がある。投資者保護の観点からは、投資顧問業者の役員または重要な使用人の氏名を届け出ていれば足り、更に個人の住所までを開示する必要性は乏しい。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第6条および第8条	投資顧問業の登録にあたって、投資顧問業者の役員または重要な使用人の氏名及び住所が記載されており、それは公衆の縦覧に供されている。また、役員または重要な使用人の住所に変更が生じた場合には変更の届出を行うことが義務付けられている。	